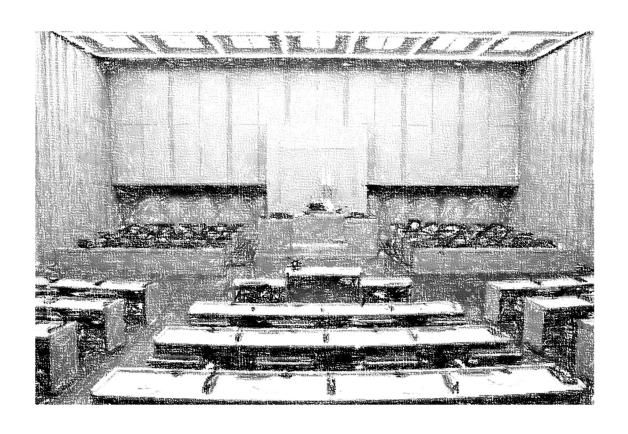
調査時報

特集

- 1 令和6年度議会運営委員会・常任委員会行政調査報告
- 2 鹿児島市友好代表団長沙市等訪問報告書(令和5年度)



鹿児島市議会

2024 10 月 No.149

目 次

特 集 1	令和6年度議会運営委員会・常任委員会行政調査報告・・・・・・・・・・・	3
	議会運営委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	総務環境委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	防災福祉こども委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	市民文教委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	産業観光企業委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	建設消防委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	03
特 集 2	鹿児島市友好代表団長沙市等訪問報告書(令和5年度)・・・・・・・・1	24
議会のうごき	市議会日誌 (令和6年6月~9月) ・・・・・・・・・・・13	39
	令和6年第2回市議会定例会において可決された意見書・・・・・・・・1	44
	令和6年第3回市議会定例会において可決された意見書・・・・・・・・1	45
	令和6年第2回市議会定例会において不採択となった請願・・・・・・・・1	47
	令和6年第3回市議会定例会において不採択となった陳情・・・・・・・・1	49
議長会報告	令和6年6月~9月・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	51
地方行財政訓	酒金会資料目録 令和6年6月~9月・・・・・・・・・・・・・・・1	70
図書室だより	丿 (新規購入図書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	71

特 集 1

令和6年度議会運営委員会 · 常任委員会行政調査報告

令和6年度の議会運営委員会及び各常任委員会行政調査報告の主な内容を紹介します。

委員会名	期間	調査項目
議会運営委員会	7 /22~24	議会改革について(四日市市・船橋市)
総務環境委員会	7/16~19	食品ロス削減の取組について(神戸市) 移住促進について(浜松市) DXの推進について(千代田区)
防災福祉こども委員会	7/9~12	犯罪被害者等支援について(横須賀市) 板橋区子ども家庭総合支援センターについて(板橋区) 重層的支援体制整備事業について(八王子市)
市民文教委員会	7/9~12	学校給食費の公会計化について(金沢市) 部活動の地域移行について(岡崎市) 教育支援センターSaSaLANDについて(長野市)
産業観光企業委員会	7/16~19	農作物の高付加価値化と販売・PRの強化の取組について(千葉市) 東静岡アート&スポーツ/ヒロバについて(静岡市) ものづくり創造拠点SENTANについて(豊田市)
建設消防委員会	7/16~19	パークイノベーションについて(足立区) 居心地が良く歩きたくなる空間形成事業について(豊橋市) 空き家対策について(京都市)

議会運営委員会行政調査報告から

【四日市市】

議会改革について

1. 委員会のインターネット中継について

(1) 導入の経緯

より開かれた議会とするため、平成25年6月からUSTREAMを利用したインターネット中継を開始。平成30年8月からは、YouTube を利用しての中継へ変更。

導入時期	内容
平成25年6月~	総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4常任委員会
平成25年8月~	予算、決算常任委員会
平成26年5月~	広報広聴委員会
平成28年9月~	議会運営委員会及び特別委員会
平成30年8月~	YouTubeを利用しての中継へ変更

(2) 設置している設備及び台数 (第1~第4委員会室及び全員協議会室にそれぞれ設置)

・Webカメラ(固定):1台・パソコン(配信用):1台

・その他、マイク等の音響設備





Webカメラ

(出典) 四日市市議会説明資料から抜粋

(3) 経費

① 導入経費 1,030千円

〔内訳〕

・パソコン 392千円・Webカメラ 40千円

・その他、配線工事等

598千円

② 運用経費 (令和4年度)

インターネット回線料

57千円

(4) 運用方法

委員会の冒頭で委員長から事務局へインターネット中継開始の指示

委員会担当とサポートの事務局職員2名のうち、いずれかが委員長の指示で中継操作 定点カメラによる映像撮影のため、委員会開会中のカメラ操作は不要で、 中継操作は配信の開始、停止の操作を行う程度

委員長から事務局へインターネット中継終了の指示

委員会終了後

事務局で休憩中や開始前などの余分な箇所をカットし見やすいように編集し、「過去のライブ配信」としてYouTubeにアップロード

- (5) 視聴方法及び視聴数、取組の効果
 - ① 視聴方法
 - ・委員会ごとにチャンネルを作成し、YouTubeで配信



※市議会ホームページから各委員会名をクリックすると、それぞれの委員会の配信ページに移動。赤字で「LIVE (ライブ)」または「ライブ配信中」と表示されているものが中継配信。 (出典)四日市市ホームページから抜粋

② 視聴数

・4 常任委員会及び予算・決算常任委員会の年間総視聴数:3,000~4,000回程度 ※過去のライブ配信映像の閲覧も含む。

(6) 取組の効果

- ・ライブ配信をした過去の映像を簡単に残しておくことができる。
- ・委員会の内容を市民が自宅で好きな時間に閲覧できる。
- ・YouTubeを活用することにより、非常に安価に配信ができる。

(7) 今後の課題

- ・通信環境が不安定になる場合があり、画像や音声が途切れることがある。
- ・YouTubeや配信用ソフトの仕様が変更され、操作方法が変わってしまうことがある。
- ・YouTubeにアップロードした過去の映像の保存期間が明らかになっていないため、いつの間にか削除されてしまうことが考えられる。

2. 高校生議会について

(1) 目的

18歳選挙権がはじまり、未来を担う子どもたちに地方政治に興味を持ってもらい、地方政治への関心の向上を図るとともに、18歳未満の子どもたちの意見を聴取し今後の市政の参考とするため、平成30年度から開催。

(2) 概要

① 対象者及び募集人数

対象者	募集人数(5年度実績)
・北勢地区(県北部)の公立高校及び特別支援学校高等部の生徒・市内の私立高校及び特別支援学校高等部の生徒※全日制、定時制、通信制	おおむね30人程度 (8校、生徒23人)

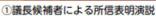
② スケジュール

時期	内容
6月中旬	開催スケジュールを決定
8月上旬	参加者募集要項を決定
8月下旬~9月上旬	正副議長による学校への参加依頼(校長会出席、直接訪問等)
9月末まで	参加者及び調査テーマの募集
10月末~11月上旬	事前勉強会の開催
11月末まで	議長、委員長の立候補者を募集 意見シートの提出依頼
12月中旬	取りまとめた意見シートを各参加者へ送付
1月下旬	高校生議会の開催

(3) 当日の主な流れ

議長に立候補した3人の候補者が所信表明演説を行った後、高校生議員が投票を 行いました。







②投票



③開票の立会い



④議長を選出

三つの委員会に分かれ、高校生委員長を中心に議論して全員の考えを意見 書に取りまとめました。



①まず自分の意見を発表



②委員長の進行で議論



③みんなの意見を取りまとめ ④内容を全員で確認



取りまとめた意見書を本会議場で採択し、市議会に提出し ました。



①委員長が 意見書を 読み上げ



②三つの 意見書を 採決し、 可決!



③市議会に 意見書を 提出!

意見書の内容を紹介



公共施設委員会

さまざまな世代が交流 できる公園を造り、学校 施設も運動場として活用 すること。また、公園の遊 具の改良や新設のほか、 四日市港ポートビルの活 性化、駅の安全対策、視 覚障害者に配慮したまち づくりを進めること。



環境委員会

アプリを利用した情報 発信のほか、電気自動車 の普及、再利用を促進す るためフリーマーケットの 開催などに取り組むこと。 また、防災用品を繰り返 し使用できるものにする こと。



公共交通·都市開発委員会

公共交通機関のバリア フリー化を進めること。ま た、ICカードの普及促進 や待合所の充実、自動運 転バスの導入のほか、市 内西部を南北に移動する バス路線の充実、JR四 日市駅周辺の活性化に取 り組むこと。



(出典)よっかいち市議会だより 2月定例議会号(令和6年5月10日発行)から抜粋

(4) 今後の課題

- ・募集について学校を通じた申込だけではなく、高校生個人での申込件数を増やしていきたい と考えており、情報発信に注力する必要がある。
- ・ 高校生議会において提出された意見書について、高校生に直接フィードバックする方法を検 討していく必要がある。

3. 四日市市議会BCP(業務継続計画)について

(1) 目的

二元代表制の趣旨にのっとり、議決機関及び住民代表機関として議会の機能維持を図るための組織体制を定め、市民の安全確保、被害の拡大防止及び災害復旧に向けた災害対策活動ができるよう、体制整備を行う。

(2) 議会の役割

- ① 迅速な災害復旧に向け、市との災害情報の共有、協力・連携体制を整える(四日市市議会 災害対策会議の設置)
- ② 地域の被災状況等の情報収集及び整理、市の災害対策本部との情報共有
- ③ 国、県、その他関係機関に対する要望活動
- ④ 復旧に向け必要な予算の審議 ※定足数に足る有効な議決ができる会議の開催

(3) 経過

年月	内容
令和2年8月策定	「地震・風水害編」「感染症対策編」に分け、必要な事項を定める。
令和4年4月改訂	大規模感染症への対応、発災時の議員の行動基準や参集などを追記

(4) 四日市市議会災害対策会議の概要

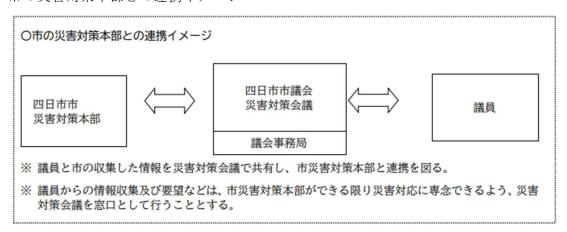
項目	内容
設置・組織	・議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各派代表者をもって組織する。 ・市域で震度5強以上の地震が発生したときに設置する。 ・市の災害対策本部が非常体制を配備した場合又は大規模感染症の発生等により市の健康危機管理対策本部が設置され、市内で重大な健康被害が発生した場合(恐れを含む。)、議長の判断で設置することができる。
任務	・被災状況の情報収集などに関すること ・議員の安否に関すること ・議員の参集に関すること ・本会議及び委員会の開催に関すること ・本会議及び委員会等の協議事項に関すること ・市の災害対策本部又は健康危機管理対策本部との連携に関すること ・その他災害対応に必要と考えられること

(5) 地震・風水害編

① 議員の行動基準

- ・自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保する。
- ・災害が会議(本会議・委員会)中に発生した場合議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ・自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- 議会事務局へ安否の報告を行う。
- ・連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

② 市の災害対策本部との連携イメージ



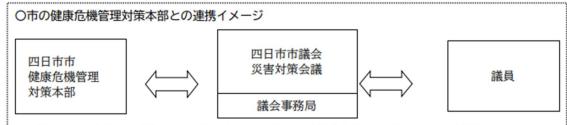
(6) 大規模感染症編

① 議員の基本的行動

議員は、市内で感染が発生している状況においては、自身と家族の健康観察を行い、健康 状態に異常がない場合、別途定める対応方針を踏まえた上で、次の活動を行う。さらに、議 員としての立場(非代替性)を踏まえて活動に当たるものとする。

- ・感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- ・感染症発生地域又は発生地域を経由する議員の出張・外出は、必要性・重要性を検討し、可能な限り控える。
- ・感染者が増加傾向にある場合は、不要不急の外出を自粛する。
- ・議会事務局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- ・災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記にかかわらず災害対策会 議の業務に当たる。
- ・議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- ・議会事務局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への 情報提供に努める。

② 市の健康危機管理対策本部との連携イメージ



- ※ 議員と市の収集した情報を災害対策会議で共有し、市健康危機管理対策本部と連携を図る。
- ※ 議員からの情報収集及び要望などは、市健康危機管理対策本部ができる限り対応に専念できるよう、 災害対策会議を窓口として行うこととする。

(7) 取組の効果

・BCPを策定し、災害時や大規模感染症の発生時における行動基準を定めたことにより、災害に対する議会全体での意識が向上した。

(8) 今後の課題

・策定以降、実際にBCPを発動させた事案はなく、手探りで取組を進めているため、今後も 他都市の取組や時代に合わせて内容を充実させ、実行性のあるものに随時見直していく必要 がある。

4. 市議会モニター制度について

(1) 目的

市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的として、平成16年11月に市議会モニターを設置。

(2) 選考方法及びモニター数

選考方法	モニター数
医 有刀伍	(令和6年度)
地区市民センターの館長に各地区1人の推薦を依頼	27人
四日市大学に市議会モニターとして大学生の推薦を依頼 (5人程度)	5 人
一般公募(10人程度)	13人
計	45人

[年齢分布]

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
令和6年度	4 人	3 人	1人	3 人	4 人	11人	17人	2人

最年少19歳、最年長81歳(令和6年5月28日現在)

(3) 任期

1年。再任は2年まで(合計で3年)

(4) 市議会モニターの職務

- ・当市議会の本会議、常任委員会等を可能な範囲で傍聴し、意見を文書で提出する。
- ・ケーブルテレビで中継している議会の代表・一般質問の様子、インターネットで中継している本会議の様子などを可能な範囲で視聴して、意見を文書で提出する。
- ・研修会、意見交換会等に出席し、意見を述べる。
- ・随時、議会運営等に関する意見や提言を文書で提出する。
- ・議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項等に回答する。

〔活動概要〕

令和5年度	委嘱式	研修会	意見交換会	アンケート
回数	1 回	1 回	1 回	1 回
参加者数	38人	40人	32人	

(5) 提言状況及び提言を基に改善した主な事項

① 受付件数

年度	H28	H29	Н30	R元	R2	R3	R4	R5
件数	13件	16件	12件	24件	52件	22件	11件	34件

② 提出された提言を踏まえ改善した主な事項

- ・本会議を傍聴する際の手続に必要であった住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更 することで、傍聴手続を簡素化した。
- ・委員会で議員にのみ配付していた資料を傍聴者にも配付するようにした。
- ・新年度当初予算の上程にあたり、市長が所信を述べる2月定例月議会と、市長等が前年度 決算について説明する8月定例月議会の議案説明を傍聴者にも配付するようにした。
- ・本会議の代表質問・一般質問の模様をケーブルテレビによる生中継だけでなく、インターネットでも配信することにより、いつでも視聴できるようにした。

【船橋市】

議会改革について

1. タブレット端末等の活用について

(1) 導入の目的

- ・会議資料の電子化により、集積・共有された資料へのアクセスを容易にすることで、議会活動等の強化を図る。
- ・議場や委員会室において、会議の進行に関するやり取りを、議員と事務局間又は議員間で行うことで、会議運営の円滑化を図る。

(2) 経緯

年月	内容
平成27年6月	議会運営委員会において4会派から提起
8月	議会運営委員へシステム業者によるデモを実施
平成28年2月	議会運営委員会において大津市議会視察
4月	議会運営委員会において導入する方向で協議を進めることを決定
平成29年6月	定例会補正予算上程、公募型プロポーザルによる公募を開始
8月	補正予算可決、候補者決定、契約事務
平成30年2月	本格運用開始
令和5年1月	ネットワーク設備機器更新
令和5年5月	タブレット端末更新(改選後)

(3) 利用端末及び活用状況等

区分	利用端末等	活用状況等
タブレット端末	iPad Pro	・SIMフリーモデル 128GB 12.9インチ
※令和5年11月ネッ	第5世代	・100台(議員50台・理事者41台・議会事務局9台)
トワーク設備機器		※議員以外はWi-Fiモデル
更新後の状況		・端末費用は公費負担
		・通信料 (SIM) は議員個人負担
会議システム	SideBooks	・作成したフォルダに議案等の資料(PDFデータ)
		を格納し、会議中の閲覧に活用
議会通信システム	WowTalk	・議員、執行部及び議会事務局が使用する端末にお
		いて一斉又は個別に必要なメッセージの送受信に
		活用
グループウェア	Garoon	・各種様式、資料の保管(Word等データ含む)
		・公的メールアドレスによる議員への連絡
		・スケジュールや施設予約

(4) 運用方法

- ・「船橋市議会タブレット端末の管理に関するガイドライン」に基づき、適正に管理している。 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1)タブレット端末を議会活動の目的以外に使用しないこと。
 - (2)タブレット端末の使用に当たっては、個人情報の取り扱いに留意すること。
 - (出典) 船橋市議会タブレット端末の管理に関するガイドラインから抜粋

(5) 今後の課題

- ・令和元年5月から紙資料を廃止したが、その後、一部の議員から紙資料が必要との申出があり、協議の結果、希望する議員に対して紙資料を配付している。
- ・端末操作の習熟度に差がある旨、議員から指摘があり、講習会を実施している。
- (6) 本会議における資料の配付及び掲示について
 - ① 配付及び掲示までの流れ
 - ア 配付の場合

質疑質問前日の午後1時までに「資料使用申出書」に資料を添付して議長に提出 【議員】

議長許可(決裁)【事務局】

質疑質問当日の午前9時までに配付資料及びPDFデータを事務局に提出【議員】

傍聴用の資料に閲覧用スタンプを押し、ナンバリングを行う【事務局】

配付

- ・議場配付及びタブレット端末の会議システムで閲覧できるタイミングは質疑質問当 日の開会前【事務局】
- ・資料データは会期中会議システムで閲覧できるものとし、閉会後は削除する【事務局】
- ・傍聴者には閲覧用として資料を配付し、会議終了後に回収する【警備員】

イ 掲示の場合

質疑質問前日の午後1時までに「資料使用申出書」を議長に提出。なお、提出の際に 資料を議長に示す【議員】

議長許可(決裁)【事務局】

② 配付及び掲示した資料の取扱い 会議録に掲載しない。

③ 今後の課題

- ・提出された資料 (例:文字のみの資料) について、内容によっては許可をしてよいものか 判断に迷うものがある。
- ・資料使用申出をする議員が著作物という認識がなく締切直前で申出をされた場合、急いで 著作物の利用について許諾を受けなければならない場合がある。

2. インターネット中継について(本会議・委員会中継、字幕配信及び会議資料掲載)

(1) 導入の経緯

年	内容
平成16年	・本会議中継開始(ライブ・録画)
平成25年	・本会議中継リニューアル、スマートフォン版の配信開始
平成26年	・委員会(第4・第5委員会室)中継開始(ライブ・録画)
平成29年	・委員会(第3委員会室)中継開始(ライブ・録画)
令和2年	・委員会の録画中継に、議題ごとの開始時間を表示
令和3年	・本会議のライブ中継に字幕を表示
	・本会議・委員会の録画中継公開時に会議資料を掲載

(2) 設備(第4・第5委員会室、第3委員会室にそれぞれ設置)

- ・カメラ3台
- ・中継操作用タッチパネル1台
- ・映像確認用テレビ1台
- ・卓上マイク、ハンドマイク複数台
- ・タッチパネルモニター (委員会室外設置) 1台

(3) 運用方法

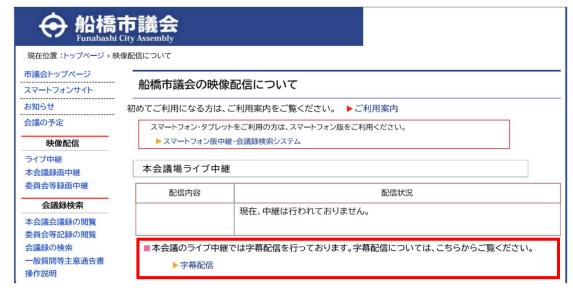
- ① 生中継の運用(主なもの)
 - ・開会から閉会までの会議における一切の模様(不規則発言含む)を放送する。
 - ・休憩中は放送しない。
- ② 録画中継の運用
 - ・会議が行われた日から原則2営業日以内に掲載する。
 - ・生中継で放送した内容をそのまま掲載する(休憩部分はカット)。
 - ・発言の取り消しがあった場合は、当該発言を無音処理する。
 - ・掲載期限を設けず、掲載し続ける。
 - ・議題ごとの開始時間を表示する。
 - ・会議資料を掲載する。

(4) 視聴方法

- 市議会ウェブサイト
- ・スマートフォン及びタブレット端末専用サイト

(5) 字幕表示について

実施時期	令和3年2月から(本会議の生中継のみ)
実施に至った経緯	広報委員会において聴覚障害者や手話通訳者からの要望がある旨、委員から提案があり、検討を進めた結果、音声認識アプリを使って生中継の音声を 取り込み文字化して配信するサービスを活用することとなった。
運用方法	音声認識アプリのUDトークを活用 (選定理由) ・他の自治体でも導入実績がある ・比較的費用が抑えられる ・容易に音声認識の結果をインターネット上で公開できる機能を備えている



(出典) 船橋市ホームページから抜粋

(6) 会議資料の掲載について

実施時期	令和3年4月から(本会議及び委員会)
実施に至った経緯	広報委員会においてインターネット録画中継の会議資料掲載について提案があり、検討を進めた結果、本会議及び委員会の録画中継において会議資料の掲載を開始することとなった。
運用方法	原則、中継を行う全ての会議が対象で、録画中継のみ掲載 ア 録画中継ページに添付する資料の種類 ・当日の会議で配付した資料 本会議:例)議事日程、諸般の報告など 委員会:例)協議用資料、執行部の説明資料など ・複数日の会議に関連する資料(例:議案、発議案、請願陳情等) →議案等を掲載している市議会ウェブページのリンクを表示 イ 掲載しない資料 ・個人情報が掲載されている等、広く一般に公表することに適さない資料 ・詳細説明・情報提供などの目的で議員にのみ配付される資料 ・傍聴者に対して「閲覧のみ」「配付しない」などの取扱いをする資料 (部数の都合により「閲覧のみ」としている資料は掲載) ・執行部提出資料のうち、公開を控えてほしい旨の申出がある資料





(出典) 船橋市ホームページから抜粋

3. 船橋市議会業務継続計画(議会BCP)について

(1) 目的

大規模な災害発生や新型コロナウイルスなどの感染症等により、様々な制約を受ける状況に あっても、議会として迅速な意思決定や市民ニーズの反映など、議会機能の発揮、機能維持を 図る。

(2) 策定時期

- •令和5年4月策定
 - →「地震・風水害編」「感染症対策編」に分け、必要な事項を定める。

(3) 地震・風水害編

経緯

これまでの大規模災害時における議会の対応

「船橋市議会災害対策支援会議設置要綱」(平成26年7月制定)

・支援会議の設置、市の対策本部との連携、災害の発生時期に応じた所掌事務等を定める。

台風等による浸水や土砂流出、首都直下地震等の懸念

議会BCPを策定

- ・「初動体制の整備」や「災害の発生時期に応じた行動基準」など議会の役割をさらに明確化
- ・市民への情報発信や要望のとりまとめ、執行機関との連携など災害時の議員の役割を定める。

② 対象とする災害等

災害等種別	内 容		
地震	・市域に震度5強以上又はこれに準ずる地震災害(※)が発生したとき		
	・東京湾内湾で1メートルを超える津波が発生したとき、又はそのお		
	それがあるとき		
風水害	各種特別警報又は警報が発表され、市域に甚大な被害が発生した場合、		
	又は発生のおそれがあるとき		
その他	大規模な火災、事故、原子力災害、テロ行為等により大きな被害が発生		
	した場合、又はそのおそれがあり、市民生活に重大な影響がある場合		

※市の震度が計測できず、近隣市の震度で船橋市も震度5強以上と推測された場合に適用

③ 災害時の組織体制

船橋市議会災害対策支援会議 支援本部 地域活動員 ・安否確認 構成員:議長、副議長、会派代表者、 構成員:支援本部以外の各議員 ・災害情報 事務局職員 参集指示 ・安否、罹災状況の報告 ・議員の安否、罹災状況の確認 ・被災地の情報を収集、報告 ・市の災害対策本部からの災害情報を収集整理 ・市民への情報提供 ・地域活動員からの被災情報を集約、整理 ・地域における救助、支援活動 安否報告 への協力 市災害対策本部への要請 (メール) 国・県及び関係団体への要望 被災情報 ・災害情報 ・議員安否情報 • 対応情報 ·被災情報提供 市の災害対策本部 地域活動員から市の災害対策本部へ 直接の連絡は行わない (執行機関等/議会事務局長/議会班)

(出典) 船橋市説明資料から抜粋

(3) 感染症対策編

経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大(令和2年~)

様々な感染対策を取りながら議会運営を行ってきた

議会BCPを策定

- ①感染が疑われる場合や確認された場合の対応
- ②会期前、会期中に感染症患者が発生した場合の対応
- ③感染防止対策 など

感染症特有の事項を定め、感染症・伝染病の流行時において適切に議会機能の維持を図る。

② 想定する感染症及び規定する事項

ア 想定する感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症のうち、何らかの措置を講じなければ、人の生命や健康に重篤な影響を及ぼす感染症が対象 ※季節性インフルエンザ等で議会運営に支障をきたす事態となった場合にも準用

イ 規定する事項

- ・感染が疑われる場合及び感染が確認された場合の対応
- 議長、委員長、議会事務局長が職務を執れない場合の対応
- 会期前や会期中に感染症患者が発生した場合の検討事項と対応
- 感染防止対策
- →新型コロナウイルス感染症拡大時における対応を参考に具体的な対応を定めている。

(4) 議会における取組

- ① 市議会防災訓練
 - ・議員及び事務局職員を対象に船橋市議会防災訓練を毎年実施
 - ・令和5年度は「議会BCPについての研修会」を併せて実施 (令和5年10月)
 - →「船橋市議会災害対策支援会議」における議員の役割を特に周知



(防災訓練の様子)

② 議員の主な役割

- ・議長、副議長、会派代表者が支援本部の構成員となり、支援本部以外の議員が地域活動員となること。
- ・地域活動員は、安否確認メール等により安否の報告を支援本部に行うとともに、必要に応じて地域の被災情報等を報告すること。
- ・地域活動員が収集した被災情報等は、支援本部が集約し、市の災害対策本部に提供するため、議員から市の災害対策本部へ直接の連絡は原則行わないこと。
- ・市の災害対策本部からの情報は、支援本部から適宜地域活動員へお知らせするため、地域 活動員には、地域における救助や支援活動への協力、市民への情報提供をお願いすること。

③ 事務局職員の災害対応訓練

事務局職員を対象に実地訓練として「使用施設開設訓練」と「業務運営訓練」を実施 (令和5年7月)

ア 使用施設開設訓練

勤務時間中に震度 6 弱の地震が発生した前提で、けが人や火災の有無、施設の被害状況を速やかに確認し、議会の機能維持を図る。

イ 業務運営訓練

震度 6 弱の地震発生後、「船橋市議会災害対策支援会議」が設置され、本庁舎が停電したことを前提とする。

メール配信システムを用いた議員の安否確認を行ったほか、議員から寄せられた被害 状況等の情報をトリアージして市の災害対策本部へ情報提供するまでの訓練を実施

(5) 課題及び今後の対応

課題

- ・避難行動→指揮系統の確立
- ・議員(地域活動員)が収集した地域の被害情報等の整理
 - →迅速かつ適切なトリアージ(特に至急案件など)が必要

今後の対応

- ・議会BCPの見直し→法令等の改正や防災訓練の実施で得た情報などの反映
- ・定期的な訓練の実施→市議会防災訓練、事務局職員の災害対応訓練

総務環境委員会行政調査報告から

【神戸市】

食品ロス削減の取組について

1. 導入前の状況 (課題) について

神戸市内において、推計で年間約4万トン(事業系約3万トン、家庭系約1万トン)もの食品ロスが発生している中、市民・事業者・行政が一体となり、食品ロスの削減を推進する食品ロス削減協力店制度を展開し、その登録店には来店者に食品ロス削減の取組を広くPRしていただくとともに、日々の買い物で商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の普及啓発にも取り組んできた。

こうした取組は、スーパーやコンビニなど比較的大きな小売店を中心に取組が広がりつつ ある一方、小規模な小売店ではまだまだこれからという状況にあった。

2. 食品ロス削減に向けた各種取組について

- (1) 食品ロス削減・持続可能なフードシェアリングに関する連携事業
 - ① 内容

売れ残って破棄の対象になる食品を値引きし、ネット上で一般消費者とマッチングを図るため、フードシェアリング「TABETE」を展開する株式会社コークッキングと「食品ロス削減・持続可能なフードシェアリングに関する事業連携協定」を締結した。



実施期間:令和2年4月1日~令和4年3月31日

※TABETE・・・まだおいしく食べられるのに「捨てざるを得ない危機」にある飲食店の食事をユーザーが1品から「おいしく」、「お得」に購入することによってレスキュー(公式アプリ内で食品ロス商品を購入すること)できる仕組みのこと。

② 「TABETE」を活用した4つの取組

ア 飲食店等における食品ロス削減の取組の相互推進

市民・事業者・行政が一体となり、食品ロスの削減を推進する食品ロス削減協力店制度 「goodbye food loss, KOBE」とフードシェアリングサービス「TABETE」が連携することで、それぞれの取組を相互に推進して認知度向上を目指し、参加する店舗・利用者の拡大に取り組む。

※神戸市食品ロス削減協力店・・・神戸市が募集・登録した市民とともに食品ロスを削減 する取組を行う店舗のこと。



イ 市民・地元中小企業セミナーの開催

食品ロスの削減を推進する事例紹介など、SDGsをテーマとする市民・地元中小企業向けセミナーを共同で開催し、事業者内だけでなく家庭内も含めた食品ロスに対する意識向上とシェアリングエコノミーについてのリテラシー向上を図る。

○事業者・家庭内の食品ロス削減に対する意識向上に 約400名が参加



ウ 市民のエコアクション促進(環境アプリとの連携)

食品ロス削減につなげるため、市民のエコアクションを促進するスマートフォンアプリ「イイことぐるぐる」のポイント対象メニューに、「TABETE」の利用を追加。また、「TABETE」利用者に対しても「イイことぐるぐる」のPRを行う。・イイことぐるぐる

環境に優しい様々な行動(エコアクション)を実践し、報告 することで、ポイントがたまるスマートフォンアプリ。



エ 市内学生の起業・経営マインド育成

市内大学等と連携し、シェアリングエコノミーをテーマにしたビジネスコンテストを開催し、学生の起業マインドの醸成を促す。



③ 連携後の結果(令和4年3月末時点)

・神戸市食品ロス削減協力店

233店舗(約50店舗増)

·「TABETE」登録店

92店舗

レスキュー数

15,926件(約8トンの食品ロス削減効果)

市内ユーザー

6,467人

(2) 食品ロス削減に向けたPR

① 食品ロス削減ブース

日時:令和5年10月29日(日)

場所:兵庫県立兵庫津ミュージアム

ひょうごはじまり館

ブース来場者:138人

フードドライブ参加者:4名









② 食品ロス講座

日時:令和5年10月29日(日)

場所:兵庫県立兵庫津ミュージアム

ひょうごはじまり館

午前(10:15~10:45)参加者:大人14名、子ども2名、立見数名

午後(13:15~13:45)参加者:大人9名、立見数名





③ 食品ロスNOかるた大会

日時:令和5年10月29日(日)

場所:兵庫県立兵庫津ミュージアム

ひょうごはじまり館

午前参加者:17名 午後参加者:10名





親子で食品ロスを知ってもらうため、関西弁で楽しく取り組む。

3. さらなる食品ロス削減に向けた今後の取組について

(1) 食品ロス削減協力店制度の増加

食品ロス削減に向けて取り組む飲食店、旅館・ホテル、小売店を募集

登録店にステッカーやポスターを提供し、来店者に食品ロス削減の取組を広くPR

登録店舗数:195店舗(令和6年6月末現在)

今後、環境省が提唱する飲食店で食べきれなかった料理をお客様が持ち帰る行為「mottECO」について、国がガイドラインを策定予定と聞いていることから、食品ロス削減協力店に対して、「mottECO」を含めて、外食時の食べ残しをなくす広報啓発に取り組む。



(2) 「てまえどり」の普及啓発

令和4年新語・流行語大賞トップ10の受賞





大規模な店舗では取組が進んでおり、今後、小規模な店舗でも「てまえどり」に参加していただける取組の拡大を進める。

(3) フードドライブの取組

家庭で余った食品、未開封で賞味期限が1か月以上、常温保存可能という条件はあるものの、現在、コープ、ダイエー、イオンや無印良品の各市内の店舗において、回収ボックスを置いており、こども食堂などを実施している。神戸市内では昨年118店舗、今年は124店舗にフードドライブのボックスを置いており、昨年の1年間で25.7トンを寄付することができたことから、今後も取り組んでいく。

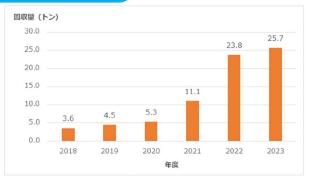
(参考) 無印良品神戸阪急







フードドライブ





(4) フードバンク活動助成

① 助成制度の概要

フードバンク活動団体が安定的かつ継続的な運営を行うための支援及びフードバンク活動に新たに取り組む団体の育成を支援することにより、市内のフードバンク機能の維持確保及び拡充、ひいては食品ロス削減の促進を図ることを目的としている。

② 対象となる団体

食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等の適切な運営確保を行うフードバンク活動 団体

③ 助成対象経費

フードバンク活動を実施するに当たり必要であり、かつ経費負担の大きい下記の固定 経費を対象(人件費を除く)

- 事務所等賃借料
- 光熱水費
- · 車両燃料費 · 通行料等
- ④ 助成上限額1団体につき100万円
- ⑤ 助成実績

ア フードバンク関西令和2~5年度 100万円

イ 神戸こども食堂ネットワーク 令和4年度:9万1千円 令和5年度:100万円

(5) 食品ロス削減目標

第5次神戸市一般廃棄物基本計画(平成28年度策定)の基本施策の一つに、「無駄をなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立(2Rの推進)」を掲げ、食品ロス削減を推進している。

家庭系食品ロスについては、1人1日当たり排出量の半減(33g/人・日 \rightarrow 17g/人・日)を目安として掲げている。

○令和 4 年度実績: 17.5 g / 人·日

【浜松市】

移住促進について

1. 浜松市の概要について

(1) 国土縮図型都市

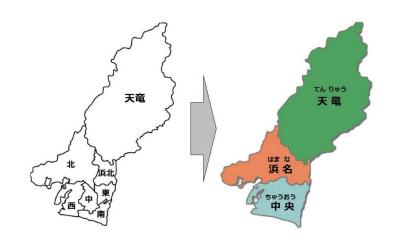
浜松市は、東京・大阪から新幹線で1.5から2時間ほどで行くことができ、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置している。市域面積(1,558.06平方キロメートル。政令指定都市1位、全国2位)は静岡県の約2割を占めており、天竜川中流域の急峻な中山間地域、浜名湖北岸のなだらかな山地、天竜川沿いの低地、三方原(みかたはら)台地、浜名湖から太平洋沿岸部にかけての低地によって構成されている。

また、都市的機能や先端技術産業などが集積する都市部、都市近郊的農業が盛んな平野部、 豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして、広大な森林を擁する中山間地域と、全国に類のない多様性を有する「国土縮図型都市」である。

平成17年7月1日、天竜川・浜名湖地域の12市町村が合併し、天竜川や浜名湖、北部の山々など、豊かで美しい自然環境と、浜松駅を中心とした都市部が共存した人口80万人を超える新

「浜松市」が誕生し、平成19年4月には、全国で16番目となる政令指定都市への移行に伴い、市民の身近な行政サービスを円滑に行うため、市域を7つの行政区画に分け、それぞれに区役所を設置した。

なお、令和6年1月の行政区 再編に伴い、市域を3つの行政 区画に分け、それぞれに区役所 を設置している。



(2) 日本有数の「ものづくりのまち」

日本有数の「ものづくり都市」として知られる浜松市は、何事にも果敢に挑戦してみようという伝統の進取の気質「やらまいか精神」が根付き、数々の「ものづくり産業」を創出しており、江戸時代からの綿織物と製材業、近代の三大産業と呼ばれる繊維・楽器・輸送用機器、近年の光技術・電子技術関連等の先端技術産業と時代に応じて数多くの企業が発展・集積した技術集積都市であり、新産業が成長する過程で培われた高度な技術の集積が、浜松市の発展を支える基盤となっている。

また、稀代の起業家や数々の世界的企業を輩出しており、昭和21年に、本田宗一郎が本田技 術研究所を設立。無線用発電機の小型エンジンを改良し自転車に取り付けた「ポンポン(小型 オートバイ)」第1号の誕生をきっかけに、40社ものオートバイメーカーが競い合う一大産業を 作り上げたほか、明治30年には、山葉寅楠が日本楽器製造株式会社(現:ヤマハ株式会社)を設 立し、明治33年に国産ピアノ第1号を完成させた。さらに昭和2年、山葉寅楠の下でピアノづ

が河合楽器研究所(現:株式会社 河合楽器製作所)を設立し、ピア ノ二大メーカーが誕生した。

(3) 「日本一」暮らしやすい街 地方移住の流れに関しても、 ①広大な市域に、山、川、湖、海



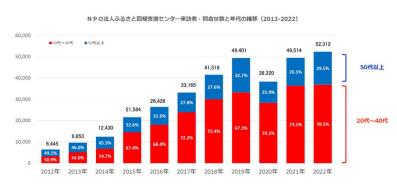
など、あらゆる自然が、豊かな開放空間があること(国土縮図型都市)、②中部地区において、 名古屋市に次ぐ第2の都市であり、基本的な都市機能を備え、東京・大阪などの大都市からの 移住者が不便を感じないこと(中部地方第2の都市)、③新幹線を使えば、東京・大阪まで90分、 名古屋までは30分という大都市圏へのアクセスの良さから、二拠点居住・二拠点活動に好都合 であること(良好な交通アクセス)、④外部から新たに入ってくる者を拒まずに受け入れ、多く の市外出身者によるベンチャーコミュニティが形成されていること(寛容な風土・市民性)な どから、一般財団法人日本総合研究所が発表する全国20政令指定都市の「幸福度ランキング」 令和4年版において、総合ランキング1位とされるなど、浜松市は「日本一」暮らしやすい街 であると言える。

2. 全国の移住の状況について

(1) 認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの来訪者・問合せ数

「特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター(略称:認定N

PO法人ふるさと回帰支援セン ター)」によると、同センターに おける令和5年の移住相談件数 (面談・電話・メール・見学・セ ミナー参加) は59,276件で、令和 4年の52,312件に対し11.3%増 となり、3年続けて過去最多と なった。



全体的な傾向として、移住支援金についての認知が進み、ネットやメディアからだけでは条 件が分かりにくいため、「自分が該当するのか」等、確認のための相談も増えた。

(2) 移住希望者の年代

平成10年代には50から60歳代であった移住希望者の年代は、平成20年代後半には、労働力人 口の核となる20から40歳代へと変化している。

コロナ禍以降、若者を中心に、大都市での暮らしの魅力が低下していることや、物価高など もあり、経済的な豊かさよりも精神的なものを重視するという傾向があるのではないかと考え ている。

【認定NPO法人ふるさと回帰支援センター】

地方暮らしや地域との交流を深めたい人を支援するため、全国約580の自治体と連携し、移住に関する情報を提供している。東京・有楽町の東京交通会館に44都道府県1政令市の相談

員が常駐し、暮らし、仕事、子育て環境など具体的な地域情報をもとに相談に応じており、利用者の希望する地方暮らしに合った地域へ送り出し、移住後のフォローも行っている。

また、同フロア内には、平成28年からハローワーク(ハローワーク飯田橋「地方就職支援コーナー」)が併設され、常時2名の職員が相談に応じている。



3. 浜松市の移住相談件数・移住者数の実績等について

(1) 移住相談件数・移住者数等の実績

認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが発表した令和4年「移住希望地ランキング」では、窓口相談については、静岡県が4年連続で第1位となった。

この結果について、同センターは、「多くの年代から人気で、アクセスや利便性の高さを活かした結果となった。」「静岡県は移住フェアやセミナーに加え、市町の移住担当者とセンターの相談員を交え、三者で具体的な話ができる「出張相談デスク」を70回も開催したことが相談の増加につながった。」としている。



また、令和5年5月15日に静岡県が発表した「令和4年度移住者数・移住相談件数」では、 令和4年度における浜松市への県外からの移住者数は、県内最多の390人となり、2位(静岡市 /255人)の約1.5倍という結果になった。

(2) 移住者による税収等の効果

移住者の税収効果として、1世帯当たり平均約25万円の市民税、市内に住宅を取得した場合には、約15万円の固定資産税、1世帯当たり年間約40万円の税収増が見込まれると試算している。



このほか、マイカーの購入やショッピング、レジャーなどによる経済的な波及効果や、労働 力の確保の面からも効果が期待されると考えている。

4. 浜松市の移住支援について

(1) 浜松移住コーディネーター

浜松市では、移住を検討している相談者への情報 提供や窓口相談等、移住支援を行う「浜松移住コー ディネーター」を3名委嘱している。

① 都市部移住コーディネーター

認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの 「静岡県移住相談センター」の元相談員1名を含む2名を浜松商工会議所内に配置し、同商工会議 所と連携し、UIJターン就職相談者への就職相



談や地域情報提供など、まちなかエリア(中央区・浜名区)を中心に担当している。

② 中山間地域移住コーディネーター

浜松山里いきいき応援隊(地域おこし協力隊)のOB1名を天竜区役所(中山間地域振興担当グループ)に配置し、主に中山間地域(田舎暮らしエリア・天竜区)への移住支援を行っている。

(2) 浜松商工会議所と連携した就職支援

浜松商工会議所内に都市部移住コーディネーターを配置し、移住相談と併せた効果的なサポートを行っている。

また、首都圏で開催される移住相談会や移住イベントには浜松商工会議所の職員が同行し、 移住相談と併せて、移住希望者に寄り添った就職相談も実施している。

行政と経済団体が連携して移住相談に対応している事例は全国でも珍しく、静岡県内では浜 松市のみである。



(3) LINEによる「はままつUIJターン就職寄り添い相談」

浜松市と浜松商工会議所が連携し、浜松市内への就職(新卒・中途)を希望する方々を支援する相談窓口「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を設置している。移住希望者が浜松市内の企業への転職を希望している場合、LINEによる「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を実施しており、移住希望者が浜松商工会議所の相談員に、希望する職種や職務、これまでの職歴などを伝え、浜松商工会議所の会員企業の求人情報をリストアップし、移住希望者に伝え、求人企業とのマッチングを行っており、LINEのグループトーク機能を活用し、家族やパートナーと就職相談の情報を共有することも可能となっている。



このほか、性格分類による適職診断や、移住希望者が登録

した履歴書を求人企業が閲覧し、希望する人材をスカウトするサービス、履歴書の添削や面接 練習などを全て無料で実施している。

(4) その他の移住支援

① 移住に関するワンストップ窓口

移住に関するワンストップ窓口として、市民協働・地域政策課内に「浜松移住センター」を設置し、移住政策のコントロールタワーとして、ホームページからの問合せがあった場合などに、移住コーディネーターの対応について割り振りを行っている。

また、移住希望者が多数集まる全国的な移住イベントや相談会に積極的に参加し、浜松市への移住に結びつけている。

- ② 東京圏からの移住に伴う移住・就業の助成支援(はじめようハマライフ助成事業費補助金) 浜松市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、首都
 - 圏から移住して就業、起業等した移住者に対 して、補助金を交付している。
- ③ 市外からの移住に伴う住宅取得等の助成支援(ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金)

市外から浜松市への移住を促進するため、 市内への定住を目的として住宅を取得または 賃借する者に対し、住宅取得や引越移転に係 費用を補助している。





- ④ 中山間地域の担い手確保に向けた移住支援策
 - ア. Welcome集落制度

人口減少や高齢化等の進行が著しい浜松市の中山間地域において、集落の活性化に資する担い手の確保のために集落の住民が主体となって積極的に移住者の受け入れに取り組む団体(Welcome集落)に対して、報償金(移住者1人当たり10万円)を交付している。(浜松市中山間地域Welcome集落報償金)

また、中山間地域における空き家の有効活用と、移住・定住人口の増加を図るため、空き家を移住者に提供する者に対して、奨励金(1件につき20万円)を交付している。(浜松市中山間地域Welcome集落空き家活用奨励金)

イ. 中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与事業

移住及び起業を容易にし、中山間地域の振興を図ることを目的 として、中山間地域に移住・定住して、コミュニティビジネス等 を始めようとする方に対し、最大100万円の起業資金を貸与して いる。

この貸付金は、定住し、一定期間事業を継続すると返済が免除される。



5. 今後の移住支援施策の方向性について

今後の方向性として、20~40歳代の現役世代や若者・子育て世代をターゲットに施策を展開していくこととしており、移住コーディネーターとの連携をより強化し、ひとり親世帯や介護の必要な高齢者がいる世帯、障害を持った子どもがいる世帯など、多様化する移住者のニーズに対応していくことが必要であると考えている。

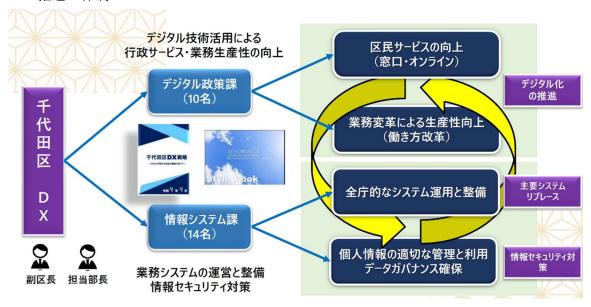
また、浜松商工会議所との連携をさらに強化し、暮らしと就業の両面から支援を継続するとともに、首都圏からの移住者に対する「移住・就業支援金」や、市外からの移住者に対する「住宅取得費等補助金」などの支援を充実させていきたいと考えている。

【千代田区】

DXの推進について

1. DX推進の概要について

(1) DX推進の体制



※IT企業であるヤフーから小林聡史氏を令和5年4月1日付けで副区長に就任し、区が行うDXの推進役を担っている。

(2) DX戦略の将来像

- ① 区民はいつでも、どこでも、誰もが、自分に合った方法を選択して、サービスを受けることができる
- ② 職員は、自分の働き方をデザインすることができ、いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして仕事ができる
- ③ 確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用されている

(3) DX戦略のコンセプト

① 区民が選択できる

② 区民一人一人を個で捉えたサービス「CRM」の実現



③ デジタルワークフローの実現

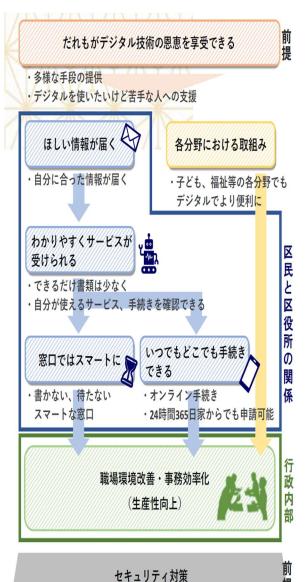


④ 温もりのあるサービス「Face to Face」



(4) DX戦略の取組の全体像

全体像



取組内容

- ① 誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる
 - ・高齢者スマホ教室、スマホ相談窓口、町会等 支援
- ② 欲しい情報が届く
 - 区ポータルサイト(プッシュ型情報発信)、区 公式LINE
- ③ 分かりやすいサービスが受けられる
 - ・区ポータルサイト (手続検索)、手続ガイド、 BPR
- ④ いつでもどこでも手続ができる
 - ・区ポータルサイト (オンライン申請、予約)、web 会議窓口検討
- ⑤ 窓口ではスマートに
 - ・申請書作成支援システム導入、異動受付支援 システム実証実験、窓口キャッシュレス

【職場環境改善、事務効率】

<ワークプレイス>

リモートワーク、無線LAN環境整備、オフィスレイアウトモデル事業(本庁、出張等の一部で実施)

<ペーパーレス>

BPR推進、紙資料の電子化、会議室等へのモニター設置

<コミュニケーション>

MS365 (Teams、SharePoint等の活用)、スマホ導入

<事務効率>

RPA、AI-OCR、AI議事録、職員向け AIチャットボット、生成AIトライアル

2. DX推進における各種取組について

(1) デジタルデバイド対策

区民館や区民ホールにおいて、高齢者向けスマホ講習会を実施。(都との連携事業) 令和6年度は、区独自にスマホの基本操作や検索の仕方を学ぶスマホ講習会やマンツー マンで相談できるスマホ相談会、スマホのゲームで遊びながら操作に慣れるイベントを実

施予定。また、専用のコールセンターも設置。





(2) 窓口キャッシュレス

窓 口:総合窓口課、6出張所

取扱い使用料:区民館使用料、学校使用料、児童館使用料、ちよだパークサイドプラザ

使用料

取扱い手数料: 戸籍手数料、雑証明手数料(納税証明手数料、住民基本台帳手数料、印鑑

手数料)、畜犬登録等手数料、狂犬病予防注射票交付手数料

決済方法:





一方別キャックエレ人利用什致(計) ―― 方別キャックエレ人利用学

レイアウト変更 (ワークプレイス変更)



キャビネットを大幅に削減し、 場所を創出することで、従来はな かったWEB会議ブースや集中作 業ブースを設置した。







重複して大量に保管していた冊 子の廃棄等を行い、スペースを創 出。

これまでの職場にはなかった雰囲気の打合せエリアや集中作業ブースを設置。



○オフィス整備による職員の意見として・・・



業務効率化を実感。 コミュニケーションの活性化 にも寄与。

(3) 独自のポータルサイト

① ポータルサイトとは

区DX戦略に掲げる将来像を実現する取組であり、デジタル世界で区民がまず駆け込むことのできる「区と区民の結節点」を目指すもの。

オンライン申請だけでなく、予約、決裁、

相談等を集約

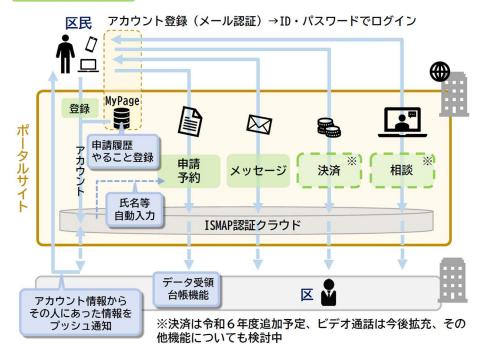
区民一人一人に合った情報をプッシュ型 でお届け



利便性の向上 (+業務効率化)

氏名や住所など何度も同じことを書かせない

全体イメージ



② 対象

- ・令和5年8月:子ども子育て関係の手続から開始
- ・約40手続をオンライン化⇒順次拡大
- ・令和6年度は高齢者・障害福祉関係の手続も追加
- 各種イベント等申込みなども随時追加、対象は拡大中
- ③ 令和6年度スケジュール

8 月:高齢者・障害者関係の先行手続リリース 物価高騰対策給付金関係申請リリース

秋ごろ:高齢者・障害者関係の追加手続リリース

一時預かり予約手続リリース

学童保育申込申請手続リリース

④ その他

プッシュ通知の充実についても取組中

(4) A I 相談パートナー

A I 相談パートナーは、令和4年度の区民サービスチームの検討から導入が決まり、令和5年度に試験導入し、令和6年度は検証を行うこととしている。

<電話対応の品質向上(AIによる音声記録等)>

現 状 課 題:電話対応や相談記録の作成に時間を要している。

コールセンター等における電話対応の品質が対応者によって異なる。

検 討 内 容:電話対応における品質向上に向けた検討を行う。

AIによる音声記録等、活用が想定されるソリューションの導入検証を 行う。

検証結果を精査し、効果や課題等を整理した上で、今後の展開に向けた 検討を行う。

目指すゴール:対応記録の作成に係る時間を削減し、より効率的な事務を目指す。

ストックしたデータを今後の対応等に生かせる状態にする。

3. DX推進における現状と課題について

(1) 現状

令和4年4月に「千代田区DX戦略」を策定以降、DXの取組は着実に進展。

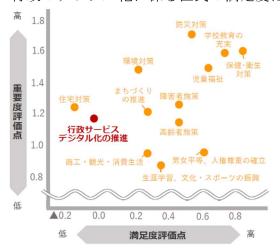
行政のデジタル化について、「積極的に推進してほしい」、「便利になる」等、区民から期 待する声が多い。

一方で、区の行政サービスデジタル化の取組は、個人情報の流出や詐欺に巻き込まれる 等の不安も抱えており、区民の満足度は大きいとは言えない。

DXの進捗度合いは、職員の意欲や上位層の意識・関与が大きく影響。

(2) DX推進の課題

① 行政のデジタル化に係る区民の満足度は、職員の満足度や他の施策と比べて低い水準。



- ・DX推進や業務の見直し、職場環境の改善 等の取組に関する職員の満足度は高いもの の、区民の満足度は低い。
- ・行政サービスのデジタル化の推進に係る区 民満足度は、他の施策と比べて低い。



区民に満足していただける、区民目線に立った行政サービスのデジタル化を推進する 必要がある。

- ② DXの推進に当たり、区民や企業、大学など区内で活発に活動する様々な主体を最大 限活用できていない。
- ③ デジタル人材や情報リテラシーが不足している。
- ④ DXの推進が庁内の組織文化として定着していない。

4 今後の方向性について

必要なポイント

区民に満足して頂ける、区民目線に 立った行政サービスのデジタル化を 推進する必要

デジタル化のニーズに的確かつ スピーディに対応するためにも、 区単独の取組みではなく、地域が 主役となる取組みが必要

区のDX推進を担う、より質の高い人材を迅速・柔軟に確保するとともに、研修等を通じて区職員のデジタルスキルの向上を図る必要

区のDX化をさらに加速させるためには、組織内の体制強化が必要

今後の方向性

方向性1 情報発信の一元化

DXに係る理解促進に資するよう、区で展開する様々な施策を 集約し、区民や企業等に向けて一元的に情報発信

方向性② データの見える化

必要な情報やデータを**視覚的に分かりやすく発信**

方向性3 アイディアの施策化

デジタル技術による課題解決に向けたデジタル活用提案制度を創設

方向性4 デジタル人材の確保・育成

ICT職の新規採用やデジタル専門人材の確保、研修制度の充実

庁内協働体制や新たな検討会の構築、職員提案「DX大賞」の創設

⇒今後は、地域が主役となり、区民や企業、大学など様々なステークホルダーと連携し、 区民の満足度の向上に資するよう「千代田区スマート化推進プロジェクト」のサイクル を大きく成長させ、令和7年度から開始予定の「次期DX戦略」を策定し、区民ニーズ に応じたDX施策をさらに加速。

千代田区スマート化推進プロジェクトとは・・・



防災福祉こども委員会行政調査報告から

【横須賀市】

犯罪被害者等支援について

1. 横須賀市犯罪被害者等基本条例の制定について

(1) 条例制定に至った経緯

横須賀市議会に設置する政策検討会議(議会として積極的に条例制定や市長への政策提言等を行うための常設の検討組織)で選ばれた政策立案課題の一つとして、<u>議員提案により制定</u>された条例。(令和3年12月制定、4年4月施行)

【参考】横須賀市議会における政策検討会議等の概要

	政策検討会議	課題別検討会議
会議の役割	① 1 期 4 年間の実行計画の策定	政策検討会議において条例づくり等
(所管事務)	<u>を協議</u>	の政策提案が行われ、全委員の賛同が
	②実行計画の進捗を管理	得られた検討課題について具体的な
	③緊急課題の対応について協議	協議を行い、政策条例案の策定や市長
	④政策形成サイクルに関する事	等への政策提言を行う。
	項について協議	
委員構成	各会派から1名ずつ選出	課題ごとに会議の設置要綱を制定し、
	+正副委員長会派から	その中で規定。
	さらに1名ずつ選出	【例】各会派及び無会派議員から1名
	※会派に属さない議員(無会派議員)	ずつ選出
	はオブザーバー参加が可能	+正副委員長会派から
		さらに1名ずつ選出
	任期は議員任期と同じ4年間	任期は(おおむね)政策立案まで

(2) 条例制定の必要性

日々、安心して暮らすことは誰もが当たり前に享受すべきことであるが、犯罪被害はその当たり前を突如として奪うものである。人は、ひとたび犯罪に遭うと身体的、精神的そして経済的影響を被り、それらの影響は被害者本人にとどまらず家族や関係者にも及び、かつ、その影響が解消されるまでに長期間を要することがあり、さらには解消されない場合もあり、犯罪被害者等への対応は決して十分とはいえなかった。そこで、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現していくため、本条例を制定した。

(3) 条例策定過程の特徴

犯罪被害者等基本条例検討協議会において、外部委員として神奈川県、神奈川県警及び茅ケ 崎市の犯罪被害者等支援の担当者、神奈川被害者支援センター所長、神奈川県立保健福祉大学 の2名の教授、犯罪被害者ご本人1名及びご遺族4名から参考意見を聴取し、その思いを共有 するとともに、それらを踏まえて条文検討を行った。

(4) 条例の効果

条例を制定することにより、身近な行政機関として犯罪被害者等に長期にわたって支援の手を差し伸べ、寄り添う市の姿勢を示すとともに、見舞金の支給や心理カウンセリングの受診など、常に一定の水準の施策と支援につながる。

(5) 議員提案による条例制定の意義

長(執行機関)が条例制定を検討する際に、その内容が複数の部局にまたがる場合、部局間 での検討が進まないことも想定されるが、議員提案による政策条例の立案は、その調整を議員 が担うといった点で効果的であると考えられる。

横須賀市議会では、これまでも議員発議による政策条例の制定実績は複数あるが、あくまでも議員有志が検討を重ねて提出されたものであり、政策検討会議を中心に政策課題の選定から条例案の策定までを議会全体で取り組んで制定された条例としては、「横須賀市がん克服条例(平成30年制定)」及び「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例(令和2年制定)」に続き、3例目である。

(6) 検討経過

時 期	内容
令和元年5月29日	政策検討会議での検討
	各委員(会派)から提出された9件の課題について、協議を2回
	開催
2年2月7日	検討課題を「犯罪被害者等支援推進条例」と決定
2年5月7日	犯罪被害者等支援推進条例検討協議会の設置を決定
	(検討途中に「犯罪被害者等基本条例検討協議会」へ名称変更)
2年5月14日	条例案策定に係る協議を開始 (※)
	関係部局、専門家からの意見聴取など、延べ20回開催
3年10月14日	条例素案に対するパブリックコメント開始
	市民等からの意見 3人、7件
3年12月14日	議員提出議案の提出、条例議案の可決

※具体的な条文の協議に入る前に、条例を所管する部局、専門家や関係団体の方から説明を 受け、意見交換を行いながら委員の認識や知見を深める。

委員の知識がある程度揃ったところで、他都市の条例や提案会派が用意した条例の逐条解説のたたき台をもとに具体的な条文の協議を行う。(条例を所管する部局にも会議に出席し、質疑を行い協議を進める。)

2. 横須賀市犯罪被害者等基本条例の概要等

(1) 条例の体系

第一章 総則

(第1条) 目的

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を 定め、市、市民等及び事業主等の責務を明らかにして、犯罪被害者等のための施 策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ると ともに、安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

(第3条) 基本理念

- ・犯罪被害者等の人としての尊厳の尊重とその尊厳にふさわしい処遇を受 ける権利
- ・犯罪被害者等の被害の状況や置かれている状況等に応じた施策の実施
- ・継続的な支援と二次被害・再被害の防止のために必要な支援の実施

(第2条) 定義

- 犯罪等
- 犯罪被害者等
- •二次被害
- 再被害
- 市民等
- ・事業主等

(第4条) 市の責務

- 施策の策定及び実施
- ・国、県、その他関係機関等との 連携及び協力

(第5条) 市民等の責務

- ・犯罪被害者等に対する理解
- ・二次被害への配慮等

(第6条) 事業主等の責務

- ・ 犯罪被害者等に対する理解
- ・就労及び勤務等への配慮
- ・二次被害への配慮等

基本的 章

(第7条)総合支援体制の整備

(第8条)総合支援窓口の設置

(第9条) 相談・情報の提供等

相談・助言 必要な情報提供等

(第10条) 日常生活支援

家事支援 育児支援 介護支援 付き添い支援

(第11条) 心理カウンセリング等

心理カウンセリング受診の援助

(第12条) 居住の安定

一時避難場所の提供 転居費用の助成

(第13条) 雇用の安定

職場に対する配慮の働きかけ

(第14条) 見舞金の支給

(第15条) 損害賠償請求の支援

弁護士紹介

(第16条) 刑事手続参加についての支援

弁護士紹介 育児・介護支援 付き添い支援

(第17条) 市民等以外の犯罪被害者等への支援 関係自治体への情報提供、連携・引継ぎ

文援 体

制

の

(第18条) 人材の育成等

(第19条) 関係民間団体に対する援助

(第20条) 市民等の犯罪被害者等への理解の増進

(第21条) 意見の反映

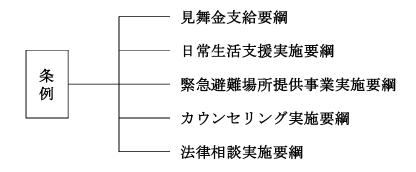
(第22条) 支援を行わないことができる場合

雑 四 章 則

(第23条) その他の事項

- 42 -

(2) 条例の枠組み



(3) 要綱で定める支援内容

	支援内容	支給額等	備考
①見舞金	遺族見舞金	30万円	一事件1回
(併給可)			【参考】県70万→計100万
	重傷病見舞金	10万円	一事件1回
			【参考】県40万→計50万
	性犯罪被害見舞金	10万円(不同意性交等)	一事件1回
		5万円(不同意わいせつ	
		等・未遂は除く)	
②家事・介護	- 	1時間あたり上限4千円	一事件72時間まで
③一時保育費	費の支援	1回あたり上限2.5千円	一事件10回まで
④転居費の支	5援	1回あたり上限20万円	一事件1回(条件付きで2
			回) まで
			【参考】県20万→計40万
⑤緊急避難場	場所の提供	不同意わいせつ等(未遂	一事件2泊まで
		を除く)	※県支援(3泊)の延泊分
			【参考】
			県→市→県警支援2泊
			計 最大1週間の支援
⑥カウンセリング			一事件5回(最大10回)ま
			で
⑦法律相談			一事件1回(条件付きで2
			回) まで

※県警に被害届が受理されているものが対象

※見舞金を併給できることが特徴

- ・重傷病見舞金+性犯罪被害見舞金の支給
- ・重傷病ののち死亡された場合、重傷病見舞金+遺族見舞金の支給 など

(4) 見舞金支給要綱を制定した際の留意点

先進市である横浜市の支援内容と同じ内容とした。

→隣接する横浜市と遜色ない内容とすることで住民の格差を生まないようにするため。

(5) 条例の執行状況(これまでの実績)

年度	相談件数	見舞金	日常生活支援	緊急避難場所	法律相談	カウンセリング
R 5	198	14	1 (転居費用)	0	2	0
R 4	160	1	0	0	0	0

3. 横須賀市の取組

(1) 庁内の関係課長会議を開催

① 概要

犯罪被害者等関係課長会議設置要綱により、関係課長会議を設置し、犯罪被害者等支援に係る課題についての情報交換、対応方法について検討を行うため、毎年1回、主体となる市民生活課が庁内の関係課長(13課)を集めて会議を開催している。

② 目的

犯罪被害者等支援の現状を確認し、該当する被害者を取り扱った際のいわゆる「たらい回 し」とならないよう、連携について確認することを目的としている。

③ 関係課長会議の構成課

	課名	事 業 内 容
1	人権・ダイバーシティ推進課	女性が抱える人間関係や生活上の悩みについて相談
2	地域福祉課	高齢者虐待防止、福祉相談事業
3	障害福祉課	障害者福祉相談全般、障害者虐待相談等
4	生活支援課	生活困窮者に対する自立支援、生活保護の相談
5	子育て支援課	保育園の入所に関する相談
6	市民相談室	市民生活相談、悪質商法等の相談、予約制による
		法律相談
7	窓口サービス課	DV等の被害者に対し、住民票の閲覧制限を行う。
8	市立病院課	市立2病院が性犯罪被害者への協力病院となっている。
9	保健所保健予防課	こころの病気、アルコール依存、引きこもり、犯罪被害が
		起因する精神疾患等の相談
10	こども家庭支援課	DV相談窓口を設置し、相談に対応
11	児童相談課	児童虐待への対応、障害、非行等児童に関する相談対応
12	市営住宅課	被害者の自立支援
13	支援教育課	奨学支援金、交通遺児奨学金等の経済的支援

(2) 被害者相談専用の部屋を確保





(3) リーフレット等の配布



(4) 警察署への説明会



(5) 防犯ボランティアへの説明



(6) 市職員向け研修会

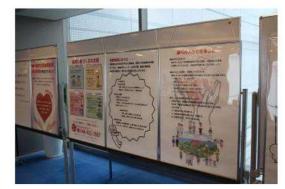


(7) 啓発活動の実施

令和5年1月13日に横須賀市安全安心まちづくり推進連絡協議会主催の防犯講演会において、「犯罪被害者等への理解を深める講演会」を開催。

毎日新聞記者を迎えて「犯罪被害者と隣人」と題した講演を実施し、犯罪被害者への理解を 深めるパネル展示を行った。





4. 今後の課題等

- (1) 被害者の経済的負担の解消
 - 国の犯罪被害者等給付金制度による給付額が低いとの指摘
 - →給付額の増額を検討→被害者等の経済的負担の軽減
- (2) 条例を制定している市、制定していない市で被害者に格差が生まれていること 全国の多くの市町村で条例が制定されているため、国で一律の統制を図ることは困難 →市町村の責務
 - ・市民が自分の街で安心して支援を受けられる体制の構築
 - ・犯罪被害者等がより使いやすいメニューへのアップデート ※場合によっては、条例や要綱の見直しが必要
- (3) 弁護士制度の拡大
 - →犯罪の被疑者は逮捕される際に国選弁護人制度がある。(資力に応じて) 被疑者には防御権があるが、被害者にはそれがない。

【板橋区】

板橋区子ども家庭総合支援センターについて

1. 基礎自治体での児童相談所の開設

(1) 児童相談所の設置

板橋区は、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し、自立できる環境の 形成に資することを目的として、平成13年に子ども家庭支援センターを設置し、家庭における 子育て及び子どもの健全な育成の支援を行ってきた。しかし、少子化や核家族化の進行に伴う 育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待や犯罪に巻き込まれる子どもの増加など、子ど もの安心・安全な生活が脅かされている。このような状況の中、国は平成28年6月に児童福祉 法を改正し、子どもが権利の主体であることや、子どもの最善の利益が保障されることなどを 法の理念として明確化した。あわせて、児童相談所の体制強化を図るとともに、特別区におい ても児童相談所を設置できることとした。

これを受け板橋区は、平成29年5月に基本構想を策定し、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「板橋区子ども家庭総合支援センター」(以下、「総合支援センター」という。)を設置することとした。

(2) 児童相談所設置の経緯

平成13年 板橋区子ども家庭支援センター開設

平成28年 児童福祉法改正。特別区においても児童相談所の設置が可能となる

平成29年 (仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想策定

平成30年 (仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画策定

平成31年 設置場所となる旧板橋第三小学校の校舎の一部など解体工事に着手

令和2年 解体工事・実施設計完了、建設工事開始

令和3年 令和4年7月より板橋区を児童相談所設置市に指定する政令が公布(12月1日)、 建設工事竣工

令和4年 板橋区子ども家庭総合支援センター開設(4月1日) 板橋区において児童相談所業務を開始(7月1日)

2. 総合支援センターが行う支援・援助

- (1) 子ども家庭支援センター機能(支援課) 子どもに関する相談を幅広く受け付けている。
 - ① 子どもなんでも相談
 - ② 子ども家庭相談
 - ③ 子育てサポート
 - ④ 要保護児童対策地域協議会
 - ⑤ 児童虐待防止対策



- (2) 児童相談所機能(援助課・保護課・法務担当課長) 児童虐待通告に係る対応等を担っている。
 - ① 児童虐待通告等の調査・判定
 - ② 一時保護
 - ③ 里親制度
 - ④ 法的対応
- (3) 相談の種類

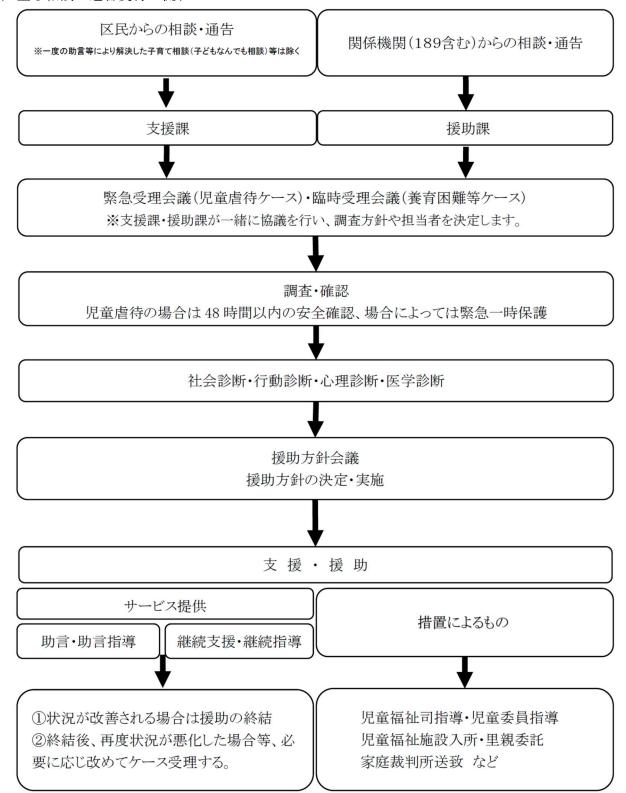
支援課・援助課共通の相談の種類



区分		内容			
	養護相談	児童虐待相談、養育困難(保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)、迷子に関する相談			
	保健相談	一般的健康管理に関する相談(乳児、早産児等)			
	障がい相談	知的障がい相談(愛の手帳の相談含む。)、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、 重症心身障がい相談などの障がいに関する相談			
非	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為*1、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談			
行相談	触法行為相談	触法行為**2があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年**3に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談			
	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校(園)できない、していない状態にある児童に関する 相談			
育	性格行動相談	友たちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙*4、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、生活又は行動上の問題を有する児童に関する相談			
成相	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談			
談	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談			
	ことばの遅れ相談 (家庭環境)	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる 児童に関する相談			
里	親に関する相談	養育家庭(養育里親)、養子縁組里親、専門養育家庭(専門里親)、親族里親として の養育を希望する方からの相談			
	その他の相談	措置変更、在所期間延長に関する相談等			

- ※1 保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為
- ※2 14歳未満で刑罰法令に触れる行為
- ※3 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- ※4 話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活 全般で話さない状態

(4) 主な相談・通告受付の流れ



3. 総合支援センター事業概要

(1) 子ども家庭支援センター機能(支援課)

総合支援センターは、基礎自治体として子ども家庭総合支援拠点機能を有しており、子ども 本人や保護者からの子どもに関するあらゆる相談に対して、子どもの権利擁護や児童虐待予防

の視点に立ち、迅速な対応と早期解決を図ることを目的として、24時間365日対応の電話相談 「子どもなんでも相談」や総合支援センターの相談員が対応する「子ども家庭相談」事業を実施 している。また、要保護児童対策地域協議会調整機関として、実務者会議等を通じて関係機関 との情報共有を図るとともに、関係機関へのアウトリーチにより、心配な子ども・家庭の早期 発見・早期対応による児童虐待等の未然防止・予防に取り組んでいる。その他、ショートステ イ、育児支援ヘルパー、ファミリーサポートなどの子育てサポート事業を実施している。困難 な状況にある保護者と子どもの支援を、個別相談や関係機関等の連携のもとに対応し、児童虐 待ゼロを目指している。

① 子どもなんでも相談

18歳未満の子ども本人やその保護者からの相談に対して、業務委託を受けた専門職の相談 員が24時間365日相談を受け付け、相談対応を行う。相談内容や相談者のニーズに応じた総合 支援センターへの引継ぎや、状況に応じた緊急通報で警察等への連携を行っている。

○実績 (単位:件/令和4年度)

受電件数	相談件数
634	858

② 子ども家庭相談

子どもや家庭に関する困りごとや継続的な相談に対して、総合支援センターの相談員が対 応する。

ア 相談対応件数

(単位:件/令和4年度)
相談対応方法

相談対応件数	相談対応方法					
作飲刈心干奴	電話等	面接	訪問			
25,306	21,080	1,024	3,202			

イ 相談経路別受付件数

相談数1,677件のうち、家庭・親戚からの相談が最も多く(652件)、次いで学校(161件)、 (単位:件/令和4年度)

保健センター(138件)と続いている。

児	市町村		市町村			児					教	宏	沪	I 🖂		
童相談所	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	童福祉施設	警察等	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	家族·親戚	近隣·知人	児童本人	その他	合計
93	83	3	138	55	125	21	3	31	8	161	20	652	42	27	215	1,677

ウ 相談内容別受付件数

相談数1,677件のうち、養護相談のその他が最も多く(744件)、次いで児童虐待(348件)、 育成相談(344件)と続いている。

(単位:件/令和4年度)

養護	相談	保	障	非	育	2	
児童虐待	その他	健相談	がい相談	行相談	成相談	他	合計
348	744	2	39	8	344	192	1,677

+ 1 4/-		児童虐待の種類						
	実人数	身体的	性的	ネグレクト※	心理的			
	348	75	2	94	177			

※適切な衣食住の世話を しない等

③ 育児支援ヘルパー派遣事業

妊娠中の方(母子健康手帳取得後)及び3歳未満の乳幼児のいる方を対象に、出産前後の 家事や育児疲れなどを軽減するため、家事・育児の援助を行うヘルパーを派遣している。

○令和4年度実績

登録人数	延利用人数	延利用時間数
1,556人	1,634人	2,987.5時間

④ ファミリー・サポート・センター事業

保護者の疾病、残業、地域活動等で子どもの一時的な保育が必要となった場合に、保護者 に代わって子どもの世話をする者(援助会員)と保護者(利用会員)を結び、育児支援を行っている。

利用対象児童:生後43日~12歳まで(小学校6年生の3月31日まで利用可)

○令和4年度実績

援助会員	利用会員	利用件数	利用時間
133人	10,282人	4,746件	6,160.5時間

⑤ ショートステイ事業・トワイライトステイ事業

保護者の出産、病気、家族の介護や育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難になった 場合に、児童養護施設・乳児院・協力家庭において養育する事業を行っている。

○令和4年度実績

	r .			
	ショート	ステイ	乳児ショートステイ	子どもショートステイ
預かり区分	トワイライト 宿泊/日帰り 午後 4 時から 午後 10 時		宿泊/日帰り	宿泊/日帰り
対象児童	2歳から12歳以下の区内在住の 児童		生後 43 日から 2 歳未満区内 在住の乳幼児	生後 43 日から 18 歳未満区内 在 住 の 乳 幼 児・児童
預かり先	児童養護施設		乳児院	区内協力家庭
(委託先)	(1 施設)		(1 施設)	(6家庭)
利用児童数	156人 44人		42 人	81 人
延利用日数	日帰り527日 宿泊 257日	119 日	日帰り 86 日 宿泊 156 日	日帰り 256 日 宿泊 82 日

⑥ 児童虐待防止対策

ア 地域子育て支援セミナー (区制施行90周年記念事業)

講師	講演内容	参加者
サヘル・ローズ氏(俳優)	出会いこそ、生きる力	110名

イ 板橋区子ども家庭支援指針(板橋区児童虐待防止対応ガイドライン)

関係機関別に児童虐待等の初動対応について取りまとめたガイドラインを5,000部作成 し、区内関係機関に配付した。

ウ 児童虐待防止等啓発

児童虐待防止啓発事業として、児童虐待防止カード(区立小学4年生~中学3年生の全 児童が対象)及びリーフレットを、区立・私立幼保小中の全児童、生徒へ配付した。

エ コールセンターの設置及び周知

専門職を配置したコールセンターで、24時間365日体制の児童虐待相談(休日夜間の189 ダイヤルにも対応)の受付を行っており、コールセンターの案内とともに、児童虐待等や 子どもたちの権利について漫画で記載した冊子を小学4年生~中学3年生へ配布した。

⑦ 要保護児童対策地域協議会

令和4年4月の子ども家庭総合支援センターの開設に併せ、支援課に地域連携推進係を設置し、「要保護児童等」に関する情報共有等について、三層構造からなる会議体で協議を実施している。特に実務者会議については、22の中学校区ごとにセンターで実施している「集合型」の会議に加え、各関係機関を訪問する「アウトリーチ(訪問型)」を実施し、3か月に1度、関係機関と情報共有や支援方針の共有を行う等の見守り体制の構築を図っている。

ア アウトリーチ (関係機関訪問) 概要

板橋区独自の取組として、支援課職員(要保護児童対策調整機関の調整担当者)が、学校、保育園などの関係機関(329機関※)へ訪問し、各関係機関の支援対象児童について、直近の状況をヒアリングするとともに、潜在している心配な子どもや家庭の情報をヒアリングし、早期の通告に繋げるなど、早期発見・早期対応による未然防止等を行った。また、関係機関向けに児童虐待防止のための対応をまとめたガイドラインについて周知・啓発し、児童虐待等に気づくためのチェックポイント、初動対応の流れ、通告時のポイント等の共有を行っている。

※区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

イ 要保護児童対策地域協議会 令和4年度開催実績

会議名		回数	開催月
代表者会議		O.E.I	第1回:6月27日(月)
		2回	第2回:2月7日(火)
45 人 平川		前期 22 回•後期 22 回	前期 7月~9月
中数老人業	集合型	(中学校区ごとで実施)	後期 1月~3月
実務者会議 アウトリーチ型 (訪問型)		各関係機関へ訪問し情報共有	10月~12月
		(329 機関)	※令和5年度から4~6月にも実施
個別ケース検討会議		84 回	年間通じて実施

(2) 児童相談所機能 (援助課・保護課・法務担当課長)

① 東京都北児童相談所からの引継ぎ

令和4年6月までは、東京都北児童相談所が板橋区を所管しており、同年7月に総合支援 センターで児童相談所業務を開始するにあたり、東京都と板橋区では十分な期間を設け、職 員を派遣するなどして引継ぎを行った。

② 相談受付状況

ア 経路別受付件数

相談数1,694件のうち、警察等からの相談が最も多く(535件)、次いで家族・親戚(401件)、近隣・知人(117件)と続いている。

イ 相談内容別受付件数

相談数1,694件のうち、児童虐待相談が最も多く(992件)、次いで知的障がい相談(愛の手帳)(306件)、その他の養護相談(養育困難等)(172件)と続いている。

(単位:件/令和4年度)

美 ##10→1/2	児童虐待相談		992
養護相談	その他の養護相談(養育困	難等	172
保健相談			0
	肢体不自由相談		8
	AD WE MADE IN A LEP SH	視力	0
	視聴覚障がい相談	聴覚	0
	言語発達障がい相談		0
障がい相談	丢点 2. 良晓恋 \ 加歌	入所希望	2
	重症心身障がい相談	その他	0
	たりかんできょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	愛の手帳	306
	知的障がい相談	特別児童扶養手当	11
	発達障がい相談		1
-11:-/	ぐ犯行為等相談		39
非行相談	触法行為等相談		25
	性格行動相談		34
	不登校相談		4
育成相談	育児・しつけ相談	3	7
月八十一次		学業不振	0
	適性相談	進路	0
		その他	0
その他の相談	措置変更期間延長		21
てマカセクカロジ	その他		72
	合計		1,694

虐待通告·相談伯	牛数			
合計	児童相談所虐待対応 ダイヤル(189)	LINE 相談	警察署等からの 通告等	その他
992	91	5	436	460

(3) 社会的養護について

① 社会的養護とは

子どもは、家庭で愛情に包まれながら育てられることが望ましいが、児童虐待など様々な事情で実親と離れて暮らしている子どもが、東京都全体では約4,000人(板橋区には約190人)存在し、そのような子どもを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」という。社会的養護は、児童養護施設などの施設養護と、里親等の家庭養護の2つに分かれる。

② 里親制度

里親制度は、保護者による適切な養育を受けられない子どもを家庭に迎え入れ、家族の一員として愛情をもって養育してもらう、子どものための公的な制度である。

○里親の種類

養 育 家 庭 (養育里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間子どもを預かり養育する里親 ※短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
専門養育家庭(専門里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親 ※一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子どもを養育する里親 ※特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを育てます。
親族里親	両親の死亡、行方不明、長期入院などにより子どもを養育できない場合に、祖 父母等の扶養義務者が里親になり、その子どもを育てる里親

③ 養育家庭等の登録数及び委託児童数

令和5年3月31日現在の区内の養育家庭数は21家庭であり、区内の養育家庭に委託している児童数は13人となっている。委託児童13人のうち、板橋区が措置している児童が6人、他自治体の児童相談所が措置している児童が7人となっている。

	養育家庭		専	専門養育家庭		親族里親			
	登録家庭数	委託家庭数	(うち区内児童数)	登録家庭数	委託家庭数	(うち区内児童数)	登録家庭数	委託家庭数	(うち区内児童数)
令和4年7月1日	19	12	13(5)	2	1	1(0)	2	2	4(4)
令和5年3月31日	21	12	13(6)	2	1	1(0)	1	1	3(3)

※養子縁組里親のうち、2家庭は養育家庭と二重登録している

※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、 養育家庭数にも計上している

④ 里親支援に関する業務 (フォスタリング業務)

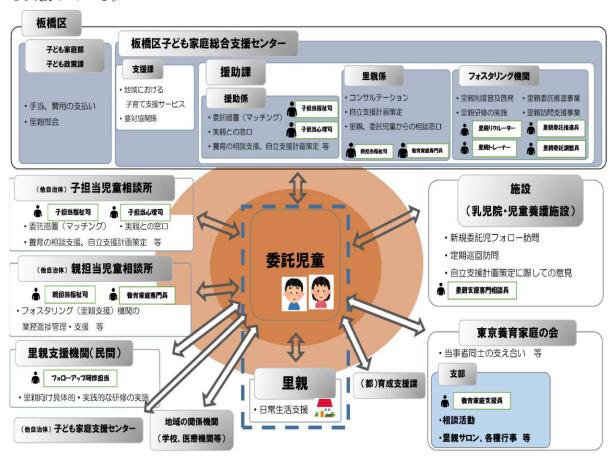
里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進 するなどの以下の業務を総合的に実施している。

- ・里親制度の普及啓発による里親開拓(リクルート)及びアセスメント
- ・里親登録前・登録後及び里親委託後の研修・トレーニング
- ・里親の訪問や里親同士の交流等の相談支援 など

なお、板橋区では、民間が持つノウハウを活かして里親への児童の委託を一層推進するため、フォスタリング機関として社会福祉法人二葉保育園に委託し、区とともに里親の支援を行っている。

⑤ チーム養育体制による支援

里親が地域で孤立することなく児童を養育していくことができるよう、総合支援センター (児童相談所機能) の進行管理・調整の下、関係機関がチームで養育を行う体制をとっている。里親には、社会的養護が必要な児童を支援するチームの一員として、様々な支援機関と連携して児童を養育していくことが求められ、また、チームの構成員である関係機関は、各機関が有する機能を効果的に活用し、日々里親子に寄り添い、的確にアドバイスを行いながら支援している。



【八王子市】

重層的支援体制整備事業について

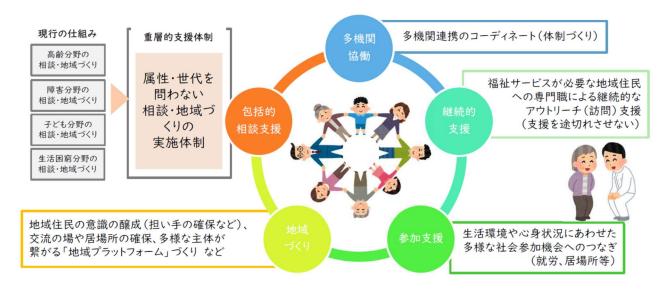
1. 重層的支援体制整備事業とは

背景・目的

国は、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化、福祉ニーズの複雑化・複合化等、社会構造が変化する中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるため、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により改正された社会福祉法において、重層的支援体制整備事業を令和3年4月に創設した。

(2) 重層的支援体制整備事業の枠組み

同事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。そのため、従来、分野(介護、障害、子ども、生活困窮)ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう重層的支援体制整備事業交付金(社会福祉法第106条の8、第106条9)として交付するものである。



2. 八王子市における重層的支援体制整備事業

(1) 背景

八王子市では、年々、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、これまでの支援体制(縦割り)では対応が難しくなってきたため、世代や分野を問わず、住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する同事業を、社会福祉法の改正(106条の4)と同時に令和3年4月

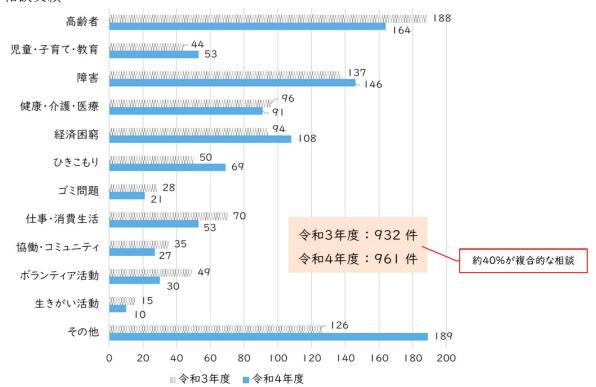
から実施している。同事業で整備する「包括的な支援体制」とは、地域住民の相談難民を生まないために、内容や分野を問わず、「身近な相談窓口で受け止め、支援が提供される体制が整っている」ことであり、どの窓口でも分野横断的な相談を受けられる体制づくりに取り組んでいる。

(2) はちまるサポート事業

八王子市では、包括的な相談支援として、はちまるサポート (八王子まるごとサポートセンター)を設置し、支援の狭間に落ち込む生活課題や、複雑化・複合化した問題の相談を受け付け、状況整理しながら適切なサービスや支援機関に繋げている。

- ① 運営日時
 - 月~土曜日(祝日、年末年始を除く)9時から17時
- ② 運営体制コミュニティ・ソーシャルワーカー (CSW) 2~3名
- ③ 機能
 - ·相談支援機能(包括的相談支援)
 - ・課題を抱えている方等への継続的な訪問支援 (アウトリーチ支援)
 - ・課題を抱えている方等を地域や社会とつなぐための交流や社会参加の支援
 - ・地域活動の充実、居場所や交流機会等を確保する地域づくりの支援
 - ※ 八王子市社会福祉協議会への委託により実施

④ 相談実績



高齢者に関連する相談が多いほか、経済困窮や仕事・消費生活に関する相談が、コロナ禍の令和2年3月以降より増加傾向にあり、相談の多くは課題が複合化(高齢者+経済困窮等)しており、相談の遅れから深刻化が進んでいる課題も多い。

(3) 多機関協働事業

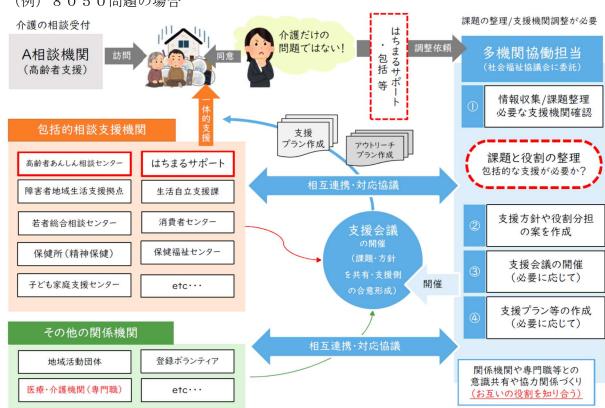
はちまるサポートで受け付ける相談のうち、複雑・複合的な課題に対して複数の支援機関と連携して対応する場合の調整役を担う多機関協働担当を八王子市ボランティアセンター内に1か所配置した。各はちまるサポートからだけでなく、市内の様々な相談支援機関からの調整依頼にも対応する。※社会福祉協議会の中に設定配置して事業を展開

年度	R 3	R 4	R 5
多機関協働事業相談・受付件数	13件	10件	12件



(4) 包括的な相談支援の流れ

(例) 8050問題の場合



(5) 支援会議(社会福祉法第106条に定める多機関との支援会議)

包括的な支援の調整依頼(申込票の作成・送付)を受けて、多機関協働担当で対象者世帯に係る事前の情報収集を行った後、実際に支援会議を開催して世帯の支援方針を決定(※最大の

特徴は、本人同意不要)。決定した支援方針に基づいて各支援機関が支援提供し、提供した内容 を評価して、またさらに新しいプランを再検討する。

(6) 継続的なアウトリーチ支援事業

はちまるサポートに配置されているCSWは、対象者の自宅に訪問するだけではなく町会自 治会や民生委員協議会等の地域の集まりに出席して、対象者となり得る人の情報収集を行い、 また訪問するという対応をしている。支援に当たっては、医療や介護の専門的な知識が求めら れる場合が発生するため、必要な知識を有する専門機関の職員と同行ができる体制が必要とな ってきており、そのような体制の構築を現在進めている。

(7) 参加支援事業

畑を持っている地域住民からの提案により開始したもので、ひきこもりや不登校などの社会 とのつながりが希薄化している方に、農作業を通じて社会参加の機会を提供するはちまるファ ームという参加支援事業を展開している。

① 参加の流れ

CSWが参加希望者の状況に応じて参加のペース・活動のサポートを行い、多様な社会参加や交流へのつなぎの選択肢を充実させている。

② 活動内容(基本作業)

- ・土づくり・うねづくり
- 草取り
- 水やり
- ・植え付け
- 収穫

年度	R 3	R 4	R 5
はちまるファーム	_	18名	86名
延参加者数		10/1	00/ I

自然に囲まれた、安心できる"居場所" はちまるファーム - 小比企町の小さな畑 -なんだか不安 どうしたらいい 人と話したり わからない… 外に出ることが苦手 誰かに話を 家庭や学校のほかに 聞いてほしいな 土や植物・野菜に触れながらゆったりと過ごせる場所です 参加日:毎週木曜日 ●場所 時間:10時~12時頃 参加曹:無料 持ち物:農作業する場合は、 汚れてもよい服装、 長靴、手袋 (景し出し用もあります) 飲み物 ASSESSED TO THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE

③ 今後の展開

現在市内1か所で行っているが、将来的には市内複数か所で展開したり、参加者が主体となって畑を管理したりすることで、更なる社会参加につながるように取り組んでいく。

(8) 地域づくりに向けた事業

① はちまるサポーター

日常生活の中で、地域の問題や課題、意見などをはちまるサポートにつないでもらうボランティア(はちまるサポーター)を、令和5年度から一部のはちまるサポートで試行的に募集し、6年度からは市内13か所全てにおいて募集し、取組を進めている。

② 地域福祉推進セミナーの開催

地域で活動している方の実際の報告を通して、地域住民に共生社会への意識を持ってもら う地域福祉推進セミナーを、令和4年度から開催して取り組んでいる。

年度	R 3	R 4	R 5
はちまるサポーター登録者数	_	_	22名
地域福祉推進セミナー等延参加者数	_	270名	195名

3. 八王子市が重層的支援体制整備事業で目指すもの

(1) 課題

① 新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査(令和4年度)

新たな地域福祉計画を策定する際に意識調査を実施した結果、福祉に関する制度やサービスに関する認知度が非常に低下していることが判明した。特に、2年度から4年度にかけてほとんどの項目において低下しており、新型コロナウイルスの影響によって住民同士のつながりが希薄化し、情報を入手する手段が減少したことが原因と考えられる。

② はちまるサポート配置CSW向けアンケート調査(令和5年8月) はちまるサポートに配置されているCSWを対象にアンケート調査を実施した結果、精神

保健や生活困窮、ひきこもり・不登校に関するものが増加していることが判明した。

- ・生きづらさや精神疾患などの心理的な困難、孤独・孤立の問題などは見つけるのが難しく 潜在化し、重症化する。【問題の潜在化による重症化】
- ・ひきこもりや社会的孤立など、単体の相談窓口や専門性では対応しきれない問題の増加 【現行制度の狭間に落ち込む問題の増加】
- (2) 福祉政策に関する新たな動き
 - ① 孤独・孤立対策推進法の施行(令和6年4月1日)

孤独・孤立対策の4つの基本方針

- ・孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすること
- ・状況に合わせた、切れ目のない相談支援につなげること
- ・見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、<u>人と人との「つながり」を実感できる地域づ</u>くりを行うこと
- ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、 $\underline{\mathbf{r}\cdot\mathbf{E}\cdot\mathbf{NPO}}$ 等の連携を強化すること
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(地域生活支援促進事業) 医療保健、保健予防、生活支援、地域共生の4つの領域が重層化して支援の循環を生み出し、精神障害の重症化予防を図る。
- ③ 留意すべき国の動き
 - ・地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・子ども・子育て真ん中社会、ヤングケアラー支援
- (3) 第4期八王子市地域福祉計画(令和6年度~11年度)

課題や動向を踏まえ、第4期計画では、増加が見込まれる複雑化・複合化する地域生活課題に対応できるよう、新たに"つながる"という視点を加え、人や地域、情報や福祉サービスなど、一人ひとりの暮らしの中で必要とする様々なモノに"つながる"ための施策を推進する。

① 基本目標

だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で活き活きと暮らすことができる まちづくり

② めざす姿

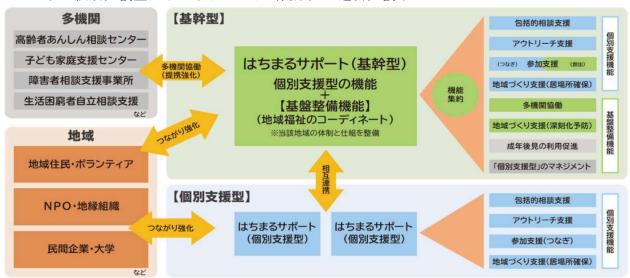
"市民力・地域力"地域におけるつながりあい

- (4) 第4期地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の深化・推進
 - ① 方針:地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援へのつなぎ
 - ・早期発見・早期支援へのつなぎを目的とした地域へのアウトリーチ強化
 - ・相談機関の認知度を向上(普及啓発の充実・問題に備える)
 - ・様々な支援機関や専門職との"つながり"強化(情報共有、相互理解、チーム対応)
 - ・地域住民や企業等による見守りや居場所づくり、地域活動の充実
 - ② はちまるサポートの機能強化

広域的な支援基盤(地域分析・共有、多機関連携、地域づくり等)の構築を担う「基幹型」 はちまるサポートを新たに位置づけし、地域の中で包括的な支援体制を構築する仕組みづく りに取り組んでいる。

○基幹型の機能

- ア 多機関・地域活動団体等との連携支援体制の構築(多機関協働)
- イ 深刻化予防に向けた早期発見・支援体制の強化(地域づくり支援)
 - ・地域生活課題やサービスについて「学ぶ」「知る」機会の充実
 - ・つなぎ手となるはちまるサポーター事業の拡大
 - ・誰でも参加できる居場所の充実(地域づくり支援×参加支援)
- ウ 個別支援型はちまるサポート(従来)の運営支援など

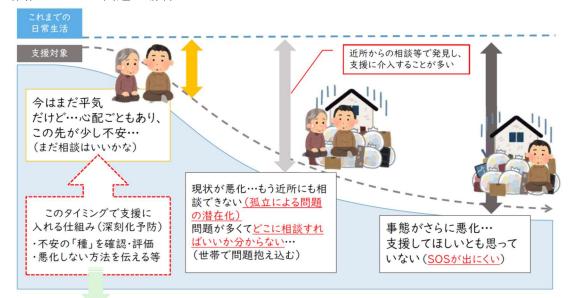


(5) これからの重層的支援体制整備事業で求めること

積極的に地域に働きかける能動的な支援が求められており、地域住民が集まる様々な場に出向き、早い段階での「気づき」「相談の促し」や、問題への対処に関する知識の習得など、問題の早期発見、早期支援に向けた働きかけを行っていく。

① 早期発見・早期支援へのつなぎ

(例) 8050問題の場合



課題をいちはやく発見し、個々の心身状態や生活環境を関係者間で評価したうえ、早期に 適切な支援につなげる、合理的かつ多面的な支援が提供できる体制を目指す。

② 複雑化・複合化した支援ニーズに応えていくために

重層的支援体制整備事業のもうひとつの側面は、専門職が支援で孤立しない・させないことであり、複雑化した世帯課題が増える中、支援者を孤立させないための分野横断的な支援者支援の仕組みを作っていく(お互いを知り合う、分野を越えて相談し合える)ことが重要となっている。

- ○今後、重点的に取り組む主な事業
 - ・多機関合同研修(人材のつながり作り)
 - ・はちまるサポートの機能強化(基幹型設置)
 - ・多機関連携しやすくなる共通アセスメントシート作成
 - ・市支援機関共通システムの検討・構築(DX推進)

市民文教委員会行政調査報告から

【金沢市】

学校給食費の公会計化について

1. 金沢市における学校給食の概要

(1) 学校給食の実施状況(令和6年5月1日現在)

区分		完全給食	普及率
小学校	令和6年	54校 21,860人	100.0%
中学校	令和6年	24校 10,864人	100.0%

※中学校では、家庭からの弁当と学校給食を選べる選択制を実施。

(2) 学校給食費

1食当たり単価

	小学校	中学校	
完全給食	平成26年4月~	平成26年4月~	
	250円	293円	

(3) 学校給食調理場数(令和6年4月現在)

共同調理場:13施設 単独校調理場:4校

	名称	配送校名
	森本	医王山小・中、森本小、花園小、不動寺小、三谷小
	粟崎	浅野川小、粟崎小
	小立野	小立野小、犀桜小、湯涌小・芝原中、南小立野小
	扇台	額小、扇台小、四十万小
	鞍月	長田町小、諸江町小、千坂小、大浦小、鞍月小、西小
共	西南部	押野小、米丸小、三和小、西南部小
同	米泉	中村町小、米泉小
調	泉野	泉小、十一屋小、泉野小、内川小・中、長坂台小
理	緑	大野町小、金石町小、緑小、木曳野小、安原小
場	中央小、中央小芳斎分校、明成小、森山町小、浅野町小、戸板小、	
	中央	新神田小、長町中芳斎分校
	西部	泉中、長町中、高岡中、西南部中、額中、高尾台中、緑中、清泉中
	北部	鳴和中、長田中、浅野川中、金石中、森本中、港中、北鳴中、大徳中
	東部	兼六小、小坂小、夕日寺小、犀川小、田上小、杜の里小、朝霧台小
	外印	野田中、城南中、紫錦台中、兼六中、犀生中
調単	富樫小	
理独	三馬小	
場校	伏見台小	
勿仅	大徳小	

2. 公会計化に係る取組

(1) 公会計化移行の経緯

○文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向けて(通知)」(平成28年6月17日) 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員 の長時間勤務の改善が課題となっており、学習指導要領の改訂の動向等を踏まえた授業改善 に取り組む時間や教員が子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、 発揮できる環境を整えていく必要があることから、文部科学省は、平成28年4月に「次世代 の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を省内に 設けて検討を行い、同タスクフォースの報告の取りまとめを受け、文部科学省より同年6月 17日に「学校現場における業務の適正化に向けて(通知)」が出され、会計事務の公会計化の 方向性が示された。

○方向性の要旨

- ・給食費の管理徴収事務における教職員の負担を軽減し、本務に専念する時間を 確保
- ・学校給食費における会計業務の透明性を向上

(2) 移行までのスケジュール

年度	内容	
平成29年度	・先進地視察(大津市、前橋市)	
	・学校給食費管理システムの検討	
平成30年度	学校給食費経理手法検討懇話会(2回開催)	
令和元年度	文部科学省より「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が示される	
令和2年度	・システム検討、入札準備	
	・条例の検討、制定	
令和3年度	・システム入札、連携するシステムの改修	
	・規則の制定	
	・令和4年1月~ 一部小学校(34/54校)で公会計化先行実施	
令和4年度	公会計化完全移行(すべての小・中学校を対象)	

(3) 取組内容

① 学校給食費経理手法検討懇話会

ア目的

学校事務の負担軽減等を図るため、一般会計等に組み入れる公会計化や徴収、管理業務などの経理手法に関し必要な事項を検討

イ 検討事項

- ・学校給食費の公会計化に関する事項
- ・公会計化後の教育委員会、学校等の業務分担に関する事項など

ウ組織

- ・学識経験者 1名
- ・市立小学校長、中学校長 各1名
- ·市PTA協議会 2名
- · 市学校給食会 1名

工 論点

- ・学校長が管理する学校給食費の債権の取扱い
- ・学校給食費の収納率低下
- ・学校と教育委員会の連携協力体制の維持・強化
- ・学校給食費の会計処理や徴収業務等に関する法的な整理
- ・徴収管理システム等の導入に要する多額な経費の発生
- 教育委員会事務局職員の業務量の増加

② 学校給食費管理システムの構築

ア 財源:市単

国等の補助制度はなく、市の単費

イ 既存システムの活用:不可

学校が発注、給食費計算をするためのシステムはあったものの、古いものでありベンダーから改修を断られたため、物資発注と徴収業務が可能な新システムを構築

ウ システムに係る費用

導入費用:約3,500万円

ランニングコスト:年間約140万円

○システム操作画面



(出典:金沢市資料)

③ 学校給食費条例、規則の制定

ア 条例制定の経緯

- ・雑入として取り扱う場合、条例は必須ではないが、市の施策として明確に位置づける ため条例を制定
- ・遅延損害金の切捨て規定を設定

イ 規則の概要

- ・学校給食の申込み等を明確に契約行為として位置づける (明示の合意)
- ・学校給食費等の額、納付方法、納付額及び納期限
- ・学校給食費等の充当及び還付
- ・学校給食費及び遅延損害金の減免

④ 徴収方法

·原則、口座振替:登録割合97.3%(令和6年6月現在)

口座振替日

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座振替日	6月30日	8月31日	10月31日	1月4日	3月31日

- ・納付書払いも可能であり、コンビニ収納、スマホ決済に対応
- ・生活保護、就学援助対象者は公金振替

減免ではなく、学校給食費収入として食材費との均衡を図る。(食材費=保護者負担の原則) ただし、就学援助は毎年申請・認定が必要なため、第1期(6月30日)分は、申請中であっても一旦支払う必要がある

⑤ 食材の契約方法

・公会計導入に伴い、市学校給食会が行っていた入札、支払いなどの一連の業務を教育総務 課学校給食係に引継ぎ

• 業務分担

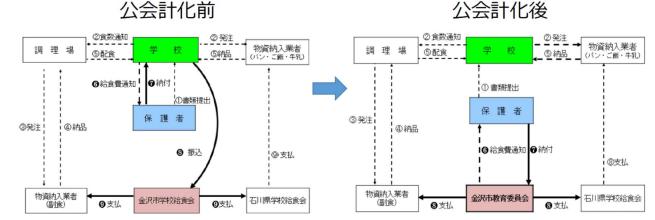
市	調理場	学校
納入業者の登録、審査	食材発注	食数管理
入札、契約、支払い		システム入力
主食、牛乳の発注		
システム管理		

⑥ 市学校給食会の解散

- ・清算人を設置 (解散後の事務処理を担う)
- ・残余財産は市へ帰属

給食費の残金は、学校長を経由して保護者へ返金すべきものだが、調理場単位で経理を 行っており、返すべき対象を特定するのは困難であったため。なお、給食費の残金の取扱 いについては、共同調理場運営委員会及び単独校調理場設置校から同意を得た上で、給食 会役員会にて議決している。

○公会計化前後のフロー図



(出典:金沢市資料)

3. 成果 : 課題

(1) 成果

① 教職員の負担軽減

教職員の残業時間(月平均、令和3年度と5年度の比較)

小学校: 4 時間21分減 中学校: 6 時間21分減

② 調理場の負担軽減

私会計時は、集金額の範囲内でしか発注(支出)できなかったが、公会計化に移行したことで、未納分のマイナスを考慮する必要がなくなった。

③ 会計の透明性が向上

市予算に組み込まれたことで、経理面の管理・監督体制や監査機能が強化された。

(2) 課題

① システム

給食費の徴収と発注を1つのシステムにすると複雑になり、実際の発注数と喫食数を合わせることが困難であることから、他都市ではシステムを分けているところもある。

② 未納対策

・徴収率は僅かであるが低下しており、他都市も同様の傾向である

- ・未納対策として、口座振替不納通知、督促状、催告(電話、書面)、児童手当からの充当 を行っており、法的措置は未実施(支払督促、少額訴訟など)
- ・今後は、徴収専門部署や保育料の徴収事例等を参考に、未納対策を強化していきたい

【岡崎市】

部活動の地域移行について

1. 岡崎モデル「3段階プラン」の概要

(1) プラン作成に至った経緯・背景

これまで半世紀を超えて教師が献身的に取り組んできた部活動は、大きな教育的役割を果たしてきた。日本の貴重なインフラともいえる部活動、そして、岡崎市の中学生11,000人が関わる部活動を地域移行することは大きな困難が予想される。



子どもの活動の地域移行として、近隣の学校を同じブロックとして市内8つのブロックに分け、中学校ごとの部活動をブロック単位で行う地域ブロック部活動を岡崎モデル「3段階プラン」として進めていく。

(2) 地域ブロック部活動の目的

- ① 岡崎の全ての子どもたちが、スポーツや文化芸術活動に主体的に取り組めるよう、現在ある部活動を生かしながら地域移行していく。
- ② 勝利を目指すのではなく、子どもの健全育成を目指す。

(3) 地域ブロック部活動の最終形

- ・運営主体として、地域ブロック部活動

 運営本部(仮称)を設置し、産学官民共同で運営していくものとする
- ・令和11年度には完全に学校管理下外の活動とし、兼職兼業による教員の参加も可能とする
- ・令和7年度の新チームからは、在籍校にある部活動だけでなく、岡崎市内の中学校に現存 するすべての部活動に参加することが可能となる
- ・参加する子どもは、学校終業後一度帰宅し、各活動場所(学校及び公共施設)へ移動する。 その際の移動方法は徒歩や自転車、公共交通機関、保護者の送迎となる
- ・活動は、最大で1週間のうち平日は2日、2時間までとする。休日は、土日のどちらかで 3時間までとする

(4) 岡崎モデル「3段階プラン」の概要

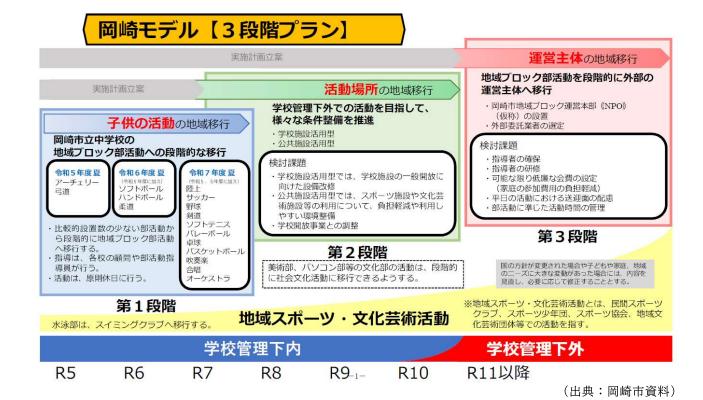
- ① 子どもの活動の地域移行(令和5年度~令和7年度)
 - ・令和5年度の新チームから3年をかけて、比較的設置数の少ない部活動から段階的に地域 ブロック部活動へ移行する
 - ・市内20校を8ブロックに分け、設置数の少ない部活動は4ブロック、2ブロック、1ブロックでの活動となる
 - ・指導は各校の顧問や部活動指導員が行う
 - ・活動は原則休日に行う



(出典:市政だより「おかざき」(令和5年10月号))

② 活動場所の地域移行

- ・主に学校施設を使う学校施設活用型、公共の運動施設や文化施設を使う公共施設活用型を 検討
- ・学校施設活用型では、学校施設を分散して活用していく
- ・これまで休日は活動していなかった美術部、パソコン部等の文化部の地域移行も目指す
- ③ 運営主体の地域移行
 - ・産学官の共同運営による岡崎市地域ブロック運営本部(仮称)を設置
 - ・本部では、指導者の管理監督、指導、参加料等の金銭面の管理等を行う



(5) 地域ブロック部活動のメリット

- ・岡崎市内の中学校に現存する全ての部活動への参加が可能となるため、子どもは幅広くスポーツや文化芸術活動に親しむことができる
- ・市内の様々な方が関わることで、市をあげて子どもを育成することができる
- ・企業と連携することにより、専門的な指導をトップアスリートから直接受けることが可能と なる
- ・公共施設や学校施設を効果的に利活用することにより、これまでよりも恵まれた環境の下で 活動することができる

2. 岡崎モデル「3段階プラン」の進捗状況

(1) プランの周知状況

時	期	場所	周知主体	対 象	方 法
	8月下旬	定例校長会議(8月)	各小中学校長	全教職員、児童生徒、	口頭、文書
			台小中于仪文	保護者	
			各小中学校長	PTA役員、総代会、	口頭、文書
R 5			台小中于仪文 	社教委員会、開放委員会	
l K 5	9月中旬	岡崎市PTA連絡協議会	教育委員会	岡崎市PTA連絡協議会役員	口頭、文書
	9月下旬	市長定例記者会見	市長・教育長	市民	口頭、文書
	10月上旬	市政だより特集項にて	教育委員会	市民	市政だより
	1月下旬	各中学校の入学説明会	各小中学校長	児童生徒、保護者	口頭、文書
R 6	4 月	各中学校の部活動説明会	各小中学校長	児童生徒、保護者	口頭、文書

(2) 地域ブロック部活動の進捗状況

① 令和5年度夏から開始した部活動

	アーチェリー	弓道
活動場所	東海中学校	額田中学校
参加人数	2年6人、1年13人	2 年14人、 1 年12人
他校生徒	1名(葵中)	6名(甲山中2名、美川中1名、
※1年のみ		竜海中2名、葵中1名)
子供の声	・小学生の頃から憧れていたアーチェリーを 部活動でできるようになり、とてもうれしい。	・地域ブロック部活動の話を聞き、すぐに申し込んだ。・新しい仲間たちと練習に励み、早く上手になりたい。
保護者の声	・今後は、保護者の送迎ではなく、公共交通 機関を使って参加できるようにしていきた い。	
指導者の声	・他校の生徒と一緒に活動できることはとてもよい。・今後、参加人数が増えると活動場所が狭いため、練習に支障を来たすおそれがある。よって、公共施設の利用ができるとよい。	・他校の生徒を含めて、同じチームで活動する温かい雰囲気がある。・弓道が好きな生徒が増えるとよい。・今後、人数が増えると1人当たりの射数が減るため、公共施設の利用もできるようにしてほしい。

(3) スポーツ庁及び文化庁から委託を受けた部活動地域移行実証事業の状況

① ソフトボール

	第1回	第2回	第3回	
日時	令和5年11月25日(土)	令和5年12月10日(日)	令和6年1月28日(日)	
	9 時から12時	9 時から12時	9 時から12時	
活動場所	公共施設	学校施設	公共施設	
	・岡崎中央総合公園運動広場	・竜海中学校	・明神橋公園運動場	
		・矢作中学校	・美矢井橋河川緑地運動場	
		・葵中学校	・境公園運動場	
講師	・元女子ソフトボール日本	・トヨタ自動車女子ソフト	・元女子ソフトボール日本	
	代表	ボール部選手(2名)	代表	
	・三菱重工名古屋男子ソフ	・元豊田自動織機女子ソフ	・元豊田織機女子ソフトボ	
	トボール部選手	トボール部選手(2名)	ール部選手	
		・三菱重工名古屋男子ソフ		
		トボール部選手(2名)		
	以上の講師の他に、運営協	営営協力者として、市内中学校ソフトボール部顧問約10名と、ソ		
	フトボールを指導したい教員	対員約6名が生徒の指導に当たった。		
参加者	市内中学校ソフトボール部員	市内中学校1、2年生女子	市内中学校1、2年生女子	
	約40名	約60名	約30名	

ア 参加者の声

・「指導が分かりやすい」「いつも以上に楽しい」「他の学校の子と交流できてうれしい」

イ 講師や運営協力者の声

- ・(講師の声)「次回も指導したい」「継続的に中学生の指導に携わりたい」「同じソフトボールが好きな子に関わることができてうれしい」
- ・(運営協力者の声)「学校施設と公共施設の両方で練習ができたが、公共施設では、整備された広いグラウンドで多くの指導者が生徒の指導に関わることができてよかった」「大勢で子どもに指導できたため、負担なく、効率よく指導できた」
- ・(運営協力者の声)「ソフトボール部がない学校の生徒が参加した場合、活動に関する急な変更や欠席連絡等、生徒・保護者と指導者がどのように連絡を取り合えばいいか」
- ・(運営協力者の声)「今後、公共施設を使う場合、市が予算化するのか、保護者から徴収するのか」

② 音楽部

	第1回	第2回	
日 時	令和5年12月16日(土)	令和6年1月13日(土)	
	13時から16時…合唱部、弦楽器	13時から16時…合唱部、弦楽器	
	令和5年12月17日(日)	令和6年1月14日(日)	
	9 時から16時15分…管打楽器	9 時から16時15分…管打楽器	
活動場所	岡崎市総合学習センター	岡崎市総合学習センター	
講師	地域の音楽家および音楽大学等の学生	地域の音楽家および音楽大学等の学生	
	以上の講師の他に、運営協力者として、	市内中学校の吹奏楽部、オーケストラ部、	
	合唱部の顧問約5名と、吹奏楽部、オーケ	ストラ部、合唱部を指導したい教員約6名	
	が生徒の指導に当たった。		
参加者	市内中学校吹奏楽部員 約84名	吹奏楽部 約80名	
	市内中学校オーケストラ部員 約23名	オーケストラ部 約24名	
	市内中学校合唱部員 約25名	合唱部 約25名	

ア 参加者の声

・(参加者の声)「基本的なことから丁寧に指導が受けられた」「指導の先生のようにもっと 上手になりたいと思った」「他の学校の子と一緒に活動できてうれしい」「環境面が整っ た会場で活動することができ、とても充実した練習ができた」

イ 講師や運営協力者の声

- ・(講師の声)「総合学習センターのような会場だと、1つの部屋が広く、大勢で練習した り合奏したりすることができてよい」「今回のような会場は部屋数が多いだけでなく、空 調のある大きな部屋が複数あるところが学校施設よりよいと感じた」
- ・(運営協力者の声)「学校施設を使用する場合の施設の施錠等の管理はどうするのか」「吹奏楽部とオーケストラ部については、楽器等をもって移動することになるので、公共交通機関等での移動を考慮した活動場所の設定を今後検討する必要がある」「大型楽器や電子ピアノ等の活動で使用する楽器の保管場所や保守・管理業務をどうしていくのか」

(4) 部活動地域移行推進委員会

校長会と教育委員会が主体となり、よりよい部活動の地域移行の在り方を議論する場として、 部活動地域移行推進委員会を立ち上げた。

	第1回	第2回
日時	令和5年12月12日(火)	令和5年12月20日(水)
	15時から16時30分	14時から17時
会 場	岡崎市役所 西503	岡崎市役所 分館3階大会議室
構成員	14人	・運動部37人
	校長会役職者(8人)、体育部長、音楽部	中学校長(20人・体育部長含む)、小学
	長、部活動地域移行検討委員会委員長、教	校長会長、運動副部長(12人)、保健体
	育委員会担当者(3人)	育科指導員(2人)、教育委員会担当者
		(2人)
		・音楽部(29人)
		中学校長(20人)、小学校長会長、音楽
		部長(4人)、音楽副部長(2人)、教
		育委員会担当者(2人)

○協議内容

7 MM HX F 1 7 C						
活動時間	・平日:活動日は原則週2日程度。活動時間は、週4時間以内、1日につき2時間ま					
	でとする。					
	・休日:土日のどちらかで3時間程度	までとし、長時間(終日)練習は行わない。				
	・長期休業中:1日3時間程度までと	こし、長時間(終日)練習は行わない。				
活動場所	アーチェリー・弓道	・平日:拠点校または公共施設				
	(令和5年夏からブロック化)	※拠点校または公共施設に行けない場合は、家庭				
		での自主練習となる。				
		・休日:拠点校または公共施設				
	R6夏およびR7夏からからブロ	【ブロック化前】				
	ック化される部活動	〈自校に設置あり〉				
	<令和6年夏から>	・平日、休日:在籍校				
	ソフトボール、ハンドボール	〈自校に設置なし〉				
	柔道	・自校にある部活動への参加または所属せず				
	<令和7年夏から>	【ブロック化後】				
	陸上、サッカー、野球、剣道、	〈自校に設置あり〉				
	ソフトテニス、バレーボール、	・平日:在籍校または拠点校または公共施設				
	バスケットボール、卓球、	・休日:拠点校または公共施設				
	オーケストラ、吹奏楽、合唱	〈自校に設置なし〉				
		・平日:拠点校または公共施設				
		※拠点校または公共施設に行けない場合は、家庭				
		での自主練習となる。				
		・休日:拠点校または公共施設				
移動手段	・保護者の判断のもとで、①徒歩、②	自転車、③公共交通機関、④保護者による送迎				
	等を利用する。					
	・自転車を使用する場合は、自転車係	R険に加入することが義務化されているため、各				
	家庭で加入すること。					
	・自転車に乗車する際は、道路交通法	まを守ること。とりわけ、ヘルメットは必ず着用				
	すること。					
指導者	・平日、休日ともに、顧問もしくは音	『活動指導員が行う。				
道具類	・ラケットやシューズ等、個人持ちの道具類は、これまで同様、保護者負担とする。					
連絡手段	・現時点では、LAIDEN メールとMicrosoft Teams を使用する。					
事故等へ	①けが等について					
の対応	・練習会場にいる顧問及び部活動指導	算員が応急処置を行う。その後、保護者と在籍校				
	に連絡して対応する。					
	②保険について					
	・活動中及び移動中の事故等について	ては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの				
	適用を受けることができる。					

3. 部活動地域移行に係る課題・今後の取組

(1) 部活動地域移行に係る指導者、費用等

現在、部活動は教育課程外の学校教育活動として学習指導要領で位置づけられている。これ まで学習指導要領は社会の変化に対応するため10年程度で改訂されていることから、令和11年 度頃に現在の中学校学習指導要領が改訂されると推測される。この改訂により部活動が学校管 理下外に移行されることを見込み、部活動の指導者と経費、費用等への対応を以下のように考えている。

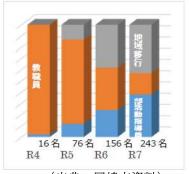
- ・休日の学校部活動は、令和7年度夏に地域ブロック部活動に移行が完了し、「3段階プラン」 の第1段階を達成することになる
- ・令和7年度夏以降は、「3段階プラン」の第2段階では、可能な活動から速やかに平日の活動 を地域ブロック部活動へ移行し、指導者として部活動指導員を活用することを想定している
- ・令和10年度末までは、地域ブロック部活動は学校管理下内で実施する。平日の部活動を地域 ブロック部活動に移行した場合、中学校の部活動顧問は基本的に休日の指導のみとなる。部 活動指導員を積極的に活用することは、教職員の負担を軽減することにつながる。引き続き、 地域人材を発掘するとともに、新たに小学校の教職員の兼職兼業を進めることで、令和7年 度夏にはすべての学校部活動に対し部活動指導員を確保することを目指している
- ・地域ブロック部活動が塾やクラブと異なる点は、学校部活動で実現してきた「廉価で一定の質を確保し、教育的価値のある運動・文化芸術活動の機会確保」という理念を可能な限り引き継ぐことである。すべての部活動に確保した部活動指導員を令和11年度以降の学校管理下外の活動の指導者として円滑に移行することが、本市の部活動地域移行の実現に向けた重要課題であると考えている

	令和10年度まで(学校管理下内)	令和11年度以降(学校管理下外)
指導者	・中学校教員は顧問として従事	・部活動指導員
	・部活動指導員(一般の方、大学生、小学	・教員が希望する場合は、兼職兼業
	校教員等)	・1つのブロック部活動に対して、4~6
		名の指導者による指導体制を目指す
手当等	・中学校教員の休日の手当は、教員特殊業	・運営主体からの報酬の支給を想定
	務手当にて支給	・1つのブロック部活動に対して
	・部活動指導員には報酬を支給	「週7時間×4週×3人×単価」が最低
		限必要となると想定
費用	・市費(保健体育科の授業や部活動等の消	・受益者からの活動費
	耗品費、大会・コンクール選手派遣費)	・市費補助(これまでの消耗品費、大会・
		コンクール選手派遣費等)の転用
		・PTAや地域住民からの支援

(2) 部活動指導員の増員(指導者の確保)

- ・令和5年度は、当初16名の部活動指導員でスタートした。 令和5年夏より60名増員し、76名となった(達成率29.8%)
- ・令和6年度夏からは、さらに80名増員し、156名の部活動指導員で、学校部活動を支える(達成率61.1%)
- ・最終的に、本市のすべての部活動(243部活動)に対し、部活動指導員の設置を目指している

《部活動指導員の増員計画》



(出典:岡崎市資料)

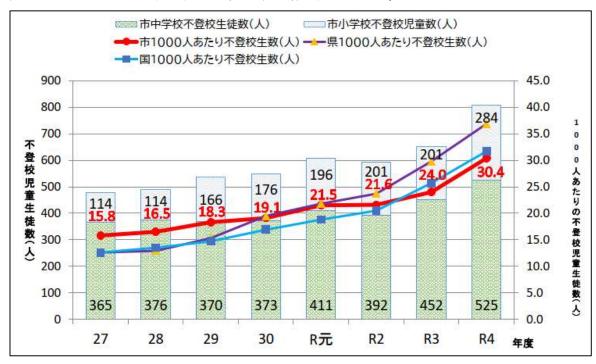
【長野市】

教育支援センターSaSaLANDについて

1. 背景

(1) 不登校児童生徒数の推移

長野市においても不登校の児童生徒が年々増加傾向にある。



(2) 不登校児童生徒への支援

文部科学省より、不登校児童生徒の支援に向けた通知等が示されてきた。

○平成28年12月14日公布【教育機会確保法】

- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- ・国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携など

○令和元年10月25日【不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)】

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指 す
- ・教育支援センター (中間教室)、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多数な教育機会を確保 など

2. 教育支援センター

長野市では、学校へ行きにくくなっていたり、行けない状態が続いている小・中学生に対して、 自立心や社会性を高め、学習や集団活動への意欲が持てるよう支援するための施設として、7カ 所の教育支援センターを設置している。

学校や家庭、地域の中に自分の居場所を見いだせない児童生徒が集う「学校外の育ちと学びの場」として、子どもたちの社会的自立に向けた支援を行っている。

しかし、施設の大半が狭隘で定員数の制約があるため、通室を希望する児童生徒の要望に応えられない状況が続いていたことから、休校中の長野市立七二会小学校笹平分校を改修し、令和6年4月に8か所目の教育支援センターSaSaLAND(ササランド)を開設した。



3. SaSaLAND

(1) 概要

定員	50名程度
利用時間	午前9時から午後3時まで
対象者	長野市在住で学校へ行きにくくなっていたり、行けない状態が続いていた
刈	りする小学1年生~中学3年生
利用料	無料 ※活動で発生した材料費等を負担する場合あり
交通手段	保護者送迎、路線バス、無料送迎バス(長野駅線、川中島駅線)
ランチ	学校給食費に準じた額(1食300円程度)

(2) 利用状況等

① 登録状況

登録人数 133人 (令和6年5月末現在)

学年	人数(人)	学年	人数(人)	
小学1年生	1	中学1年生	1.5	
小学2年生	6	中子工十生	15	
小学3年生	15	中学2年生	17	
小学4年生	12	中子乙午生		
小学5年生	22	由学习年生	13	
小学6年生	32	中学3年生	13	
小学生合計	88	中学生合計	45	

② 利用状況

利用人数 延べ1,053人

1日平均利用人数 28.1人 (令和6年5月末現在)

⇒登録者133人のうち92人が1度は利用している(1/3は中学生)

⇒利用した92人の令和5年度の平均欠席日数は94.8日

(3) 3つの柱

① 子どもたちの社会的自立に向けた支援

tit the state of	・地域の方がSaSaLANDにお越しになって交流する活動				
地域との交流活動	・飼育、栽培などに地域の方が参加				
近隣校との交流	・篠ノ井高校犀峡高や長野西高校中条校との交流推進				
自然体験活動	・七二会地区の自然にふれながら、体験活動を実施				
日然浮峽石勁	・キャンプ等の非日常の体験				
メタバースを活用した	・マインクラフトを使用して活動する				
オンライン活動					
キャリア教育	・民間団体と連携し、職業体験など実施				

② 保護者への支援

目的:不登校の子どもを持つ親の孤独感の軽減 子ども支援に有効な知識・技能の獲得

ア 親同士の語り場の開設(お茶を飲みながら気軽に参加できる場)

対象者:利用している児童生徒保護者、その他の不登校児童生徒保護者

- イ 不登校児童生徒保護者へ定期的な情報提供
- ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による個別面談
- エ 「子ども総合支援センター」との連携

③ 教職員等の不登校に関わる研修

目的:子ども支援に有効な心理や福祉の知識と技能の獲得

教職員の抱え込みや孤立の防止、孤独感の軽減

対象: SaSaLANDスタッフ・市内学校教職員等

- ア 教育センター研修講座の開催【児童生徒理解、特別支援教育】
- イ 学校教育課研修講座の開催【登校支援関係】
- ウ SaSaLANDでの実地研修【施設見学&活動参加型】
- エ 初級講座・中級講座・上級講座などステップアップ式研修の実施 ※信州大学と共同開催
 - 例)〔初級講座〕子どもの心理支援の基礎となる部分(不登校、特支) 〔中級講座〕子どもや保護者が抱える具体的な課題についての理解と対応 〔上級講座〕事例検討・心理検査の見方など

3. メタバースを活用したオンライン活動

自宅に居ながらオンラインで通えるSaSaLAND ものづくりゲームのマインクラフトの世界に交流できる場を整備



教育版プログラム(プログラミング、科学実験、歴史上の建造物見学など)

- (1) メタバースSaSaLANDの概要
 - ① メタバース 信州大学教育学部三和准教授と学生が作成 使用ソフトはマインクラフト教育版







マインクラフトは自分の分身となるキャラクターを動かして建造物をつくったり, 冒険をしたりするゲームです。例えば, 外国語のコースではマインクラフトの世界に空港や外国の街を作成して, 実際にキャラクターを動かしながら空港での出入国の手続きやホテルのチェックイン, レストランでの食事など海外旅行の疑似体験をしたりしています。

マインクラフトのメリット

- 世界一売れたゲーム
- ・今でも子どもに大人気
 - →興味を引きやすい

マインクラフト教育版のメリット

- ・導入のしやすさ (既存端末で負担なし)
- ・外部の侵入がなく安心
- ・通常版にはない様々なプログラム
- ② 使用端末 ノートパソコンやタブレット (1人1台端末)
- ③ 実施期間 今和6年4月運用開始平日午前の2時間を想定
- ④ 活動内容 ・様々な建築 (マイホーム、動物園、有名な建造物など)
 - 遊び(鬼ごっこ、かくれんぼなど)・イベント(建築コンテスト)
 - ・教育版プログラム(プログラミング、科学実験、歴史上の建造物見学など)
- ⑤ 相談対応 ・個別の相談希望はSaSaLANDスタッフと連携して対応
- (2) メタバースSaSaLANDの利用実態
 - ① 活動日 週3日(火・木・金)9時30分から11時30分
 - ② 使用ソフト ・活動 マインクラフト教育版
 - ·音声通話 Microsoft Teams
 - ③ 使用端末 学校配付のタブレット、自宅PC、スマホ等
 - ④ 活動場所・運営スタッフ SaSaLAND
 - ·児童生徒 SaSaLAND、学校、自宅
 - ⑤ 活動内容 建築、戦い、冒険、鬼ごっこ など
 - ⑥ 活動回数 17回(令和6年4月23日から活動開始)
 - ⑦ 参加者 延べ148人 実人数28人 1日平均9人

うちオンライン参加 平均2人

⇒SaSaLANDで参加する子どもが多い

4. 誰一人取り残さない長野市登校支援策

- (1) 明日も行きたくなる学校
 - ・子どもが活躍できる魅力ある授業、楽しい学校づくり ⇒指導主事派遣、実践事例の共有
 - ・心の小さなSOSを見逃さないチーム支援体制づくり ⇒相談フォーム、登校支援プランシートの活用
 - ・小中連携移行支援の充実 ⇒登校支援Co研修会での情報交換、移行支援プランの紹介
 - ・SSW等専門家を含めたチーム支援体制の構築 ⇒SSW、指導主事の派遣、学校訪問
 - ・校内教育支援センターにおける支援の充実 ⇒しなのきサポーターの配置【新規】
- (2) 多様な学びの場
 - ・SaSaLANDを中核とした教育支援センター充実プラン ⇒メタバース、保護者支援、研修の実施
 - ・各教育支援センターの特徴を生かした支援の充実 ⇒はばたき、かがやき週5日開所
 - ・フリースクール等民間施設との連携 ⇒ながの育ちと学びの場フォーラム、居場所冊子の提供
 - ・長野市フリースクール等民間施設利用料助成事業の実施
 - ・多様な学びの場における出席、評価を推進 ⇒長野市ガイドラインの運用、Co研修会での研修の実施

産業観光企業委員会行政調査報告から

【千葉市】

農作物の高付加価値化と販売・PRの強化の取組について

1. 千葉市農業の現状について

千葉市の農業経営者数は、2005年から2020年の15年間で半減している。30歳代以下においては2015年まで減少の一途にあったが、2020年には増加した。しかしながら40歳代以下の青年農業経営者は2020年で50人程度まで減少しており、今後もますます加速し、2030年には21人まで減少するものと試算している。

【農業経営者数の動向】

年齢層	~29	30-39	40-49	50-59	60-69	70~	計
2005	1	26	147	442	533	710	1859
2010	1	11	94	362	433	645	1546
2015	0	9	48	163	395	475	1090
2020	1	19	30	109	275	477	911
2030	1	10	10	39	186	325	571

※2005~2015:農林業センサス「年齢別農業経営者数 (販売農家)」、

2020:農林業センサス「経営主年齢階層別の経営体数 (総数)」、2030:千葉市農政部にて試算

一方、農業者の販売規模については、300万円以下の小規模農家が、2005年から2020年まで常に70%を占めている一方、3,000万円以上の販売額となった農業者は、最少であった2010年の1.2%から、2020年には3.4%まで増加し、3億円以上となる大規模経営層も出現しており、2030年には、3,000万円以上層が4.3%になると試算している。

【販売規模別農業者数の動向】

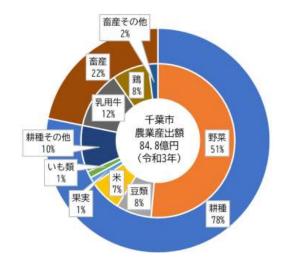
販売 規模	~300 万円	300~ 500	500~ 1000	1000~ 3000	3000~ 5000	5000~ 1億	1億~3 億	3億~	計
2005	1446	150	156	73	21	12	1	0	1859
2010	1228	135	100	64	14	4	1	0	1546
2015	841	96	71	60	15	6	1	0	1090
2020	658	87	76	59	17	11	2	1	911
2030	394	59	41	52	14	8	2	1	571

※2005~2015:農林業センサス「農産物販売規模別農業者数(販売農家)」、

2020:農林業センサス「農産物販売規模別農業者数(総数)」、2030:千葉市農政部にて試算

また、千葉市の農業産出額は94億円、千葉県54市 町村中18番目となっており、千葉市の農業の特徴と しては、

- ・野菜を中心とした少量多品目型
- ・都市近郊でありながら酪農が盛ん
- ・県と比べ野菜、豆類、乳用牛が多い
- ・県と比べ米、豚は少ない
- という点があげられる。



資料:『令和3年 市町村別農業産出額(推計)』

2. 高付加価値化と販売・PRの強化について

農業者1人当たりの売上げを増加し、若者に選ばれる職業となるよう、農業者の収益向上に向けて、販売・流通に係る出口戦略も重要である。

特に、農産物価格の低迷もある中、付加価値向上に向けた取組を推進する必要がある。

千葉市では、具体的には食のブランド「千」による、千葉市の食の対外的なPR力の向上、また、「つくたべ」の地産地消活動により、市民の千葉市産農産物の消費活動の活性化を図っている。

【地産地消とは】

地産地消とは、「国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産された地域内において消費すること (消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。)(地産地消法第25条)」とされている。

3. 地産地消の取組について

(1) 学校給食への農産物供給

2003年より学校給食への農産物供給を実施し、JA、市場、教育委員会と連携し、小・中学校給食で市内産農産物の活用に取り組んでいる。給食だよりや校内放送などを通じて、市内産を使った給食ということをアピールしている。

また、「食」と「農」に対する理解と関心を深めることを目的として学校給食に使われる千葉市産農産物の栽培方法や栄養、流通などについて、農家とJAの方を小学校に招いて授業するとともに、一緒に給食を食べて交流をする「生産者出張事業」を平成18年度より実施している。



ニンジンを使用した給食

4.「つくたべ」による地産地消活動について

(1) 概要

「つくたべ」は、地産地消の拡大を目指すプロジェクトである。地産地消を志向する飲食店やスーパーなどの小売店と農家をマッチングし、市内農産物が食べられる場所、購入できる場所を増やし、「つくたべ」に賛同する市民の拡大による、市内農産物の消費活性化を図るものである。

千葉市の農業者が生産した農畜産物を、千葉市 の飲食店に美味しい料理にしてもらい、市民、千葉



市を訪れる人が食し、産地と消費地が近い豊かなつながりを共有し育てることを目的とし「千葉市でつくって千葉市でたべる」を合言葉としている。

(2) 課題及び「野菜バス」の運行

「つくたべ」の課題として、受注を取りまとめるシステムが無く、また、流通を担う事業者がいなかった。また、物流においては燃料費の高騰や2040年問題となっているドライバー不足などの問題がある。そこで、野菜の売り手がバス停で野菜を出荷し、買い手が野菜をバス停まで取りに行く共同配送システムの「野菜バス」の運行をはじめた。

これまでの中間の物流事業者が1か所1か所の農家

を回るのではなく、「バス停」という集荷場所をおき、農家は決められたバス停に置き、ドライバーが集荷し、レストランなどの購入者は共通のバス停に取りに行くというシステムである。

物流のシステムとしては新聞の配達業者が新聞を運んだ帰りの便で運ぶなど、既存の物流の 仕組みを使って運んでいる。

また、受け取る側も、レストランだけだと発注数が少ないけれど、そこにスーパー、和食の 店など複数の店を組むことによって、利益を出すような仕組みをとっている。

5. 食のブランド「千」の展開について

千葉市産品の付加価値を高め、市内農業や食品関連産業の競争力強化を図るため、2020年に食のブランド「千」の認定制度を創設した。この制度により、市産品のブランド化を勧めるとともに、認定品のプロモーション、販路拡大支援、事業者育成支援を実施する。ブランドコンセプトは「千葉市の食を千年先へ~未来に続く豊かな循環を食から~」と掲げ、「千年先」がキーワードになっており、千葉市の食や食文化を未来に残していく、ということで、「千」は持続可能性を追求するブランドになっている。



(1) ブランドコンセプト

ブランドコンセプトは「千葉市の食を千年先へ~未来に続く豊かな循環を食から~」と掲げ、「千年先」がキーワードになっており、千葉市の食や食文化を未来に残していく、ということで、「千」は持続可能性を追求するブランドになっている。

(2) 特徴

① 全国でも先陣を切ってのSDGsを絡めた地域ブランドである。

具体的には、審査基準に持続可能性という項目を設け、審査時には目標の下のターゲット まで掘り下げてSDGs達成に向けた取組の記載を求めている。

また、産地と消費地が近いという千葉市だからこそ、例えば「SDGs12番 つくる責任、 つかう責任」といったフードロス削減などのフードサプライチェーン全体を意識した取組が 実施しやすい環境である。

② 市内で生産される農産物、千葉県内の原材料を使った加工食品だけでなく、それらを活用し、市内で実施・提供されるサービスもブランド「千(せん)」に含めている。

例:レストランにおける持続可能性に対応したサービス提供

~レストラン今日和による、地域と食の活性化への取組~ 株式会社レプコ

レストラン今日和(こんにちわ)では、千葉県産の食材を使った豊富なメニューを提供す

るだけでなく、地域の小売店や農家 と連携し、廃棄される野菜を有効活 用する"ベジタブルレスキュー"に 取り組むほか、常時店舗でフードド ライブを実施しフードバンク千葉を 通して生活困窮者への食料供給を支 援するなどの社会貢献活動も行って いる。





(3) 認定要件、認定基準

① ブランド認定の前提条件

【対象分野】

- ア 農林水産分野…市産に限る
- イ 加工食品分野…市産に限る
- ウ 食関連サービス分野…ア又はイを活用したもの

【ブランド認定の要件】

ア 生産、製造、開発・加工の拠点が千葉市内にある者、またはサービスの提供拠点が千葉

市内にある者

- イ 申請する市産品等の取り扱いに必要な許可、免許、登録、届出等を取得している者
- ウ 市税の滞納がない者
- エ 千葉市暴力団排除条例 (平成24年6月28日条例第36号) 第2条に規定する暴力団員又は 暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- オ 千葉市内において、都市計画法に違反していないこと
- カ 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと

【認定基準】

以下の5つの基準により、審査を実施。合否は、外部審査委員が総合的に判断する。

	項目	内容
1	地域特性	・千葉市の地域特性(歴史・風土・文化・環境・原材料等)を活かした
		ものであること
2	独自性・	・生産、製造技術、原材料、利用資材、サービスの提供方法等において、
	優位性	生産者・事業者のこだわりが認められている
		・品質・食味・機能や価値等の面で、他類似品・サービスとの差別化が
		図られていること
3	信頼性	・衛生管理などが安全性を高める生産・加工を実施していること
	安全性	・適正な表示がなされていること
4	持続可能性	・商品・サービスを通じた取組がSDGs(持続可能な開発目標)の目
		標達成の観点を取入れ、環境や社会の持続可能性に貢献していること
		・商品・サービスを将来にわたり持続的に提供・拡大できる体制を整え
		ている、又はその予定がある。ただし、季節限定品等については、供
		給時期において体制を整えている。又はその予定があること
(5)	地域への	・千葉市のイメージ向上・郷土愛の創出に寄与するものであること
	貢献度	・地域における社会課題に対応した取組を行っていること
		・持続可能な地域経済に貢献する取組を行っていること

(4) 認定品

2023年度までに審査会を4回実施し、認定件数38件である。(農産品18件、加工食品15件、サービス5件)また、認定品の常設売場は市内を中心に4か所ある。







(5) 認定品常設売場

認定品は下記で購入することができる。

【店舗】



そごう千葉店 食のブランド「千」販売コーナー (地下1階 卯花墻「諸国名産」売場内)



Mr.LAND GONNA DAYS荻窪店



JA千葉みらい農産物直売所 しよいか~ご千葉店

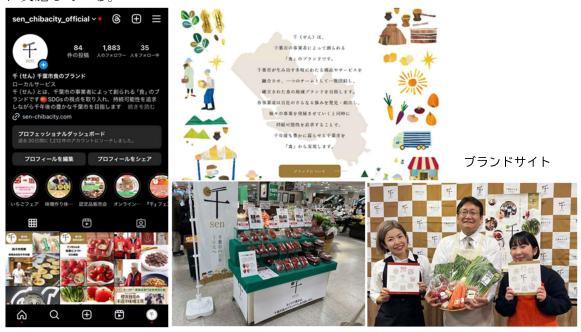
【オンライン】



<u>イオンネクスト</u> オンラインマーケット「Green Beans」

(6) プロモーション

より多くの消費者やブランドを活用するステークホルダーに、ブランドに対し好感をもって 認知されることが、ブランド力向上につながるため、SNSやHPでの情報発信のほか、市長 が自ら出演する「オンライン料理教室」など、PRやプロモーション、催事出店などを積極的 に実施している。



公式インスタグラム

そごう 「千」フェア

料理教室の開催

6. 今後の展開について

「千」は当初、10年の戦略を見越してたてており、今年でブランドを立ち上げて5年目になるので、今後認定品をどのようにしていくのか、これまでの戦略の見直しを行い、商品力の向上を図っていきたいと考えている。

【静岡市】

東静岡アート&スポーツ/ヒロバについて

1. 東静岡アート&スポーツ/ヒロバを整備した経緯について

東静岡地区は、静岡・清水両都心のほぼ中間に位置し、旧国鉄東静岡駅跡地などを利用して、新しい都市拠点の形成を目指すため、土地区画整理事業による基盤整備を行ってきた地区であり、当該地は、多目的アリーナ、静清合併後の新庁舎建設地、草薙体育館の移転要望など様々な検討がされている中、土地の有効活用の視点から、東静岡地区を「文化・スポーツの殿堂」と位置づけ、土地利用方針が決定し、事業着手するまでの暫定整備として、必要最低限度の費用で「賑わいづくりの実験場」として整備を行っている。

【整備のポイント】

- ① 世代を超えて多種多様な人々が、思い思いに自由な時間を過ごし、リラックスできる「芝生広場」
- ② 若者を主なターゲットに、アートやホビー、ローラースポーツ等を複合的に楽しめる賑わいづくりの実験場

2. 同施設の概要について

(1) 供用:平成29年5月供用開始

(2) 面積:ヒロバ全体:約24,000㎡

パ - 2: 約7,000 m² (内、テント1,200 m²)

※テント内は上級者向けとなっており、空調設備はなし。

※一輪車用に100mトラックを設置している。

駐車場:約3,250㎡(105台、24時間営業)

芝生広場:約11,580㎡ 緩衝帯等:約2,170㎡

国道1号線 JR東海道線

香谷 長沼駅 是沼南 長沼南 科学技術高 長沼 東静岡駅 東 静岡駅 海



(3) 整備費:① 基盤整備:約127,600千円(整備:静岡市)

→コンクリート舗装や水路、修景工事など

② 施設整備:約120,000千円(テント等のリースを含む)

(内訳) 建築:約68,500千円(テント及び管理棟)

構造物:約51,500千円(セクション)

(4) 利用料金など (ローラースポーツパーク)

① 営業時間:11時~21時

② 利用料金

○会員料金:小学生以下無料

中・高校生 300円/回

一 般 500円/回

会員登録料500円(1年間有効)

○ビジター料金:小学生以下 300円/回

中・高校生 500円/回

一 般 700円/回

○レンタル代:300円/回

○駐車場:コインパーキング(三井のリパーク)105台

6 時~22時 30分100円

22時~6時 60分100円

※ローラースポーツパーク利用者は3時間100円

※平日は1日最大500円、土日祝は1日最大700円

※小学生以下は、保護者同伴、ヘルメット着用必須。

※中・高校生は、ヘルメット着用必須。

※スクールや無料体験会、イベントなどを開催している。







(芝生広場)

- (5) その他
 - ・芝生広場は現在、発掘調査中のため、立入禁止となっている。
 - ・当該地は、アリーナ整備の最有力候補地として指定されている。
 - ・ローラースポーツパークは令和7年9月までの運営を予定している。

3. 同施設の運営方法について

- (1) 同施設の運営方法
 - ・東静岡アート&スポーツ/ヒロバについては、静岡市の行政財産の土地となっており、静岡

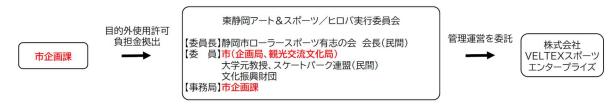




(ローラースポーツパーク)

市から行政財産目的外使用許可を受けた実行委員会が運営を実施している。

- ・実行委員会は、市、関係団体、大学元教授などで組織し、事務局は市企画課となっている。
- ・実行委員会の運営経費は、全て市からの負担金となっている。(6年度:約2,600万円)
- ・実行委員会が、施設整備を実施している。
- ・実行委員会が、管理運営を民間事業者に委託(プロポーザル)しており、利用料金制ではないが、選定時の取り決めにより、利用料や駐車場、広告、自動販売機の収入見込額を必要経費から差し引いた残額見込みを委託料として支払っている。



4. ローラースポーツパークの利用者数の実績(平成29年5月~令和5年)について

平成29年5月供用開始以降、利用者数は増加傾向となっており、主にスケートボード、インラインスケート、BMXとマウンテンバイク、一輪車の利用が多い。また、会員ではないビジターの利用も増加傾向となっている。

	ローラースケートパーク					
	計	SKATE	インライン スケート	BMX/ MTB	一輪車	うちビジター
平成29年 ※5月~	17,487	11,659	2,591	3,207	30	852
平成30年	19,732	13,138	3,108	3,473	13	1,107
令和元年	24,317	16,047	3,135	5,129	6	1,716
令和2年 ※コロナで44日間営業休止	24,790	16,547	2,934	5,301	8	1,306
令和3年	28,004	19,092	2,778	6,125	9	1,736
令和4年	27,225	20,298	1,643	5,270	14	2,662
令和5年	25,603	17,595	2,120	5,839	32	2,592

5. 同施設における取組(令和5年度)について

- (1) ローラースポーツに関する取組
 - ■既存利用者の満足度向上
 - ① 新規セクションの導入

利用者の中から最も要望の多かったパークジャンル 向けのミニランプを新設し、屋外でも長く利用できるこ とやスケートボードのみならず、面積を取るBMXでも 利用できるようにステージ幅を広く取るのなど工夫を



凝らしたランプを導入している。

② ハイレベルなライダーの招致/育成

施設運営スタッフの競技レベルを上げることに加え、スクールスタッフとして外部講師を 雇用し、レベルの高いスクール事業を展開している。

BMXにおいては、新たにFLATLANDジャンルに力を入れたスクールも展開している。







■新規利用者の獲得

① 外部アプローチの実施

他自治体との連携協定を生かした体験会の実施や 出張体験会などを通じて、積極的に外部アプローチを 実施。また、学童等と連携した無料体験会なども実施 することで新規利用者の獲得に向けた攻めのアプロ ーチを行った。



② 広報発信の強化

以前の広報発信はHP・SNSを中心としたものだけであったが、市内に展開されている 紙媒体への出稿なども行い、積極的な発信を行ってきた。



(Jr. Athlete への広告出稿)



(市内体験会イベントの取り上げ)

③ 各種イベントの開催・誘致

施設に著名ライダーが来ることは、日常的に施設を使用しているローカルライダーにとって刺激になり、来場者増加施策につながる。5年度は日本スケートボード協会(AJSA)主催のプロサーキット、アーバンスポーツの各種イベントを行っているChimeraと連携した新規自転車ライダーの掘り起こしを目的としたYOUNG RIDERS CUPな

どの各種大型コンテンツを誘致できたほか、自主開催イベントなども実施してきた。





(AJSAではローカルの青木勇貴斗君が優勝)





(YOUNG RIDERS CUP)

(3ジャンル合同デモンストレーション)

(2) アートに関する取組

■アート部会との連携

アート部会が主催とするArt@ヒロバやヒロバあそびを年間4回実施。アート部会と連携した運営協力や11月には静岡県庁が主催する東静岡駅南口の広場で開催されたヒガナンフェスティバルと連携したイベントを開催。アートとスポーツを融合させたイベント施策を展開して





(Art@ヒロバ)



(ヒロバあそび)

ヒガナンフェスティバルと連携したイベントでは、スタンプラリーなども行い、南北の相互 送客を図った。





■独自のアート活動

① 各種イベント(術、YES GOOD MARKET) 主催イベントにおいてアートの要素を取り入れたコンテンツを展開した。





両イベントでは美術館や展示コーナーを設け、 アートを発信している。

- ② ストリングライトによる空間演出 芝生広場でストリングライト (ひも状の電飾ライト) による光の演出を展開。防犯対策にも効果的。
- (3) 主催イベント(年間4回)を通したにぎわい創出 (主催イベントにおける総来場者数は275,558人)



■術&周年祭

例年恒例となっている「術」イベントと周年祭では、地元の植木屋が主催として造園業の普及も兼ねて大々的に実施。同時に開催する施設の周年祭ではローラースポーツに関する様々なコンテンツを展開した。







■YES GOOD MARKET

清水発祥のブランド「SEE SEE」を展開するアーティストが展開する静岡発祥のイベントを東静岡で初開催。アート要素も入れ込んだストリートカルチャーとの親和性の高いイベントとして展開した。







■東静岡スポーツフェス

様々なスポーツを体験できる機会の提供を目的に開催し、当日は既存の3競技(スケートボード、インラインスケート、BMX)に加え、バスケやチア、ケージボールサッカーなどを体験できるようにした。また、3ジャンルによる同時デモンストレーションも実施し、地元の学童を招待した。



■おいもフェス

駿府城公園で開催していた人気イベント「おいもフェス」を誘致し、ローラースポーツパー ク内では申請したランプイベントを同時開催した。また、調整地を臨時駐車場として活用する などの社会実験も同時展開した。





6. 今後の展開について

同施設の整備は暫定であるものの、新たなジャンルのスポーツの機会の創出や選手の育成など 環境整備ができたことは非常によかったのではないかと考えている。

現在、当該地はアリーナ整備の最有力候補地となっており、ローラースポーツパークは令和7年9月までの運営を予定していることから、移転場所を検討中であり、今後とも機能を維持していきたいと考えている。

【豊田市】

ものづくり創造拠点SENTANについて

1. ものづくり創造拠点SENTANの整備に至った経緯・背景について

豊田市内のものづくり企業の持続的発展を支援することを目的に、主にものづくり中小企業や 創業を志すものづくり団体に対して、「新たな事業展開」、「イノベーション創出」、「ものづくり人 材育成」を支援する施設として、市役所の分庁舎をリニューアルし、平成29年9月17日に設立し た。

設立に当たっては、トヨタ自動車最高顧問で豊田市名誉市民(平成12年)である豊田英二氏の 御遺族による寄附金(10億円)を活用しており、寄附者の「ものづくり人材の育成に役立てて欲 しい」という意向も反映している。

ものづくり創造拠点の愛称である「SENTAN(センタン)」には、①「関きを鍛える」という発想のセンタン、②「千の訓練で鍛えれば事は全うできる」という根気のセンタン、③「先を行くもの」という最先端のセンタンという3つの意味が込められている。いずれも「ものづくり」に必要な要素であり、ものづくり創造拠点において3つの「センタン」を体現していくという想いが込められている。

2. ものづくり創造拠点SENTANの概要などについて

(1) 概要

「ものづくり創造拠点規則」、「ものづくり創造拠点SENTAN利用規約」に基づき運営を 行っている。

① 開館日等

火曜日から土曜日 10時~21時30分

(休館日:日曜日・月曜日、12/28~1/4)

② 施 設

本館1階:ものづくりスペース、ものづくりサポートセンター事務室

2階:交流スペース、次世代産業課・イノベーションセンター事務室

3階:セミナールーム、サイエンスルーム

通信 棟:ローカル5G実証スペース、貸しオフィス

ガレージ:貸しガレージ

・本館は昭和45年建築の旧消防署をリノベーションしている。

平成27・28年度:施設改修設計(設計費: 34,607,520円)

平成28・29年度:施設改修工事(工事費:240,030,000円)

・本館1階には、交流スペース、セミナールームで得た新たなアイデアを形にできる試作開発の場として「ものづくりスペース」を設置し、金工、木工、レーザー加工エリアなどに工作機器を用意するとともに、「あいちの名工」等、熟練のものづくり企業OBをテクニカルスタッフとして配置し、試作開発を支援している。

- ・本館2階には、新たな価値を生み出す出会い・交流の場として「交流スペース」を設置し、 施設の登録者(豊田市外の市民等も可)であれば自由に利用することが可能で、登録団体 の交流会なども開催している。
- ・3階には、100名の講座ができる「セミナールーム」のほか、簡単な科学実験が行える「サイエンスルーム」を設置している。
- ・施設利用に当たっては、事前に団体または個人の登録が必要となる。
- ・施設の使用料は無料。ただし、「ものづくりスペース」の工作機器のうち消耗品や材料費が かかる機器については実費相当を徴収している。



○ものづくりスペースの工作機器一覧

部屋名	工作機器
金工 エリア	N C フライス盤【1 時間/200 円】、 C N C 普通旋盤【1 時間/50 円】、汎用普通旋盤 【1 時間/50 円】、ボール盤、バンドソー、ベンダー、グラインダー、ハンドプレス
± 1 - 7 /	機、油圧プレス、足踏切断機
溶接 エリア	TIG 溶接機【1 時間/500 円】、ヒュームコレクター、はんだごて
レーザー加工・ 電気・プリント エリア	デジタルオシロスコープ、デジタルマルチメーター、3Dプリンタ(AFINIA)【1g/10円】、3Dプリンタ(Stratasys)【1g/70円、モデリングベース1コマ/60円】、レーザー加工機【1時間/150円】、大判プリンタ【A0カラー/230円、A0白黒/120円、A1カラー/110円、A1白黒/60円】、塗装ブース、エアーブラシ、測定器具(ノギス)、測定機(マイクロメーター・25・50・75・100)、測定機(ハイトゲージ)、測定機(測定基準機器)、測定器(ゲージブロック)、三次元測定機
木工 エリア	旋盤、ミニフライス盤、カッチング切断機、両頭グラインダー、マイコンボール盤、卓上ボール盤、自動カンナ盤、移動集塵機、ベルトグラインダー、ベルトサンダー、糸鋸盤、木工用テーブルソー、スライド丸鋸、バンドソー、角ノミ、ランダムオービットサンダー、オービタルサンダー、ジグソー、カンナ、インパクトドライバー(BID-1240、ID-140)、ドリル、ジスクグラインダ(マキタ、RYOBI)、ベルトサンダー(マキタ、日立)、エンジンチェーンソー、トリマ、ブロア、ルータ、ブレーキ付き丸鋸、木工具グループセット(鋸、カンナ等)、スーパーサーキュラソウテーブル、コードリール
ローカル5G スペース	ギガポートL3 スイッチ、VR グラス(5 台)、4K カメラ、4K テレビ

③ 実証フィールド(令和元年度~)

ものづくり創造拠点SENTANのサテライト施設で、新産業創出に資する開発・実証実験を支援する場所を提供している。実証実験フィールド、事務所棟、ガレージあり。

(2) 特徴(支援体制)

3つの組織が入居しており、3者の連携により、ものづくり企業や団体の新たな事業展開や イノベーション創出支援、子どもから大人まで切れ目のないものづくり人材育成を効果的かつ 効率的に実施している。

○とよたイノベーションセンター

豊田商工会議所・豊田工業高等専門学校・市の3者連携によるものづくり企業の技術・経営課題の解決等を支援する機関で、中小企業診断士であるコーディネーターが課題を把握し、幅広いネットワークにより解決策を提供している。

○豊田市 産業部 次世代産業課

豊田市の中小企業支援担当部署で、中小企業の新事業展開、販路開拓、人材育成支援事業等を実施している。

○豊田市ものづくりサポートセンター(豊田市 生涯活躍部)

小学校の授業での「ものづくり教育プログラム」の実施や中・高校生を対象とした化学・ものづくり講座の実施など、子どもたちのものづくり学習を支援している。(サポーターは10名程度)

(3) 管理運営の状況・運営費

① 管理運営の状況

- ・豊田市の直営施設で、次世代産業課が所管し管理運営を行っている。
- ・受付、施設管理(日常点検等)、清掃業務は(公財)シルバー人材センターへ委託している。
- ・施設の利用実績(令和5年度)

施設利用者:12,130人(延べ人数)

登録団体:105団体

ガレージ利用団体:7団体

通信棟(貸しオフィス):(株) SkyDrive

実証スペース:(株) SkyDrive

② ものづくり創造拠点運営費 ※これまで8千万円程度の予算を計上している。

5年度決算額:55,569,980円

6年度予算額:82,200,000円

※運営費には、ものづくり創造拠点SENTAN・実証フィールド(サテライト施設)の 管理運営費のほか、ものづくりミライ塾(人材育成事業)の事業費を計上。

3. 各種取組の概要、効果・課題等について

(1) ビジネスチャンス拡大支援(平成21年度~)

新たな販路開拓を支援することで、事業の拡大や新分野への進出を促進するため、市内見本市(とよたビジネスフェア)を開催。市・豊田商工会議所の共同事業として実施している。

- ○令和4年度実績
- ※5年度は会場(スカイホール豊田)の改修工事に伴い開催を中止している。
- ・4年3月2日・3日(2日間)、スカイホール豊田で開催
- ・出展者数:108社・団体
- · 来場者数: 4,350人
- ・商談実績:889件(見積依頼202件、後日訪問687件)
- ○効果·課題等
- ・西三河最大の見本市であり、多くの商談が行われている。
- ・セミナーや講演会などを開催することで効果的な情報発信・普及啓発等を行うことができて いる。
- (2) ものづくりブランド創出活用 (平成26年度~)

市のものづくり企業の高い技術力を見える化し、対外的に広くアピールすることでブランド 創出を図る。市・豊田商工会議所の共同事業として実施している。

- ○5年度実績
- 5技術・製品をブランド認定している(技術1、製品4)
- ブランドPR動画、ノベルティを制作
- ・工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」出展(5社) (名刺交換327件、訪問・見学約束4件、見積依頼2件)
- ○効果·課題等

- ・見本市の出展により、他市(川崎市)企業とのつながりをつくることができた。
- ・製造業などはターゲットとする層が多いが、建設業はターゲット層が少ない状況であり、共 同出展の在り方を検討する必要がある。
- (3) ものづくり創造補助金(平成2年度~)

新製品開発やスタートアップ誘致による競争力の向上と地域産業の振興を図るため、試作、 試験、市場調査、環境整備等に対して補助金を交付している。

補助率:対象経費の2分の1以内

限度額:

重点産業分野	1,000万円
スタートアップ・第二創業・共同 開発・農山村地域	500万円
上記以外	300万円

○令和5年度実績

· 申請件数:14件

(通常枠12件(重点4件)、スタートアップ枠2件(重点0件)

交付件数:7件

(通常枠7件(重点3件)、スタートアップ枠0件)

○効果·課題等

・中小企業の新製品・新技術開発とスタートアップへの補助が一つの要綱で定められており、 申請書作成に不慣れなスタートアップが採択されないケースがあるため、要綱改正や審査方 法の見直し等を行う必要がある。

(4) ものづくり創造拠点運営

「ものづくり創造拠点」を運営し、ものづくり企業・団体の新事業展開、イノベーションの 創出、ものづくり人材の育成を支援している。

① 施設管理·団体登録等

(SENTAN運営:平成29年度~、実証フィールド:令和元年度~)

ものづくり創造拠点SENTAN利用規約に基づき運営しており、施設の利用登録やガレージの貸出し、実証フィールド(サテライト施設)の管理運営費のほか、登録団体の交流イベントも実施している。

○5年度実績

・施設利用者数:12,130人(延べ人数)

・登録団体数:105団体

・ガレージ利用団体:7団体

・登録団体交流会の開催:13団体参加

○効果・課題等

・建築から54年が経過し老朽化が進んでいるため、建て替えまたは移転などの方向性を決定 する必要がある。

② ものづくりミライ塾 (平成27年度~)

人材育成事業で、豊田市名誉市民の豊田英二氏の御遺族からの寄附金を活用して、平成26年度末に「ものづくり未来創造基金」を設置し、その基金を活用して「ものづくりミライ塾」を27年9月17日に開講している。中小企業の若者(20~39歳)を対象に、製品のアイデア発想を行い、設計・試作・実験を繰り返し発想力や企画力、技術力を磨き、企業の中核を担う人材を養成する。活動期間は2年間で、毎週水曜日18時から21時に実施している。

○令和5年度実績

- ・実行委員会の開催:年4回
- ・選考委員会の開催:8月
- ・6期生修了(13人)、8期生入塾(10人):9月
- ·活動人数:37人(5~8期生)
- ○効果・課題等
- ・塾生輩出企業からは、コミュニケーション能力や理解力、段取り力、プレゼン能力などが 向上し成長したとの声をもらっている。
- ・人員不足や適当な人材がいないなどが要因で企業からの入塾応募者が減少傾向にある。

(5) イノベーションセンター運営(平成24年度~)

ものづくり人材育成、技術・経営相談、新技術・新産業 創出支援をしており、とよたイノベーションセンターを中 心として、総合的かつ一体的な支援体制を確立し、イノベ ーションの創出と中小企業支援の充実を図っている。

○令和5年度実績

- 技術・経営相談:634件
- ・セミナー・講座等受講者:544人
- ・DX相談窓口等支援者数:48社
- ○効果·課題等
- ・中小企業支援だけでなく、スタートアップ支援の拡充を 検討する。



とよたイノベーションセンターの役割

・次期「豊田市産業振興プラン」の策定に伴い、とよたイノベーションセンターのロードマップの見直しを行う。

4. 取組の今後の展開などについて

豊田市の産業振興に向け、事業を展開し支援することで、スタートアップによる新産業創出や中小企業のデジタル化・カーボンニュートラルの促進、ものづくり人材の育成、中小企業の新たな事業展開につながる成果を上げてきたが、様々な課題もあるため、実施事業の内容見直しや新たな支援策の検討などを行い、さらに充実した事業を展開していきたいと考えている。

現在、7年度から11年度までを計画期間とする「新豊田市産業振興プラン」を策定中であり、次世代産業課では、11年度末に「スタートアップ等の新たなプレイヤーが活躍できる環境が整っ

ており、新事業の創出や市内企業との連携、協業が増加している状態」とすることを目標に掲げており、今後の展開としては、本市のものづくり企業が集積している特性を生かし、既存企業とスタートアップが連携・協業し、ともに発展していくための事業・支援を実施していきたいと考えている。

建設消防委員会行政調査報告から

【足立区】

パークイノベーションについて

1. 「足立区パークイノベーション推進計画」策定に至った経緯、背景

(1) 足立区の公園の現状

平成28年4月現在、区立公園・児童遊園は合わせて491か所、約230haあり、総面積は23区で 1位となっている。しかしながら、次のような課題も抱えており、足立区ではこれらの課題を 解決するとともに、公園をもっと魅力的にしていくために足立区パークイノベーション推進計 画を策定することとした。(現在、緑の基本計画に統合)

① 個性に乏しい公園

都市公園法により、平成5年まで児童公園には「ブランコ」「砂場」「すべり台」の設置が義務付けられていた。その結果、どこの公園にも似たような遊具が設置され、紋切り型で個性に乏しい公園の一因となっていた。

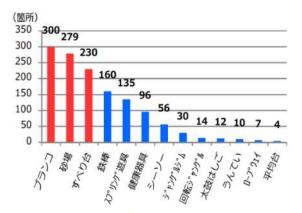
② 公園施設の偏在

土地区画整理事業により、多くの公園が整備されてきたが、一方、住宅密集市街地等では公園が少なく、公園トイレやじゃぶじゃぶ池など公園施設の偏在が顕著となっていた。公園トイレなどの設置には多額の費用がかかるため、施設の利用状況も踏まえ、適正な配置を検討していく必要があった。

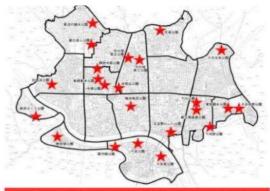
※公園トイレの設置費用 : 約1,500万円/棟 じゃぶじゃぶ池の設置費用: 約2,000万円/か所

③ 一斉に迎える改修時期への対応

これまでは、年に $1 \sim 2$ か所の公園を全て新しくつくり直す手法で改修してきた。しかし、こ



遊具別 設置公園・児童遊園の数 (平成29年4月時点)



空白地域がある一方、隣接している場所も

じゃぶじゃぶ池の配置図(平成29年4月時点)

のペースでは5年後の2023年には、整備後50年以上大規模な改修を行っていない公園が、約85か所(全体の約17%)となってしまう。現在、公園の改修等には年間約5億円を要している。今後、少子高齢社会の進展により財政が厳しさを増すことが予測される中、少なくともこの5億円の範囲内で1つでも多くの公園を改修していかなければならない。

2. 同計画の概要(現状と課題や具体的な取組内容など)

(1) 目的に合わせて選べる公園整備

「個性に乏しい」「公園施設が偏在している」という課題はあるが、スペースには限りがあるため、1つの公園ですべてのニーズに応えるのは困難である。そこで、公園が多い足立区の強みを活かし、公園を改修する際には、一定エリア内に点在する公園ごとに、それぞれ「役割」と「機能」を割り振り、個々の公園の性格や特色の違いを明確化していく。また、各公園に設置する遊具などの施設は、役割や機能に応じて見直していく。

① 「役割」と「機能」の割り振り

「おでかけエリア」>「お散歩エリア」>「ご近所エリア」という大きさの異なる3つのエリアを設定し、「目的に合わせて選べる公園整備」の流れに沿って、エリア毎に役割と機能をバランスよく割り振る。

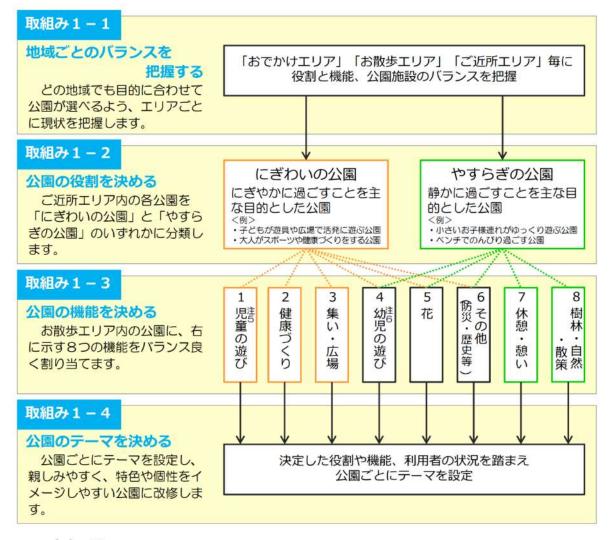
② 「公園施設」の配置方法

各公園に設置する施設は、役割や機能に沿ったものとする。また、設置や維持に多額の費用がかかる5つの施設(水遊び施設/ボール遊びコーナー/大型遊具/砂場/公園トイレ)は、3つのエリアの考え方を基準に、総量抑制を図りつつ、バランス良く配置していく。5つの公園施設以外にも、需要が高く多額の費用を要する施設(例:ウォーキングコース)は、利用状況、利用者の生活圏、維持管理できる規模などから、3つのエリアを基に利用圏域を設定し、配置していく。



③ 「目的に合わせて選べる公園整備」の流れ

「役割」と「機能」をバランスよく割り振れるよう、公園の新設や改修時には、その公園だけでなく、都立公園も含めた周辺公園の「役割」と「機能」を把握したうえで、設計を行う。さらに、既存公園の改修については、公園の愛称名や現状の使われ方も尊重する。



■イメージ ※公園の面積に応じて、複数の役割・機能を担う場合があります。



(2) 計画的で効率的な公園改修

今後、一斉に改修時期を迎える公園を、限られた財源で改修していくため、以下の取組みにより工事を実施し、年間10公園程度、約500か所の公園を50年サイクルで、安全・安心・快適な公園へと改修していく仕組みをつくる。

なお、改修を行う公園の順番は、以下の2つの視点を基に、改修する公園が特定の地域に偏 らないよう決めていく。

① 施設の老朽化の状況 ②周辺のまちづくり事業の進捗状況

取組み2-1

安全・安心・快適な公園利用 につながる改修を優先

公園のすべてを新しくつくり 変えるのではなく、右の4つの 視点を優先して改修を行ってい きます。

■ 4つの視点

- ① 遊具の安全領域の確保や幼児コーナー注7の設置等、事故 防止に係る改修
- ② 見通しの確保や防犯カメラの設置等、防犯に係る改修
- ③ バリアフリー等、誰もが使いやすい施設への改修
- ④ 公園の役割や機能に沿った改修

取組み2-2

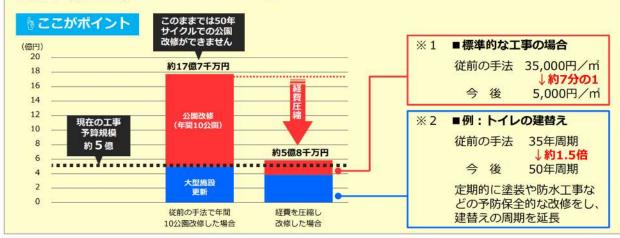
既存の施設の再生

・延命化を図る

限られた財源(約5億円)で、 約500か所の公園を50年サイクルで改修できるよう、更新 経費を圧縮します。

■更新経費の圧縮方法

- ① 従来のスクラップ・アンド・ビルド的な改修注8から、既存施設の再生を中心とした改修へ転換*1
- ② トイレなどの更新に多額の費用を要する施設は、総量抑制を図りつつ、日常管理の中で予防保全的な改修^{注9}を実施**2



この他にも取組んでいます!

施設改修や更新費用の縮減に加え、 持続可能な公園運営を目指し、歳入増や維持管理費減にも努めています。

■公園駐車場の有料化の推進

公園内駐車場の有料化を進めています。

■公園灯の LED化の推進

公園灯を従来の水銀灯から、電気料金の安い LED灯へ順次取替えています。

(3) 公園利用のきっかけづくり

区民が公園を利用するきっかけを増やしていくため、これまで様々な取組みを展開してきた。 しかしながら、区民を対象としたアンケートやヒアリングを行った結果、より効果的な仕組み づくりが必要だということが分かった。そこで以下の取組みにより、区民が公園に関わるきっ かけづくりを強化していく。

現状

安全

 交差点付近や幅員の狭い歩道に植栽され安全な通行や見通しの妨げとなるなど、 交通安全上の問題がある

ブト面

街路樹の成長により、維持管理費が増大 している

景観面

街路樹の成長により、緑豊かな景観が形成されている

生育面

大きく成長した街路樹に対し、狭い植栽空間が原因で、不健全な状態となっている

課題

- 大木化が進み、道路空間や沿道状況との バランスが悪く、交通安全に影響を及ぼし ている
- 限られた予算で現在の本数を適切に管理 することが困難
- ・強剪定などにより街路樹の状態悪化がま ちの魅力に影響している
- 生育環境の悪化による倒木などのリスクの 増大

取組み3-1

公園利用につながる

環境整備

公園を利用したいものの、不便な為に利用していない方がいることが分かりました。誰もが気軽に利用できるような環境を整えていきます。

■取組み方針

- ①潜在的な利用者層を見据えた施設の整備
 - (例:芝生/健康づくり施設/休憩施設)
- ② 主要な公園へのアクセスを容易にする施設の整備 (例: 駐車場/駐輪場)
- ③ 自主管理注10公園の拡大に向けた仕組みづくり
- ④ 公園の利用に関する地域ルールを定めるなど、公園毎の 実情に合わせたルールづくり

(例:ボール遊びのルール)

取組み3-2

多様な主体による

ソフト事業の展開

地域や民間事業者との連携や、 他部署との横断的な取り組みに より、公園内でのソフト事業の 拡充を進め、公園を利用する きっかけづくりを行います。

■取組み方針

- ① 指定管理者注11など民間の活力やノウハウを活かしたソフト事業の拡充
- ② 公園で主体的にイベントを開催している団体への支援 (例:プレーパーク/ボール遊び教室)
- ③ 公園で主体的に活動する新たな団体の掘り起こし
- ④ 健康づくりや子育ての事業など、他部署事業との協働による公園活用を推進(例:パークで筋トレ)
- ⑤ 公園に愛着を持ってもらえるような企画の実施 (例:清掃イベント/公園愛称の募集)

取組み3-3

区民ニーズに沿った

情報発信

公園の利用者増に結び付けていくためには、区民が欲しいと思う情報を発信していくことが重要です。そこで、区民や学識経験者から頂いたご意見を参考に、次のような情報発信を行っていきます。今後も区民ニーズに沿った情報発信に努めていきます。

■取組み方針

- ① 地域に根ざした公園PRの実施
 - (例: 普段フォーカスが当たらない公園の見どころなどを紹介する地域別マップの作成)
- ② 目的別公園マップの充実と関連部署との連携 (例:健康づくりができる公園マップを関連部署と共同制作)
- ③ 公園の楽しい使い方や、その地域ならではの遊具の遊び 方を発信
- ④ 公園が抱える課題や現状などの周知 (例:年間の維持管理費/公園にある施設の紹介)
- ⑤ 新たな情報発信媒体 (アプリや情報共有サイト等) を用いた 双方向の情報発信 (例: 足立区公式アブリ「アダチさん」 注12)
- ⑥ 高齢者や親子等、利用者層に合わせた的確な情報発信媒体と発信方法の検討

(4) 現状と課題

パークイノベーションの考えに基づき、目的に合わせて選べる公園整備を年間10か所目標に 行っているが、工事内容や地元調整等の状況により、実際の工事箇所は変動している。改修・ 整備前の意向調査や、地元との調整に時間がかかると、設計の発注が遅れることがある。

一定のエリア内に点在する公園に「役割」「機能」を割り振った公園整備を行っているが、利用者や地域住民に整備方針や考え方が伝わっていないことがある。例えば、静かに過ごすことを主な目的とした「やすらぎ」の公園の改修後アンケートで「遊具がほしかった」「物足りない」などの意見があった。パークイノベーションの考えを広め、理解してもらうための情報発信方法の検討が必要となっている。

3. 適正な維持管理などの取組の実績、効果、課題

平成21年度に足立区公園長寿命化計画を策定し、大型の遊具やトイレなど更新に多額の経費がかかる公園施設を、可能な限り少ない経費で、安全・安心・快適な状態で区民に提供してきた。22年度から30年度で計74施設を更新したが、計画を実施していく中で「想定以上に大型施設の補修・更新経費が必要となる」「施設の健全度に沿った改修がされていない」ことが課題となった。

上記課題を解決しつつ、令和元年度に計画を改定し、その中で「長寿命化と計画的な更新・補修」「施設の実態にあった計画の推進」「各種基準やニーズに即した施設への転換」の3つの基本方針を示し、実行している。基本指針に基づき、使用見込み期間と補修サイクルを見直したことにより各施設の適切な補修、投資経費の削減が可能となった。

(1) 長寿命化と計画的な更新・補修

適切な補修により各施設を延命化し、一層の経費削減を図り、そこから生まれた財源で大型 施設を順次、更新していく。また、補修・更新作業が一時期に集中しないよう、1年間の補修・ 更新金額を決めて平準化を図る。

(2) 施設の実態にあった計画の推進

施設の実態に沿った補修・更新ができるように、健全度調査のサイクルを10年から3年に短縮し、補修・更新の順番を柔軟に見直す。また、施設の使用見込み期間や補修サイクルは、国の指針や本計画の策定にあたり実施した健全度調査(平成30年9月から11月まで実施)の結果を基に、実態に沿ったものへと見直す。

(3) 各種基準や区民ニーズに即した施設への転換

更新や補修の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」「足立区防犯設計ガイドライン」「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等を遵守するとともに、利用者アンケート等により区民ニーズに即した施設へと転換していく。

4. 今後の展開

今後もパークイノベーションの考えに基づいた公園整備を行い、「魅力ある地域の公園」「持続可能な公園運営」を目指していく。また、第三次緑の基本計画の改定時期(令和12年)に合わせて見直しを行う。

【豊橋市】

居心地が良く歩きたくなる空間形成事業について

1. 「豊橋市中心市街地活性化基本計画2021 - 2025」策定の背景、経緯、概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、東三河の中心都市にふさわしい中心市街地を目指して、「豊橋市中心市街地活性化基本計画2021 - 2025」(以下、本計画という)を令和3年3月に策定しました。本計画は、第1期・第2期の豊橋市中心市街地活性化基本計画(以下、第1期計画、第2期計画という)を継承し、豊橋駅を核とした本市の中心市街地について、中長期的なまちづくりの一貫性を確保しつつ、現状に即した中心市街地活性化を進めるための具体的な方針等を示しています。

(2) 基本的方針

基本的方針ごとの目標と指標

基本的 方針	にぎわいの 交流空間を形成する まちづくりの推進	回遊したくなる 魅力づくりの推進		快適に暮らせる まちづくりの推進
目標	① にぎわいの創出	② 商業・サービス業の 活性化	③ 来街者の 回遊性の向上	④ まちなか 居住の促進
指標	公共空間の 年間稼働率	空き店舗数	休日歩行者 通行量	中心市街地の 人口
基準値 2019年度 (令和元年度)	32%	78店	57,639人/日	9,701人
目標値 2025年度 (令和7年度)	44%	66店	63,000人/日	10,500人

○ にぎわいの交流空間を形成するまちづくりの推進

さらなる民間投資の促進を図ることで、一層魅力的な店舗等を集積させるなど、新たな 魅力拠点の形成により中心市街地全体の価値を高めます。

また、今後はイベントや商業で中心市街地へ人を「集める」だけでなく、日常的に中心 市街地を歩いて楽しんだり、人と人が交流したり、誰もが思い思いにふるまい「過ごす」 ことのできる空間を創り、多様な体験ができることに価値を見出し、中心市街地の魅力を さらに高め、その魅力に触れられる機会を提供することなど、再来街を促す仕組みづくり、 関係人口の増加に取り組みます。

このようなまちづくりの推進において、中心市街地で自発的に活動する住民・事業者・民間団体や学生との積極的な連携を図ります。



○ 回遊したくなる魅力づくりの推進

居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルなまちなか」の形成に向け、「こども未来館(ここにこ)」や「穂の国とよはし芸術劇場(プラット)」、新たに整備される「まちなか図書館」や「まちなか広場」などの拠点と、各拠点を結ぶ通りを歩きやすく魅力的な空間に整備するとともに、空間活用を促進していくことで、来街者の回遊性向上につながる仕組みづくりに取り組みます。

さらに、鉄道、路面電車、バス、タクシーなどの公共交通の利用の促進に併せ、徒歩、 自転車のほか自家用車での来街の利便性にも配慮し、回遊したくなる魅力づくりを進めま す。





○ 快適に暮らせるまちづくりの推進

多様な世代やライフスタイルに応じた住宅供給がなされるよう、再開発事業など民間投 資の促進に取り組みます。

また、生活者が安心してまちに出かけ、まちを楽しめるよう、生活に密着した商業の配置や、緑及び景観に配慮したまちなみの形成など生活基盤の充実に努めます。

さらに、コミュニティの形成を促進するとともに、すべての人にやさしく快適で潤いの ある暮らしの実現に努め、快適に暮らせるまちづくりを推進していきます。



2. 魅力ある中心市街地の整備

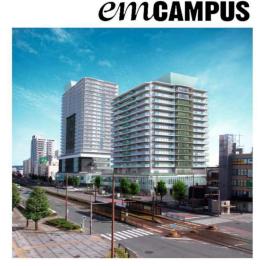
- (1) 豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業
 - 令和 6 年度完成

·延床面積約47,470㎡

・東棟:地上24階、西棟:地上16階







<事業概要>

事業名 : 豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業

施行者 : 豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

地区面積:約1.5ha

地域地区:商業地区、防火地域

建ペい率:80%

容積率 : 600、500%

事業期間:平成27年度~令和6年度

事業費 :約236億円 (うち、国・県・市補助金額:約98億円)

補助制度:社会資本整備総合交付金(所管:住宅局)

※社会資本総合整備計画『「にぎわい創出」のための豊橋まちなか拠点再生』

(2) ストリートデザイン事業について

○ストリートデザイン事業(萱町通り)







○ストリートデザイン事業 (水上ビル)

水上ビル (北側)



○通りの利活用

通りの利活用











・整備までの経緯とスケジュール

平成27年度 基礎調査

平成28年度 ワークショップ開催、基本計画作成

基本設計・実施設計

平成29年度 実施設計

平成30年度 工事着手

令和3年度 工事完了

・住民ワークショップの開催

萱町通り

水上ビル(北側)

2チーム

全5回の住民ワークショップを開催

3. 駅前大通りにおける実証実験「WALK AROUND」の取組の概要、実績、効果、課題

(1) 実証実験の概要

① 実施概要

実験名称:駅前大通WALK AROUND

実験期間:2023年10月27日(金)~11月5日(日)計10日間

実施場所:駅前大通りの歩道空間(豊橋駅前交差点~新川交差点区間)

② 取組内容と目的

憩いの場・滞留スペースの創出 【グリーンデッキ1・2/店舗前テラス】	>滞在環境の向上による歩行者の行動変化等の検証>沿道施設や通行への影響等の把握>歩道空間利活用の実装に向けた課題・ニーズの抽出
心地よい景観の創出 【換気塔・地上機器の修業】 【ライトアップによる夜間景観の実証】	▶道路附属物の修景による居心地のよい空間の実証▶滞在空間の設置や展開される活動による通りや風景の変化▶現在の歩道空間に対する意見やニーズの抽出
にぎわいの創出 【ランチモール/ミニグリーンマーケット】 【デジタルスタンプラリー】	▶歩道空間を活用した日常的な賑わい創出の試行▶公共空間を活用した商機会の可能性検証







③ 沿道地権者や地元関係者との協働

実証実験を契機とした沿道地権者の巻き込みと将来整備に向けた機運の醸成を目的に、地 元関係者等との協働プログラムの企画・実施を行った。

①実証実験ポスターの掲示(沿道店舗)

- ②一斉清掃活動(沿道店舗/まちなか未来会議)
- ③植栽協力 (川西種苗店)

- ④連携割引サービスの実施(emCAMPUSカフェ)
 - ⑤パンフレットへの情報掲載 (周辺イベント)
 - ⑥什器制作、未来マップ(豊橋技術科学大学)



(2) 実証実験の評価

【実験の評価・継続希望について】

来場者:97%、沿道店舗:84%(「ぜひ続けてほしい」、「続けてほしい」と回答した割合)

【歩行者の行動変化について】

・実験の取組で良かったと評価されたもの

1位:ベンチ、2位:デッキの植栽、3位:物販・飲食店等の出店

【居心地のよい空間や景観の創出について】

・来場者から見る好ましい景観

1位:緑あふれるベンチ、2位:綺麗な舗装、3位:豊橋駅東口デッキからの眺め

・沿道店舗が期待するハード・ソフトの変化

1位:凸凹の歩道の整備、2位:夜間照明の設置、3位:魅力的な新店舗の出店

(3) 実証実験の課題

【滯在施設】

- ・一定の密度で滞在施設の設置を行う必要がある
- ・歩行者にとって利用しやすいデザインであること

【植栽】

- ・視認できる力量を増やすような工夫
- ・維持管理については、まちづくり組織や沿道施設との連携体制の構築が必要

【飲食施設】

- ・日常的な飲食施設の設置は賑わいを生み出す可能性は小さく、出店ニーズも小さい
- ・まちなか広場のイベントと一体的に出店を行うか、通り全体でのイベント時に展開

4. 今後の展開について

(1) 豊橋市まちなかウォーカブル基本計画

駅前大通りの将来像(まちなか未来ビジョン)

- ・未来へとつながるシンボルロードへの転換
- 多様なモビリティの接続
- ・グリーン&サステイナブルなみちのデザインや機能を 高める
- ⇒今よりもっと楽しく歩けるエリアへの転換



将来像の実現に向けて、段階的な整備が必要

豊橋市まちなかウォーカブル基本計画

◆整備コンセプト

歩行環境の向上に焦点を当てたスピード感のある

最初の一歩

- ◆具体的方針
 - ①歩行者に優しい通り
 - ②様々な利活用が可能な通り
 - ③多様なモビリティを支える通り
 - ④街のシンボルとして一体性のある景観・ランドスケープ





- (2) 駅前大通の歩行空間充実プロジェクト(令和6年度)
 - ○未来ビジョンの実現に向けて、通りを整備するだけではなく、綺麗に保っていくことが重要



<目的>

沿線関係者と協力しながら、緑の維持管理体制を構築 <内容>

- ・ワーキング等を実施し、沿線関係者と緑の配置や維持 管理の方法について検討
- ・ベンチやプランターといった緑の滞留空間を設置 (6箇所程度)
- ・沿線関係者と協力しながら、清掃や緑の手入れを実施
- ・周辺のイベントに合わせて、店舗の出店も計画 (2店舗×3日間程度)



- ・10~12月の3か月間程度(予定)
- (3) 萱町通り社会実験(令和6年度)

<目的>

人を中心とした誰もが回遊しやすく、「歩いて楽しい」 通りを目指すため、社会実験を通して、「滞留者数」 「滞在時間」「店舗の売上・来店者数」の効果を測る。

<実施主体>

萱町通みち・まちづくり協議会、豊橋市

<内容>

- ・通りで統一したデザイン(店舗名)看板を設置
- ベンチを設置

<実験期間>

5~11月に9日間×3回(予定)











【京都市】

空き家対策について

- 1. 「京都市空き家等対策計画」策定の背景・概要
 - (1) 京都市の空き家の推移
 - ○平成25年まで、京都市の空家率は全国平均を上回る。
 - ○法律・条例に基づく総合的な空き家対策の展開により、平成30年には空家数・空家率ともに減少。空家率は全国平均を下回る。

		H20	H25	H30
京都市	住宅総数(戸)	780,920	814,400	821,000
	空家数(戸)	110,290	114,290	106,000
	空家率(%)	14.1	4.0	12.9
全国平均	空家率(%)	13.1	13.5	1 3.6

(空家数、空家率等の推移) H20~H30 住宅・土地統計調査

(2) 京都市における空き家対策の経過

平成25年7月 「総合的な空き家対策の取組方針」の策定

・京都市空き家対策検討委員会での議論を踏まえ、空き家対策に取り組む上 での方針、施策のあり方を定めた。

平成25年12月 「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」の制定(平成26年4月 施行)

・全国に先駆け、空き家の「予防、適正管理、活用・流通」の「総合的な対策」を条例に規定。※法に先立ち制定

平成26年11月 「空家対策特措法」の制定(平成27年5月全面施行)

- ・特定空家等に対する勧告・命令等が、条例に基づくものから法律に基づく ものに移行。
- ・京都市の空き家条例も制定の参考としていただいた。

平成29年3月 「京都市空き家等対策計画」の策定

・より総合的・計画的に空き家対策を推進していくため策定

※平成30年 災害が多発 ※市内でも多くの空き家が損傷

令和3年度~ 「勧告・命令の積極的発出」に方針転換

・「粘り強い指導」に応じない所有者に対し、「法律に基づく公権力の行使」 をためらわず実施。

令和5年3月 京都市「非居住住宅利活用促進税」総務大臣同意(令和8年以降課税予定) ※全国初

・住民が居住しているか否かで課税対象を判断。空き家のほか、セカンドハウスも課税対象。

令和5年12月 「空家対策特措法」の改正施行

・制度新設を実施した法改正に併せて、空き家条例の改正を実施。

2. 空き家等の管理・活用に係る取組の内容・実績

- (1) 京都市の現在の取組 (総合的な空き家対策)
 - ① 意識啓発・空き家化の予防
 - ○様々な媒体を通じた意識啓発
 - ○司法書士等と連携し、「空き家化の予防」をテーマとした説明会(おしかけ講座)の開催

② 活用・流通の促進

- ○総合的なコンサルティング体制の整備 「地域の空き家相談員」の設置、活用方法等のアドバイスを行う専門家の派遣 空家等管理活用支援法人の指定
- ○活用・流通に向けた所有者への働きかけ

地域主体の空き家対策を支援する「地域連携型空き家対策促進事業」

○ 若年・子育て世代の住まい手に向けた空き家活用機運の醸成 「Kyoto Dig Home Project」 予算規模(R6) 1億5千万円

③ 危険な空き家への指導

- ○空き家対策に総合的に取り組む体制の整備(通報窓口の整備) 通報窓口を各区役所・支所に設置
- ○所有者調査・現地調査業務における民間の力を活用
- ○条例に基づく指導等の適正管理対策の実施 現地調査→ 所有者調査 → 助言・指導 → 勧告 → 命令 → 代執行

④ 密集市街地・細街路対策との連携 (跡地の活用等)

- ○密集市街地において、跡地を地域の防災性向上に役立てる場合の支援制度の創設
- ○細街路での建替えを可能とする新たな道路指定制度の活用

ア 空き家の便利帳

空き家をめぐる問題や課題、活用方法や事例、相続等に関する情報、 住まいの管理方法など、様々な情報を分かりやすくまとめた『空き家 の便利帳』を作成しました。(平成29年)

空き家をお持ちの方だけでなく、全ての人に役立つような情報を盛り 込んでいます。



イ 住まいの将来を考える「おしかけ講座」

地域の皆さんの集まり(概ね5名以上)に、司法書士や地域の空き家相談員(市の研修を受けて登録された宅地建物取引士)と京都市職員がお伺いし、空き家の発生の予防につながる相続等に関するミニ講座を開催。

- ○平成26年度からの実績⇒開催回数:全152回、参加人数:延べ4,000名以上が参加
- ○主な開催場所
 - ・区役所での地域会長等が集まる会議
 - 各地域の町内会や自治会
 - ・地域の民生児童委員定例会 ※令和4年は企業の研修会でも開催

○開催回数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
回数	16	25	19	17	13
人数	467	577	471	394	443
年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	24	5	3	13	17

※令和2、3年はコロナ禍のため開催が少なかったが、オンラインによる講座も行った。

○講座メニュー

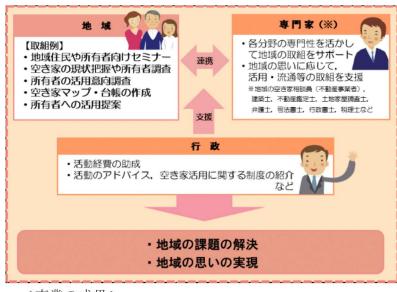
- a 司法書士
 - ・住まいの将来を考える基礎講座
 - 基本の登記簿講座
 - ・遺言・エンディングノート作成のススメ
- b 地域の空き家相談員(令和6年 新設)
 - ・空き家で困らないために今準備すること
- ウ 地域連携型空き家流通促進事業
 - ○開始当初のスキーム(地域連携型空き家流通促進事業) 入ってくる人が分かるので安心!



平成22~24年度は委託事業とし、事業課題を確認しながら試行的に実施 平成25年度から要綱を整備し事業化 <補助期間>2~4年<補助金額>15万~50万/年

しかし、実際運用してみると・・・

- ・不動産事業者とうまく連携できる地域はごく一部のみ
- ・物件の流通促進をゴールとする取組は、地域にとってハードルが高く、着手する地域が 少ない
- ⇒地域の空き家活用・流通の心理的ハードルを考慮し、平成29年度から「地域連携型空き 家対策促進事業」と事業名を変更



<京都市の支援>

- ・1団体(学区)につき、 年間最大50万円助成 助成期間は4年間
- ・地域からの要望に応じ、不動産や司法書士 などの専門家を紹介
- ・団体相互の情報交換、交流の場の提供
- 取組へのアドバイス

<事業の成果>

- ・これまでに、市内63学区43地域事業着手
- ・約170件の活用実績
- ・地域における空き家対策ついての数多く知見蓄積
- ⇒地域で取り組む空き家対策ガイドブックの発行(令和5年月)

<予算について>

- ・令和4年度から新規募集を休止中
- ・令和6年度予算:1,000千円(取組団体4地域への活動助成)(令和5年度:2,000千円)

<課題>

- ・補助金終了後の活動の停滞
- ・所有者へのアプローチの難しさ
- ・活動の担い手の不足
- ・専門家との連携(地域だけでは解決困難な事案)
- ・まちづくりにおける「空き家」対策の優先度など
- エ 空き家の流通・活用を促進させる取組
 - ○不動産無料相談会

地域の空き家相談員として登録した相談員主体で区役所を会場に毎月実施 令和4年:68件→令和5年:131件(前年の約2倍)

○専門家派遣制度

行政関与のもと、専門家に空き家の利活用について相談できる制度

令和4年:69件→令和5年:111件(前年の約1.6倍)

⇒令和5年3月以降の新税に関する情報提供後、利用件数が大幅増

- オ 非居住住宅利活用促進税(空き家に係る新税)の導入
 - ○空き家の流通・活用促進の取組として、非居住住宅(空き家やセカンドハウス等)を対象 に新税を課税

※税収を減らすことが目標となる新税



○令和8年以降に課税開始で、税収見込額は約9.5億円。

空き家の活用・流通等の取組に重点的に充てていく予定。

(税額の計算)次の①と②を合算:① 固定資産評価額(家屋)×税率0.7%

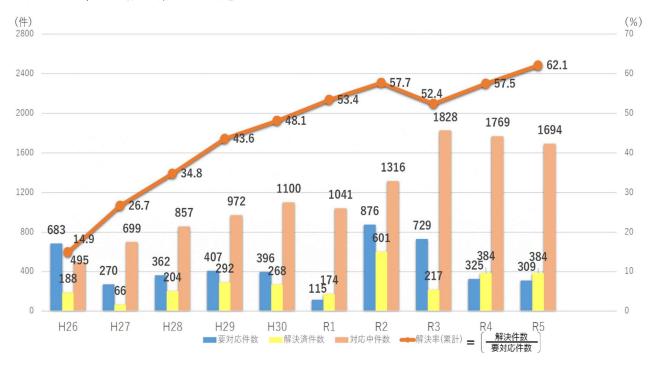
- ② 固定資産評価額(敷地㎡当たり)×家屋床面積× 税率(家屋の評価額に応じて、0.15%~0.6%)
- カ 新たな情報発信(若者・子育て世代向け)
 - ○「マンションか新築戸建て」志向で、「既存の戸建て住宅」が眼中にない若者・子育て世帯 に、既存住宅の可能性を伝えられるか?
 - ⇒「空き家」という言葉をポジティブに、「価値はユーザーが選ぶ」を理念に、物件選びのコッから、価値観を表現するリノベアイデアまで、空き家の可能性を発掘するプロジェクト「Kyoto Dig Home Project」を令和5年から始動

3. 本市の行政指導と代執行

- (1) 空き家への強力な指導(勧告・命令を躊躇しない)
 - ○京都市は、勧告・命令数ともに、令和3年度、4年度の2年連続全国一。4年度は、全国の18%に当たる勧告・命令を京都市が実施。

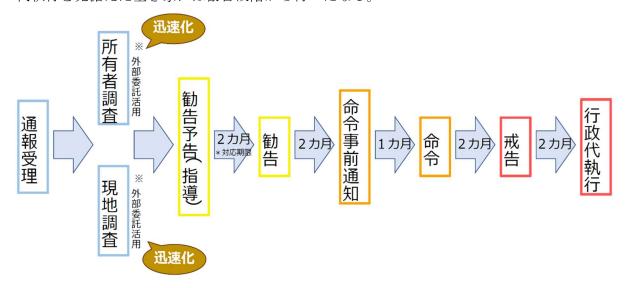
【京都市/全国】勧告:116/638件、命令:16/89件

- ○令和元年以降調査員を倍増などにより、物件の調査を迅速化。 行政書士会や司法書士会が全面協力。
- ○令和2年から専用の相談窓口を設置。行政書士会が協力。年間2,000件超の相談
- ○令和3年からは、勧告命令まで画一的に期間を定めて機械的に手続を進行。指導に応じない 所有者も、法に基づく勧告・命令を受けると大多数が翻意。
- (2) 空き家の通報・解決率の推移



(3) 行政代執行までの流れ

・代執行を見据えた空き家には勧告段階から待ったなし。



(4) 代執行の実績

○代執行の件数:7件

・行政代執行:所有者が確知できた案件に対する代執行

空家法に基づくもの:2件(戒告中1件含む)

・略式代執行:所有者が確知できない案件に対する代執行

空家法に基づくもの: 3件 建基法に基づくもの: 2件

※長屋の一部の空き住戸であり空家特措法対象外

・緊急代執行:実績なし

- (5) 行政代執行の事例(伏見区東柳町)
 - ○法第22条第10項に基づく略式代執行
 - ○構造·面積等 木造2階建 約42㎡
 - ○状態 屋根・外壁の崩落等倒壊のおそれ
 - ○建物所有者 不明

○概要

- ・住宅街の交通量の多い幹線道路に面しており、近くには総合支援学校も存在する。
- ・建物の大部分は京都市の所有管理する道路上に建築されており、不法占拠状態となっていた。
- ・また、ゴミも散乱するなど日頃から周辺への影響もあるような状況であった。
- ・令和3年には建物の更なる劣化を確認したことから略式代執行での対応を検討。
- ・道路法による強制執行と空き家法による執行の両面から検討を進め、空家法による代執行をすることになった。
- ○代執行までの流れ

平成28年7月1日 通報受理 ~ 所有者調査・現地調査

平成31年10月1日 納税義務者にお尋ね文を送付

令和2年7月20日 再度、お尋ね文を送付

令和4年3月16日 勧告(措置期限 令和4年5月2日)

※一部の土地所有者に対して勧告

5月19日 代執行を公告(措置期限 令和4年7月1日)

令和5年10月13日 略式代執行

11月9日 代執行終了宣言・勧告の撤回

4. 今後の展開

- ○令和8年に京都市空き家等対策計画の見直しを予定
 - ・土地統計調査の結果を踏まえた対策の検討
 - ・若年・子育て層の移住・定住に向けた住宅政策と合わせて施策を展開
- ○今年度から新たな助成金、補助金を創設(夏頃開始予定)
 - ・空き家等の活用・流通補助金予算額7,250万円
 - ・売却する所有者に仲介手数料の一部を補助(補助率1/2、上限額25万円)
 - ・狭小敷地の空き家を解体する所有者に対し、解体費用を一部補助 (補助率1/3 上限額60万円)
- ○管理不全空き家への対応
 - ・これまでの指導の結果、危険度の高い空き家は減少する一方、危険度の中程度又は低い空き 家への対応が後回しになっていたのが実情である。
 - ・危険度の高・中程度の管理不全空き家については、ライフラインへの影響度の高いものから 順に引き続き指導を強化する。
 - ・危険度が低い管理不全空き家については、活用への誘導も含めた指導を活用支援法人と連携 し進めていく。

特集 2

鹿児島市友好代表団長沙市等訪問報告書



呉桂英 長沙市委員会書記との面会(長沙市人民政府にて)

(左から 渡専務、鎌田会長、米山議員、山口議員、下鶴市長、呉書記、劉常務委員、鄒常務委員、陶主任、鄭局長)

令和6年1月21日~令和6年1月25日

©はじめに

私ども鹿児島市友好代表団8名は、1月21日から1月25日までの5日間にわたる長沙市等への訪問に おいて所期の目的を達成し、全員無事に帰国いたしました。

今回の最も重要な目的は、行政・市議会・市民の代表が訪問することで、令和4年に友好都市盟約 40 周年を迎えた長沙市との今後の交流を推進することでした。また、この機会に、湘江新区の ICV 無人運転 視察を行うとともに、在上海日本国総領事館において中国との交流について多分野の意見交換を行い、充実した派遣となりました。

[主な行程]

1月21日(日) 【鹿児島→博多駅→福岡空港→上海】 外灘視察

22 日 (月) 【上海→長沙】 長沙市人民政府表敬訪問 長沙市主催歓迎レセプション

23 日 (火) 湖南博物院視察 呉桂英長沙市委員会書記との面会 平和堂百貨店視察 長沙市主催送別宴 ナイトタイムエコノミー関連視察

24 日 (水) 【長沙→上海】 在上海日本国総領事館表敬訪問 豫園視察 上海鹿児島県人会との意見交換会

25 日 (木) 【上海→福岡空港→博多駅→鹿児島】

以下、主な事項について報告いたします。

1月21日(日)

鹿児島~博多駅~福岡空港~上海へ

下鶴市長・山口議員・米山議員・鎌田会長・渡専務・船間税務部長・小倉秘書課主幹・永田国際交流課 主任の8名は、鹿児島中央駅で遠藤総務局長ほかの見送りを受け、1月21日(日)9時17分発の新幹線 で博多駅に向かった。

博多駅より専用バスにて移動し、昼食を挟み、福岡空港へ到着した。使用機材の到着遅れによる遅延があり、15 時 00 分に上海空港へ向け福岡空港を離陸した。

約2時間半のフライトで、現地時間 16 時半頃に上海浦東空港に到着し、入国審査を受けた後、空港に て現地ガイドと合流し、リニアモーターカーと専用バスにて宿泊するホテルに向かった。

外灘視察

ホテル内レストランでの夕食後、専用バスにて外灘を訪れた。上海有数の観光名所ということだけあり、 多くの観光客がライトアップされた黄浦江沿いのビル群や歴史的な建物を背景に写真を撮っていた。リバーサイドを観光スポットとして活用した実例を体感する視察となった。





1月22日(月)

上海~長沙へ

10時半発の航空便で長沙へ向かうべく、専用バスにて上海浦東空港へ移動した。長沙空港の降雪および除雪作業による滑走路閉鎖の影響で遅れが生じ、12時50分に上海浦東空港を出発、15時10分に長沙空港へ到着した。昼食は空港内にてケータリングの食事提供を受けた。長沙空港への到着遅延および長沙市内の高速道路閉鎖の影響で、長沙市側と協議を行い、当初予定していた表敬訪問や視察のスケジュールを変更した。





到着時の長沙空港の様子

長沙市人民政府表敬訪問

〇日 時 令和6年1月22日(月)17:45~18:20

○場 所 湘麓山荘

○対応者 周 海兵 長沙市人民政府市長(湖南省人民政府副省長、長沙市党委員会副書記兼務)

王 瑜暉 長沙市人大常務委員会副主任

高 文棋 長沙市人民政府副市長

許 凡 長沙市人民政府秘書長

陶 瓊 長沙市外事弁公室主任(長沙市対外友好協会会長兼務)

長沙空港を専用バスで出発し、長沙市人民政府への表敬訪問を長沙市の迎賓館として利用されている湘麓山荘にて行った。入口の電光掲示板には、「熱烈歓迎鹿児島市友好代表団 鹿児島市友好代表団の御一行様ようこそ長沙へ」の文字が表示され、歓迎を受けた。

はじめに、周市長から歓迎の言葉と長沙市の概況説明がなされ、本市への研修生派遣により、これまで 多くの職員が本市で学ばせてもらい、長沙市の発展に貢献をいただいたと感謝の言葉が述べられた。

その後、長沙市からは、長沙特産の刺繍があしらわれた掛け軸が贈られ、訪問団からは薩摩焼の酒杯ペアを贈呈した。

会談では、周市長は「グローバル研究開発都市として人材教育に強みを持っている。40 年超の交流経験を活かし、今後協力分野を拡大する等、産業協力を強めたい。医療分野においても協力してほしい。」と話され、下鶴市長から「若いうちからの交流を大事にしたいと思っている。互いに学び合い、進んでいきましょう。」「周市長にもぜひ鹿児島市にお越しいただきたい。」とお答えした。



電光掲示板の歓迎メッセージ



表敬訪問時の様子



集合写真



長沙市からの記念品贈呈

長沙市主催歓迎レセプション

〇日 時 令和6年1月22日(月)18:40~20:30

○場 所 湘麓山荘

○出席者 周 海兵 長沙市人民政府市長(湖南省人民政府副省長、長沙市党委員会副書記兼務)

王 瑜暉 長沙市人大常務委員会副主任

高 文棋 長沙市人民政府副市長

許 凡 長沙市人民政府秘書長

陶 瓊 長沙市外事弁公室主任(長沙市対外友好協会会長兼務)

表敬訪問を行った湘麓山荘内の別会場に移動し、長沙市主催の歓迎レセプションを開いていただいた。 冒頭に、長沙市の概要に関するプロモーションビデオを鑑賞し、長沙市は3,000年もの間、地名・場所が変わっていない珍しい都市であり、交通の要所となっていること、長沙市は建設機械やエネルギー貯蔵、新エネルギーを中心とした先進的な製造業がGDPを支えているとの説明を受けた。

レセプション中、代わる代わる多くの関係者の方と懇談し、「長沙市では、補助金を支給しながら企業誘致を行っている。集まった企業同士が20年の間に産業クラスターを創生し、今や東京に次ぐ規模にまで成長した。産業クラスターがあることで、海沿いの地域よりも安くモノを作れる。出荷先は国内市場向けが中心となっており、港湾から離れていても物流面での不利はない。」との話も聞くことができ、長沙市が発展している内情をより深く知ることができた。





1月23日(火)

湖南博物院視察

〇日 時 令和6年1月23日(火)9:15~11:00

○場 所 湖南博物院

1998年に建設され、湖南省内で発見された考古遺物や美術品を展示する湖南博物院を訪れ、学芸員の説明をワイヤレスイヤホンで伺いながら見学した。中でも漢代の王墓より発掘されたミイラや陶磁器、絹織

物など、当時の文化や生活が垣間見える展示品は多くの人の目を引いていた。湖南省内外から観光客が訪れる場とのことで、視察日も平日の午前中にもかかわらず場外に長蛇の列をなしていた。







呉桂英長沙市委員会書記との面会

〇日 時 令和6年1月23日(火)11:30~12:10

○場 所 長沙市人民政府

○対応者 呉 桂英 長沙市党委員会書記(湖南省党委員会常務委員兼務)

劉 匯 長沙市党委員会常務委員(統一戦線工作部部長兼務)

鄒特長沙市党委員会常務委員(秘書長兼務)

陶 瓊 長沙市外事弁公室主任(長沙市対外友好協会会長兼務)

鄭平長沙市人民政府商務局長

長沙市人民政府において、昨年11月に長沙市友好代表団の団長として来鹿された呉書記ほか長沙市幹部 との面会をセッティングいただいた。

冒頭呉書記より、「今回の鹿児島市友好代表団の長沙訪問を楽しみにしていた。相互訪問は友情を深くする。」と歓迎の言葉をいただき、長沙市について、「GDP 成長率は4.8%。湖南省の省都として、長沙市のハイランド構想に鹿児島市の強みを組み合わせたいと考えている。鹿児島市は産業が発展し、都市交通の便も良く、長沙市と共通点が多い。ぜひコラボして、経済・貿易・文化・観光の交流を深めたい。」と述べられた。

下鶴市長は、「呉書記をはじめとする長沙市の方々とお会いできて嬉しい。歓迎に感謝する。先ほど湖南博物院では歴史や文化を学び、午後からは ICV も視察し学ばせていただく。気候等、鹿児島と共通点の多い長沙市に来て学んだことを持ち帰り、IT 分野の発展などに活かしたい。」と返答した。

呉書記より長沙特産の刺繍の置物が贈られ、下鶴市長から大島紬のストールと鹿児島茶を贈呈した。

なお、この面会の様子は、前日の長沙市人民政府表敬訪問と併せ、地元メディアによるニュース報道や 記事が掲載された。







面会の様子

呉書記より記念品贈呈



集合写真撮影時



長沙市人民政府前にて

平和堂百貨店視察

〇日 時 令和6年1月23日(火)14:00~15:00

○場 所 平和堂百貨店 五一広場店

○出席者 平和堂(中国)有限公司

山本 喜敬 副董事長総経理

手塚 貴博 董事副総経理

梅原 良知 五一広場店商場総経理 ほか

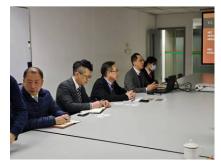
湖南省と友好盟約を結んでいる滋賀県に本社を置く、平和堂百貨店の視察を行った。事務所にて会社概要、長沙の市場情勢の説明を受けた後、店舗各フロアを見学した。

25年前に、滋賀県から「商業で湖南省に寄与してほしい」と出店要請があり、中国企業との合弁にて会社設立(現在は100%日本資本)。長沙市五一広場に商業ビルを建設し、開業。当初はGMS(総合スーパー)としての展開をしていたものの、当時の長沙において同社の建物は大変立派であり、「もっと良いものを置いてほしい」との声から現在の百貨店スタイルにシフトした。地域密着型経営を目指し、日系企業の独自性は保ちつつ、中国の良いところも取り入れることで、中国の現地百貨店とは異なる視点で経営展開を行い、差別化を図っている。現在の会員数は170万人。

アフターコロナの長沙は、ネットで火がつく人気都市であり、若者が元気で眠らない街になっていると

のこと。安くて美味しいものが沢山あり、モノ消費からコト消費にシフトする等、マーケットが沿岸部に 近付きつつあると説明を受けた。また、多様化が進む中で新しいものを受け入れる傾向にあり、プチ日本 食ブームやブランドー号店ブームが起きている。長沙初出店ブランドが多数あり、同社でも CoCo 壱やはま 寿司、すき家の FC を展開するほか、越境 EC や地下のスーパー内で鮮魚の取扱いを開始した。

自治体が企業誘致や出店後のフォローを行うに当たり、何が求められるかとの問いには、「同社が25年前に出店した際には特に支援や補助はなかった。フォローについて越境ECを例に出して言えば、出せば売れるという訳ではなく、出店者にどれだけ熱意があるかがまず重要。そこに購買者をどう繋げていくかという考え方を共有し、両者を繋げてもらえたら。」との返答をいただいた。企業誘致を行う際には、出店時の支援は当然行うが、そこで終わらず出店後も状況を共有しながら、継続してフォローを行うことで、相互利益を生みやすくなると感じた。





事務所での説明







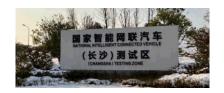
各フロア見学の様子

湘江新区 ICV 無人運転視察

○日 時 令和6年1月23日(火)15:45~16:30

○場 所 国家 ICV (長沙) 試験区

湖南湘江智能科技創新中心有限公司



長沙市の湘江新区にある、国家 ICV(長沙)試験区内の湖南湘江智能科技創新中心有限公司を訪問した。 2015 年に中国国務院の批准により、国家の重大発展と改革開放戦略の任務を受け持つ総合機能区(国家 級新区:中国中部としては初)として湘江新区が設置された。長沙市の湘江西岸に位置する岳麓区を中心 エリアとして望城区、寧郷市の一部を含み、面積は490 kmに及ぶ。 はじめに同社オフィス内でICVの取組みや現状について説明を受けた。同社ではタクシーのみならず、 バスやトラック、清掃車、小型宅配車に加え、建設機械や港湾施設の機械に至るまで無人運転の導入に向 けた開発・試験を行っている。運転レベルはL4を基準とし、高レベルの安全性を目指している。

説明の後、一般道での無人運転を体験した。各車両にあらかじめ登録した目的地までのルートを走行。 GPS で位置情報を管理し、車線変更も自動で行われるほか、大小にかかわらず他車両が接近してきた際に はナビに表示されるようになっていた。無人タクシーとして利用する際には、後部座席の前方に設置して あるタブレットに利用者の情報を入力(使用するアプリが本人確認・決済情報まで連携)後、目的地を設 定することで発進する。料金は、元来中国は安いものの、無人タクシーも日本の1/3~1/2と安価で利用し やすくなっている。

無人運転の導入にあたっては、各交差点の整備が必要だが、コストはそれ程掛からないとのことであった。街の構造上の違いから、この仕組みをそのまま本市に導入することは難しいものの、本市の実態に沿った形に技術を応用し導入する可能性を感じた。日本では既に飲食店でロボットが配膳をしたり、農業機械が無人化されたりしているが、今後予想される人口減少や労働者不足という状況下において、レベルを下げられない行政サービスの一部(本市では市電や火山灰の路面清掃車など)に導入した際の姿を想像させるものであった。











(体験乗車した車両の後方座席より撮影)

他車両が接近した際は、ナビ上に大きさに応じた「■」マークが表示される

長沙市主催送別宴

〇日 時 令和6年1月23日(火)18:00~19:30

○場 所 火宮殿

○出席者 高 文棋 長沙市人民政府副市長

陶 瓊 長沙市外事弁公室主任(長沙市対外友好協会会長兼務)

郭 四軍 長沙市工業・情報化局長

鄭 平 長沙市商務局長

鍾 発麗 長沙市外事弁公室副主任

黄 立斌 長沙市商務局副局長

岳 鋒 長沙市文化・観光・テレビ局副局長

劉 芳 長沙市人民対外友好協会専務副会長

黄 敏 長沙市外事弁公室通訳

高副市長や昨年 11 月に長沙市友好代表団として来鹿した長沙市幹部を中心に送別宴を催していただいた。 臭豆腐などの長沙市の名物料理をいただきながら、和やかな雰囲気の中で、本市団員が今回の長沙市 訪問で得た体験を振り返り、長沙市幹部が昨年 11 月の来鹿時の思い出を語るなど話が尽きなかった。







店舗入り口

送別宴の様子

ナイトタイムエコノミー関連視察

〇日 時 令和6年1月23日(火)19:50~21:50

○場 所 太平街、湘江クルーズ

長沙市外事弁公室のアテンドでワイヤレスイヤホンを使って説明を受けながら太平街を案内していただいた。平日の夜にもかかわらず、若者で溢れかえり、東京や大阪の繋華街の様であった。長沙市の若者は「よく学び・よく遊ぶ」ことから、街の店舗もほとんどが夜中まで開いているとのこと。同じ店が交差点の対角線上や一つのストリートで40~50m毎に店舗を構え、どの店舗も行列を作っているという光景は日本では見られないものであった。平和堂百貨店視察時に説明を受けた、「中国人は儲かると思ったところに一気に行く。競争が激しく、急がなければ遅れるというスタンスで商売をする。」ということを実感した。

その後、高副市長や外事弁公室職員と共に湘江クルーズを視察させていただいた。昼間の明るい時間帯と夜間の建物や岳麓山、橘子洲の毛沢東像がライトアップされた時間帯でそれぞれの良さがあり、観光客には喜ばれるアトラクションだと感じた。料金は用途(交通・周遊)・周遊コースに応じ 20~300 元 (21円/元換算:420~6,300円)。通常、運航中はナレーターによる説明を行っているものの、中国語のみの対応で、多言語の音声案内やパンフレット設置はしていないとのことであった。湘江沿いに飲食等の店舗は一部のエリアしかなく、人が歩いて賑わうものとは異なるリバーサイドの活用例を体験することができた。









太平街視察の様子













(左から 鍾副主任、高副市長、下鶴市長、陶主任、劉副会長)

1月24日(水)

この日は、10 時 15 分に長沙空港を出発する航空機で上海へ移動した。定刻通り上海虹橋空港に到着後、 昼食を挟み、在上海日本国総領事館への表敬訪問に向かった。

在上海日本国総領事館表敬訪問

○日 時 令和6年1月24日(水)14:45~16:00

○場 所 在上海日本国総領事仮公邸

○出席者 赤松 秀一 在上海日本国総領事・大使 江原 健悟 在上海日本国総領事館副領事

当初、在上海日本国総領事館にて表敬訪問を行う予定であったが、赤松大使の公務および公邸の改装工事中のため、総領事仮公邸に変更となった。

冒頭赤松大使より、歓迎の言葉と上海を含む中国華東地域の情勢について説明を受けた。中国華東地域 の GDP は 2022 年日本国と同等の規模であり、進出企業数では日本が No. 1 (アメリカは大企業が主であり、 納税額は多い)であること、中国人の日本への渡航者数において7割を占めていること、高い購買力と日 本の製品や技術に対し具体的な需要が存在するとのことであった。在上海総領事館では、五本の柱【高齢 化対策・日本産食品・グリーン(水素)・デジタル・インバウンド観光および投資】を軸として日本企業が 稼ぐための支援を行っている。コロナ禍以降の状況としては、ビジネスにおいては元通りになっているも のの、中国人の旅行においては国内旅行が圧倒的に多くなっているとのこと。訪日客数自体は従来の半数 程度に減っているが、来日客の半分が富裕層であり、消費金額も最多となっているため、日本にとっては キャパオーバーにならず質の良い買い物をしてもらっている良い状態ではないかと思っていると話された。 また、懇談の中で、「贈答文化がある中国にとって日本製品は贈答品としては安すぎる。加えて供給キ ャパが小さく、上海のマーケットでは相手にされないので、中国に合わせた展開が求められる。和牛につ いても同様に、中国側は売ろうと思えば一気に売れるので、日本人が食べる和牛はなくってしまうが、日 本側の体制はできているのかというスタンスである。」とお聞きした。東南アジア航路をメインに展開して いる中国の航空会社が日本へ初の路線開通を検討しているとの情報もいただいた。派遣初日の上海や長沙 で身をもって感じた中国の発展や勢いと赤松大使の言葉が一致し、各団員の中に中国の印象がより深く刻 まれた時間であった。

終わりに、赤松大使より、「日中平和友好条約が結ばれた際には、『体制の違いはあれど、その壁を乗り越えて友情を育む』という理念があった。協力することで得られる利益を大切にすべき。未だ成長を続ける巨大マーケットがせっかく隣国かつ日本に近い華東地域にある。良い風に使わない手はない。」と述べられ、現在の鹿児島を取り巻く環境の中で、各自が自分自身に何ができるか、これからどう動くかを意識したのではないかと感じた。



(左から 江原副領事、赤松総領事・大使)



表敬訪問の様子







集合写真

赤松大使へ記念品贈呈

豫園視察

〇日 時 令和6年1月24日(水)16:30~18:30

○場 所 豫園(園外の豫園市場)

当初、天安千樹と豫園を視察予定であったが、交通渋滞等により豫園の園外市場のみの視察に変更。

豫園は、上海市中心部に位置する伝統的な中国庭園であり、上海の代表的な観光スポットである。「豫」は古代の言葉で平和を意味し、「園」は庭園を指す。明時代の建築と清時代の補修で形成され、その美しさと歴史的な価値から多くの観光客が訪れる。今回視察は叶わなかったが、園内は久曲橋や優雅な池、美しい植栽などで構成される中国庭園や中国のお茶文化を体験することができる茶館がある。

今回視察を行った園外市場は、春節(旧正月)前とあって、パフォーマンスショーも開催されており、 混雑で通行規制が敷かれ、自由に身動きがとれない程の賑わいであった。







視察の様子

上海鹿児島県人会との意見交換会

○日 時 令和6年1月24日(木)19:00~21:00

○場 所 上海1号私藏菜 黄浦店

○出席者 下小野田 恒 NX グループ中国代表 兼NX 国際物流中国有限公司社長(県人会会長)

永野 弘子 キャストグローバルコンサルティング上海有限公司董事長(県人会副会長)

戴 楠 薩摩酒造上海商貿有限公司董事/総経理(県人会副会長)

益満 正悟 (㈱スズケン中国事業部長 兼上薬スズケン沪中医薬有限公司董事長

山下 貴 ㈱鹿児島銀行上海駐在員事務所長

國分 優大 みずほ銀行(中国)有限公司 (鹿児島銀行からの研修派遣)

宮内 二郎 鹿児島県上海事務所長

眞邉 健人 鹿児島県上海事務副所長

上海でのトランジット滞在を利用し、上海鹿児島県人会との意見交換会を開催した。本市からは、これまでの本市と中国・上海市との交流に対する県人会の支援へのお礼と今後のお力添えをお願いし、県人会から、仕事の話や中国での生活などについて伺った。食事をしながらの懇談は大いに盛り上がった。



意見交換会の様子



上海鹿児島県人会の皆様と

<u>1月25日(木)</u>

上海~福岡空港~博多駅~鹿児島

帰路は、約30分の遅れが生じたものの、上海浦東空港を11時に出発し定刻通り13時30分に福岡空港に到着した。入国審査の後、専用バスにて博多駅に向かい、16時01分発の新幹線にて移動。17時27分に 鹿児島中央駅に到着し、大山市長室長ほかの出迎えを受け、無事全行程を終えることができた。

まとめ(所感)

(山口 健)

両市とも初めての訪問だったが、中国の活気・勢いをひしひしと感じると同時に日本の元気のなさを改めて思い知らされた視察であった。

約 40 年前の教え・学ぶ立場は大きく変わってしまったが、周長沙市長をはじめとする幹部の皆さんは「変わらぬ友人」として歓待してくださった。

学ぶ立場となった我々は、この交流を民間交流の充実へと繋げ、文化・経済をはじめとする人流の活性 化へと発展させていかねばならない。

上海市で表敬訪問させていただいた赤松総領事との懇談で得たことの一つとして、中国との付き合い方において大切なことは「正しく畏れ正しく知る」という言葉は強く印象に残ったところである。

我々も議会として、海外へと出てしっかり学ぶ機会を作っていかねばとの思いを改にした。

初めて、中国長沙市、上海市を訪問したが、想像を超える両市の発展に驚かされるばかりだった。

(米山 たいすけ)

当時、発展途上都市だった長沙市と約 40 年前に姉妹都市盟約を結ばせていただいていたことが、今となってはこれからの鹿児島市の発展に大きく影響すると実感した。姉妹都市である長沙市の経済発展や様々な施策をしっかりと学び、この関係性を活かしながら本市の発展、活性化に繋げていくべきである。

様々な施策をしっかりと学び、この関係性を活かしながら本市の発展、活性化に繋げていくべきである。 今後においては、長沙市とのあらゆる交流の場を設け、鹿児島市民が学ぶ機会を増やしていくことが肝要 であると感じた。また、議会の海外行政視察の凍結は解除し、海外の都市から学ぶ機会を設けることが、 更なる本市の発展に繋がるものと改めて確信した。

訪問団員名簿

		氏 名	職名
1	団長	下鶴 隆央	鹿児島市長
2	市議会議員	山口 健	鹿児島市議会議員
3	市議会議員	米山 たいすけ	鹿児島市議会議員
4	市民代表	鎌田敬	鹿児島市日中友好協会会長
5	市民代表	渡 千左代	城山観光(株)専務取締役営業本部長
6	職員	船間 学	鹿児島市税務部長
7	職員	小倉 秀幸	鹿児島市秘書課主幹
8	職員	永田 裕一朗	鹿児島市国際交流課主任

議会のうごき

市議会日誌

(令和6年6月~9月)

6月

5日 〇議運委 令和6年第2回市議会定例会(会期日程、会議録署名議員)、議会改革、タブレット端末の使用に関する留意点、全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式、議員の健康診断の 実施について協議

第2回定例会 令和6年第2回定例会は、6月11日から6月27日までの17日間にわたって開かれた。 この定例会では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に要する経費を含む「令和6年度鹿児島市 一般会計補正予算(第2号)」など、議案17件を議決した。

このほか、「教育予算の拡充を求める意見書」を可決した。

- 11日 〇本会議 第2回定例会の会期を17日間と決定。令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第2号) など議案15件を一括上程。市長提案説明
- 12日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、請願・陳情の付託、議会改革、当局 からの報告資料のmore NOTEへの掲載について協議
- 17日 〇本会議 個人質疑(5人)
 - ○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 18日 ○本会議 個人質疑(5人)
- 19日 ○本会議 個人質疑 (3人)。議案15件を関係常任委員会に付託
- 20日 〇総環委 鹿児島市税条例一部改正の件など議案 2 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、総務局所管施設の指定管理者募集、口座振替(自動払込)済通知書の送付終了、令和 6 年度指定管理者の選定等、環境局所管施設の指定管理者募集について説明を受け、質疑
 - ○防福こ委 鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件など議案 6 件を審査し、いずれも原案可決
 - ○市文委 自動車購入の件など議案2件を審査し、原案可決並びに報告承認。請願1件を審査。 請願第1号を不採択。報告事項として、旧改新小学校施設利用者募集、ネーミングライツ提 案型施設の追加、ICT活用による子ども見守り事業、松元地域を中心とした新学校給食セ ンターの受配校の選定、市立学校におけるいじめの重大事態の発生について説明を受け、質 疑

- ○産観企委 鹿児島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する 条例一部改正の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、観光交流局 所管施設の指定管理者募集、鹿児島アリーナリニューアル基本計画(素案)に係るパブリッ クコメント手続の実施結果、鹿児島市立病院再整備実施設計の完了、労働基準監督署による 是正勧告等について説明を受け、質疑
- ○建消委 公有水面埋立てについての意見に関する件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域の公表等、加治屋町1番街区市街地再開発事業に関する都市計画の手続き、子育て世帯住替支援事業の補助制度、第2期鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果等について説明を受け、質疑
- 25日 〇議運委 追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の 件、議員派遣の件、6月27日の本会議運営、議会改革、発言通告と質疑のあり方、議運行政 調査について協議
- 27日 〇本会議 教育委員会委員の任命について同意を求める件2件を上程。提出者説明及び委員会付 託省略。いずれも同意。令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第2号)など議案15件につ いて、5常任委員長の審査報告。令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第2号)について は、起立表決(電子表決)の結果、原案可決。その他の議案14件についても、いずれも原案 可決・承認。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。請願1件を 上程。委員長報告省略。起立表決(電子表決)の結果、不採択。議員派遣の件を議決。陳情 等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

7月

9~12日

○行政調査(防福こ委:横須賀市・板橋区・八王子市)

○行政調査(市文委:金沢市・岡崎市・長野市)

16~19日

○行政調査(総環委:神戸市・浜松市・千代田区)

○行政調査 (産観企委:千葉市・静岡市・豊田市)

○行政調査(建消委:足立区・豊橋市・京都市)

22~24日

○行政調査(議運委:四日市市・船橋市)

29日 ○議運委 令和6年第3回市議会定例会、動画投稿サイトにおける永谷議員の発言について協議

30日 ○総環委 陳情6件を審査

○防福こ委 陳情1件を審査。陳情第4号を不採択

○建消委 陳情1件を審査

31日 〇都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス 建設の経過と現況について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

8月

- 2日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係る経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴 う被害状況と対応、令和6年度桜島火山対策事業費、令和7年度予算編成に向けての桜島火 山対策要望事項等、桜島火山対策に係る今後の日程(案)について説明を受け、質疑。今後 の委員会の取組について協議
- 19日 〇議運委 議員辞職に伴う協議(会派等現況の確認、議運委員の会派割振り、常任委員の会派割振り、常任委員会正副委員長の会派割振り、特別委員及び同正副委員長の会派割振り、議会選出役職の会派割振り、議席、議員控室、会期日程案(見込み)の変更)、令和6年7月25日からの大雨による災害に対する本市議会の対応、タブレット端末の資料掲載に係る不具合、議員の事務所への看板設置に係る霜出委員からの発言、議員のSNSへの投稿に係る三反園副委員長からの発言、動画投稿サイトにおける永谷議員の発言について協議
- 28日 ○議運委 「令和5年度決算に関する説明書」の再送付、令和6年第3回市議会定例会(会期日程、会議録署名議員、9月3日の本会議運営)、議会改革、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、兄弟都市盟約55周年記念訪問団(鶴岡市)への参加、令和6年度議員研修会、市議会だより編集委員の選任、動画投稿サイトにおける永谷議員の発言、議員の事務所への看板設置に係るせぐち委員からの発言、議員に係る新聞報道に対する霜出委員からの発言について協議

9月

第3回定例会 令和6年第3回定例会は、9月3日から9月30日までの28日間にわたって開かれた。 この定例会では、こども医療費助成のシステム改修に要する経費、ICT活用による子ども見守り事 業費の減額等を含む「令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第4号)」など、議案16件を議決した。 このほか、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を可決した。

なお、令和5年度の決算関係議案15件は、決算特別委員会および産業観光企業委員会において、 閉会中に審査する。

- 3日 ○本会議 第3回定例会の会期を28日間と決定。特別委員の選任。令和6年度鹿児島市一般会計 補正予算(第4号)など議案30件を一括上程。市長提案説明
- 4日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会、議案の付託及び取扱い、陳情の付託、兄弟都市盟約55周年記念訪問団(鶴岡市)への参加、令和7年度議会費の予算措置、前市議会議員が略式起訴された件に係る霜出委員からの発言について協議
- 9日 ○議運委 代表質疑発言通告について協議

- ○本会議 代表質疑(自民党市議団、公明党)
- 10日 ○本会議 代表質疑(立憲社民、市民連合)
- 11日 〇議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の 氏名、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、兄弟都市盟約55周年記念訪問団(鶴 岡市)、令和6年台風第10号による災害に対する本市議会の対応について協議
- 17日 ○本会議 個人質疑 (5人)
- 18日 ○本会議 個人質疑 (5人)、池田ゆうせい議員の発言取消しを許可
 - ○議運委 発言通告と質疑のあり方、個人質疑発言通告について協議
- 19日 ○本会議 個人質疑(5人)
- 20日 〇本会議 個人質疑(3人)。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計(企業会計を除く)決算 関係議案9件を付託。その他の議案21件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療 広域連合議会議員の選挙
 - ○決算委 正副委員長の互選(委員長に古江尚子委員、副委員長に三反園輝男委員)
- 24日 ○総環委 令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第4号)の件を審査し、原案可決
 - ○防福こ委 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する件など議案8件を審査 し、いずれも原案可決並びに報告承認。報告事項として、ネーミングライツパートナーの優 先交渉権者について説明を受け、質疑
 - ○市文委 土地取得の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、桜島学校の工事入札、市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について説明を受け、 質疑
 - ○産観企委 鹿児島市ビーチハウス条例一部改正の件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集、鹿児島労働基準監督署からの是正勧告等に対する対応状況、一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)の廃止、河頭浄水場(甲系統の浄水施設)更新事業に係る実施方針等について説明を受け、質疑
 - ○建消委 町の区域の変更に関する件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、谷山中央地区住居表示実施(案)、城南線電線共同溝設置工事(その5)における管路橋の架設不可に伴う今後の対応等について説明を受け、質疑
- 27日 〇議運委 追加議案の取扱い、閉会中の継続調査の件、議員派遣の件、9月30日の本会議運営、 刑法改正に伴う本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、令和6年度議員研修会、 令和7年度議会費の予算措置、委員会室等へのマイク設備等の整備、本庁及び支所モニター テレビによる議会生中継の不具合、発言通告と質疑のあり方、令和6年台風第10号による災 害に対する本市議会の対応、公文書不開示決定に対する審査請求、動画投稿サイトにおける 永谷議員の発言、前市議会議員の略式命令に伴う会派の対応に係る大園(た)委員からの発 言、代表質疑における区切り方に係る平山(タ)委員からの発言について協議

- 30日 〇本会議 決算特別委員会の正副委員長互選結果報告。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第4号)など議案15件について、5常任委員長の審査報告。討論(1人)。 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する件など議案5件については、起立表決(電子表決)の結果、いずれも原案可決。その他の議案10件についても、いずれも原案可決・承認。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託を省略。原案可決。陳情1件を上程。委員長報告省略。討論(1人)。起立表決(電子表決)の結果、不採択。議員派遣の件を議決。議案、陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決
 - ○議運委 動画投稿サイトにおける永谷議員の発言について協議

(注) 略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

総 環 委・・・・・・・総務環境委員会

防福こ委・・・・・・・防災福祉こども委員会

市文委・・・・・・市民文教委員会

産観企委・・・・・・・産業観光企業委員会

建消 委・・・・・・・建設消防委員会

議 運 委・・・・・・・議会運営委員会

桜島爆発・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会

都市整備・・・・・・・都市整備対策特別委員会

決 算 委・・・・・・・決算特別委員会

令和6年第2回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

令 6.6.27 第 2 回定例会で可決

提出先衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、内閣官房長官

財務大臣、文部科学大臣

総務大臣

学校現場では、増加するいじめや不登校の問題、貧困による教育格差の問題など、解決すべき課題が山積し、教職員が子どもたちの豊かな学びを保障し、分かりやすい授業をするための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。こういった学校現場の多忙化が、病休者の増加や教員採用試験の低倍率、地方自治体における教員の確保困難の要因となっています。国や地方自治体も、学校現場の多忙化を解消するために教員の働き方改革を進めていますが、なかなか進んでいないのが現状です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられ、令和7年度で完了する予定です。今後は、きめ細かい教育活動を進めるためにも、小学校にとどまることなく、中学校における早期実施と、さらなる学級編制の標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を保障し、豊かな子どもの学びを保障するための教育環境整備は不可欠です。

こうした観点から、令和7年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

- 1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。中学校においても学級編制の標準を35人に引き下げること。
- 2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

令和6年第3回市議会定例会において可決された意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

令6.9.30 第3回定例会で可決提出先 衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、内閣官房長官

経済財政政策担当大臣、地方創生担当大臣

規制改革担当大臣、財務大臣

文部科学大臣、厚生労働大臣

経済産業大臣、国土交通大臣

環境大臣、総務大臣

地方公共団体は、医療・介護などの社会保障への対応や地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、こども・子育て政策の強化、デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進、頻発する自然災害への対応など、様々な政策課題に対応しなければならず、加えて、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材は限られることから、今後の行財政運営は相当困難なものになることが予想されます。

このような中、令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、 財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとされているところです。

引き続き、地方が責任をもって、社会保障や足元の物価高対策はもとより、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策、地方創生の実現など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められます。

よって、国におかれては、令和7年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要請します。

- 1. 原油価格・物価高騰対策に対応できるよう必要な財政措置を講じること。
- 2. 社会保障、物価高騰対策、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 3. 地方創生の実現に向け、「地方創生推進費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
- 4. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。また、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。

- 5. 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- 6.「こども・子育て支援加速化プラン」の実施、地域医療の確保、児童虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 7. 地域の活性化のため重要な役割を担う地域公共交通について、普通交付税の個別算定項目に地域交通 政策に関する項目を位置づけること。

令和6年第2回市議会定例会において不採択となった請願

番	号	請願第1号	受理年月日	令6.6.4
件	名	2024年12月2日実施予定の健康保険証の廃止に伴う国民の不安と混乱を避けるため、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を一定期間認めることを求める意見書提出について		
結	果	令和6.6.27第2回定例会で不採択		
付託委員会		市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、令和6年12月2日実施予定の健康保険証廃止に伴う国民の不安と混乱を避けるため、一定期間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を認めるよう、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が5年6月9日に公布され、6年12月2日に保険証が廃止されるが、廃止日の時点で交付済の保険証は、廃止された後も最大1年間は有効となり、また、廃止後は、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証利用登録をしていない方などには資格確認書が、マイナ保険証利用登録をしている方には資格情報のお知らせが交付されることになる。

本市国民健康保険においては、6年度に交付した保険証の有効期限については、保険税滞納のため 短期保険証が交付されている方は7年3月31日、6年12月以降に70歳の誕生日を迎える方は誕生月の 月末、6年度中に6歳の誕生日を迎える方は7年3月31日とするなど、有効期限が異なる事例を除い て、7年11月30日とし、6年12月2日の保険証廃止以降も使用できることとしており、12月2日以降 の新規加入者や保険証の有効期限が到来した方などについては、マイナ保険証利用登録の有無によ り、資格確認書または資格情報のお知らせを職権交付することになる。

また、本市国民健康保険としては、国から、12月2日の健康保険証の廃止に向け、マイナ保険証利用率の目標値の設定を求める通知がなされたことを受け、6年11月における目標値を50%とすることを6年2月に掲げたところである。

なお、12月2日以降、一定期間、現行の保険証とマイナ保険証を併用することについては、技術的には可能であるものの、予算の議決等に基づき、既にシステム改修等を行っていることから、新たな改修費用が発生することに加え、資格確認書や資格情報のお知らせの交付をどのようにしていくのかなどの懸念が生じることになるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「これまでマイナンバーカードの取得は任意とされてきたが、現行の健康保険証の廃止はマイナンバーカードの事実上の取得義

務となり、法律上も大きな問題である。本請願は、一定期間、現行の健康保険証とマイナ保険証との 両立を求める意見書の提出を求めていることから、我が会派としては、本件については採択したい」 という意見、「本請願は、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を一定期間認めるよう、国に対し 意見書の提出を求めるものであるが、請願紹介議員の説明において、「一定期間」とは、マイナ保険 証の利用率が少なくとも50%以上となるまでの期間であることが明らかになり、また、当局の説明に よると、国からの要請に応じ、6年2月に本市国民健康保険におけるマイナ保険証の利用率に関する 目標値の設定を行った際、利用率50%の達成を6年11月に設定したとのことであり、さきの本会議で 明らかになったように、本市国民健康保険の6年4月時点でのマイナ保険証の利用率は17.45%であ ることから、当局が設定している目標を達成できる可能性は高いと考える。さらに、現行の保険証は、 7年11月30日まで有効であることに加え、マイナ保険証を持たない方々には資格確認書の交付を行う こととしていることから、これらを総合的に勘案すると、本件については不採択としたい」という意 見、「我が会派としては、マイナンバーカードのひもづけ誤りなどの調査解決などが道半ばであり、 国民の懸念がまだ払拭されていないことから、マイナ保険証の利用率も低い状態にあると考えてお り、紙の保険証を廃止することで、国民や医療機関の混乱が想定されることから、本請願にあるよう に、現行の健康保険証とマイナ保険証を両立する必要があると考える。また、本請願における「一定 期間」とは、マイナ保険証の利用率が50%以上になるまでとのことであるが、当局の説明によると、 本市国民健康保険としては、6年11月末までにマイナ保険証の利用率を50%とする目標を設定してい るが、12月2日以降、この水準に達するまで、現行の保険証とマイナ保険証を両立することについて は、コストはかかるものの、技術的には可能であるとの見解も示されたことから、本件については採 択したい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決 定。

令和6年第3回市議会定例会において不採択となった陳情

番	号	陳情 第4号	受理年月日	令6.6.5
件	名	川内原発20年運転延長について		
結	果	令和6.9.30第3回定例会で不採択		
付託委員会 防災福祉こども委員会				

(委員会における審査経過)

本件は、鹿児島市議会において、川内原発の基準地震動620ガルを超える震度6弱以上の地震が起きないという完全な保証がない限り、同原発の20年運転延長に反対する決議を行うとともに、鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会に対し、20年運転延長に関する各種決定の白紙撤回を求めるよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、川内原発1・2号機の運転期間20年延長について、九州電力は令和4年10月12日に原子力規制委員会へ運転期間延長認可に係る申請書を提出し、同委員会は5年11月1日に認可することを決定したところである。本市としては、同委員会が専門的見地から慎重かつ厳格な審査を行った上で運転延長を認可したことは、一定の安全性の確保が確認されたと言えるのではないかと考えている。また、本年1月の能登半島地震を受け、今後、同委員会において詳細な調査・分析等を行い、新たな知見が得られれば規制に反映するとされていることから、本市としては、その動向を注視するとともに、原発の運転は安全性の確保が大前提であり、住民の安全が確保されることが最優先であることから、今後とも国及び九州電力においては、市民への丁寧な説明及び徹底した安全対策を適切に行っていただきたいと考えている。

なお、川内原発の使用済み燃料については、同原発内の貯蔵状況や同燃料の搬出予定先とされる六ヶ所村の再処理工場の運転状況等を総合的に勘案し、計画的に搬出していくとのことであるが、六ヶ所村の再処理工場については、完成のめどは立っていないと認識している。

また、九州電力によると、同原発 1・2 号機の同燃料プールを共用化した場合、あと7年間は原発の運転が可能とのことであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「地震が起きないという完全な保障がない限り、川内原発の20年運転延長に反対するという陳情の要旨に賛同するとともに、20年運転延長した場合の核のゴミの処分について明確な手段がないまま川内原発が稼働していることは、住民の安心安全な生活を保障できておらず、議会としてしっかりと議論すべきと考えることから、本件については採択したい」という意見、「1点目に、川内原発の20年運転延長については、原子力規制委員会が専門的見地から慎重に審査し、認可されたものであること。2点目に、本年1月の能登半島地震を受けて、同委員会において詳細な調査・分析等を行い、新たな知見が得られれば規制に反

映するということであるが、現時点で新たな知見は得られておらず、本市としては今後もその動向を 見守らざるを得ないこと。3点目に、陳情の要旨に薩摩川内市の決定に対し、白紙撤回を求めていた だきたいとあるが、地元自治体の決定に対し、本市は撤回を求める立場にはないと考えること。以上 のような理由から、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至ら ず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

議長会報告

(令和6年6月~9月)

(1) 開催状況

年月日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和6.7.25	鹿児島県市議会議長会	・提出議案 27 件の審議等	・「鹿児島東西・南北幹線道路の
(木)	定期総会	について	早期整備」など議案 27 件を可
	於: 鹿屋市		決し, 関係省庁等に要望活動を
			行うことを決定

(2) 議決された要望等

① 鹿児島県市議会議長会関係 鹿児島県市議会議長会定期総会(令和6.7.25 開催)

道路整備等公共事業関係予算の確保について

本県は、多くの離島や半島などを抱える厳しい地理的条件に加え、特殊土壌であるシラスに覆われ、台風などの自然災害に対し脆弱な地域である。また、主な交通手段として自動車交通への依存度が高く、他県に比較して高齢化も著しく進行している状況である。

こうしたことから、本県にとって道路は、地域の発展や経済活動を支える最も重要な社会基盤であると共に、 防災ネットワークや救急医療体制の構築により住民の安心・安全を確保するための生命線であり、道路整備の 重要性、必要性は一層増大している状況にある。

また、地方創生及び国土強靱化を推進し、真に必要な道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

さらに近年は、台風の大型化や局地的に大雨をもたらす線状降水帯等に見られるように、記録的な暴風や大雨等により、河川氾濫や土砂災害が発生し、住民の生命・財産に被害が生じており、河川や砂防対策も急がれている。

令和2年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、激甚化する風水 害や巨大地震への備えを充実させるほか、インフラの老朽化対策や防災分野のデジタル化推進に、自治体支出 分や民間投資なども含め政府全体で15兆円規模の巨費が必要とされており、5か年加速化対策の4年目までの 累計は、全体規模15兆円の83%(約12.5兆円)に達した。

よって、地域活性化や住民生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、地方にとって真に必要な道路の長期安定的な整備・管理が進められるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して継続的に取り組むこと。

また、山積する道路整備の課題に対応していくために、必要な道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、賃金水準などの上昇も加味した上で道路関係予算の要求額を満額確保し、対策期間完了後も切れ目なく継続的・安定的に進めていくために、国土交通省全体の公共事業関係予算の総枠を十分確保していただくよう強く要請する。

東九州自動車道の建設整備促進について

東九州自動車道は、九州東海岸地域を連絡し、九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道とともに九州を循環する高速道路ネットワークを形成し、東九州はもとより、九州全体の産業、経済、観光、文化等の一体的発展と浮揚に貢献する路線である。また、災害時における緊急輸送道路や代替道路の確保など、今後の安全安心な地域づくりを進める上でも必要不可欠である。

東九州自動車道の整備状況は、平成28年度に「日南東郷〜油津間」「夏井〜志布志間」が事業化、29年度に「日南北郷〜日南東郷間」が供用開始、令和元年度に「油津〜南郷間」「奈留〜夏井間」が事業化、3年度に「志布志〜鹿屋串良間」が、4年度には「清武南〜日南北郷間」が供用開始となるなど早期完成に向けた整備が進んでいる。また、「南郷〜奈留間」については、令和6年4月に事業化され、早期の全線開通が望まれているところである。

鹿児島県大隅地域及び宮崎県南那珂地域は、地理的条件に加え、地域の発展・振興の基盤となる高速道路ネットワークの未整備区間があることから、この地域全体の活性化と自立的発展の確立を促進し、一体的浮揚を図るためには、東九州自動車道の早期整備は不可欠である。

ついては、東九州自動車道の建設を促進するため、道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 「日南東郷〜油津間」、「夏井〜志布志間」の供用予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- 2 「油津~南郷間」、「奈留~夏井間」の整備促進を図ること。
- 3 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC~隼人東IC間」の事業中区間の早期完成及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。

南九州西回り自動車道の整備促進について

南九州西回り自動車道は、平成29年11月に「出水阿久根道路」が全線開通し、「芦北出水道路」について

も、県境〜出水IC間において用地買収が完了し、橋梁などの工事が進められている。

また、「阿久根川内道路」については、阿久根IC~(仮称)西目IC間においては約9割の用地が取得済みで全区間で工事が進み、(仮称)湯田西方IC~薩摩川内水引IC間においては、令和5年8月に(仮称)草道トンネルが完成しており、(仮称)大川IC~(仮称)湯田西方IC間においても5年10月に設計説明会が行われるなど、着実に整備が進められている。

しかしながら、八代市・芦北町・津奈木町・水俣市・出水市・阿久根市・薩摩川内市・いちき串木野市を結 ぶ南九州西岸地域は、自然環境、産業、観光等で豊かなポテンシャルを持ちながらも地域の発展に必要な社会 基盤の整備が大きく立ち後れており、特に高速交通機関が十分に発展していない本地域においては、高規格道 路をはじめとする道路網の整備が大きな課題となっている。

また、本自動車道の沿線には、九州電力株式会社川内原子力発電所が立地しており、原子力災害発生時に大きな役割を担う重要な道路でもある。激甚化・頻発化する災害による脅威に対応し、また、平時・災害時を問わず安定的な人流・物流を確保するためにも、ミッシングリンクを早期に解消し、国道3号とのダブルネットワークを構築することが極めて重要である。

ついては、地元住民の地域づくりへの熱意、南九州西回り自動車道の早期完成への永年の熱望を御賢察いただき、次の事項について、特段の御高配を賜るよう要望する。

記

- 1 芦北出水道路及び阿久根川内道路の供用開始予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- 2 阿久根川内道路の全区間における用地取得及び工事着手など更なる整備促進を図ること。
- 3 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「美山IC~伊集院IC間」の事業中区間の整備 促進及び残る区間の早期事業化を図ること。

高規格道路「鹿児島東西幹線道路」の早期整備について

「鹿児島東西幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として、必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島都市圏の有機的な交流・連携機能を一層高め、物流、経済活動の飛躍的な向上並びに交流人口の拡大を図るものであるとともに、鹿児島市域の東西交通軸を強化し、市民生活の利便性を向上させる骨格道路であることから、その整備は急務となっている。

鹿児島 I Cから高麗通線付近までの区間は「鹿児島東西道路」として、平成 13 年度に事業化され、25 年9月には、関係各位のご尽力により、新武岡トンネルを含む鹿児島 I Cから建部 I Cまでの約2.2 km区間が供用開始され、現在、東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事等に取り組まれている。

この道路は、鹿児島 I Cを経由する広域交通と、市域周辺の団地等から流入する都市内交通が混在することによる武岡トンネル付近の抜本的な交通渋滞解消に向けて、広域交通を分担する道路として整備が急がれてい

る。さらに、平成30年10月には、南九州西回り自動車道における唯一の未着工区間であった阿久根川内道路が、令和4年10月には暫定2車線区間における優先整備区間である美山ICから伊集院IC間の4車線化も工事着手されるなどの着実な整備に伴い、今後、武岡トンネル付近における交通量の更なる増加が見込まれ、渋滞が一層深刻化することが懸念されることから、田上ICから甲南IC(仮称)までの整備区間の早期完成が望まれるところである。

ついては、東西幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 田上ICから甲南IC(仮称)までの区間の早期完成を図ること。
- 2 甲南 I C (仮称) 以東については、早急に事業に着手すること。

高規格道路「鹿児島南北幹線道路」の早期整備について

「鹿児島南北幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道、「鹿児島東西幹線道路」などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島都市圏の有機的な交流・連携の促進に資するとともに、鹿児島市の南北交通軸の強化により、市域内の国道 10 号、225 号等の幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、経済の活性化を図るとともに、市民生活の利便性を向上させる骨格道路である。

しかしながら、平成6年 12 月に地域高規格道路の「計画路線」として指定を受け、また、令和3年6月策定の『かごしま新広域道路交通計画』の広域道路ネットワークにも位置づけられたところであるが、まだ具体化されておらず、事業化が図られていない状況である。

ついては、南北幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

- 1 南北交通軸の交通渋滞対策を早急に講じること。
- 2 鹿児島南北幹線道路を事業化すること。

高規格道路「北薩横断道路」の整備促進について

「北薩横断道路」は、九州縦貫自動車道や、現在整備が進む南九州西回り自動車道の高規格道路を補完し、南九州地域における広域ネットワークの形成を図る重要な役割と、川北薩地域と鹿児島空港を直結する空港アクセス道路としての機能をもつ全長約64kmの高規格道路であり、九州西岸軸構想の推進と一体化する高速交通網を構築する上で最も重要な路線である。

この路線の整備促進により、経済・観光等の地域間交流はもとより、本地域と鹿児島空港、地方拠点都市等 との連携機能がさらに高まり、都市部への物流・経済活動が飛躍的に向上し、県内外との広域的な交流の活性 化がより一層促進されることは確実である。

これまで本地域においては、高規格道路の計画路線として「北薩横断道路」の指定がなされ、既に野坂 I C ~ さつま広橋 I C間 $10.6 \, \mathrm{km}$ 、さつま泊野 I C~ 高尾野 I C間 $14.5 \, \mathrm{km}$ が供用されており、令和 6 年 3 月 17 日には、さつま広橋 I C~ 佐志 I C間 $5.8 \, \mathrm{km}$ が新たに供用開始となるなど、当該道路の整備が着実に図られてきている。

また、鹿児島空港〜野坂IC間の溝辺道路が令和2年から事業化され、高尾野ICから阿久根市折口(一般 国道3号)に接続する「阿久根高尾野道路」8.9kmは3年3月に着工されたところである。

さらに、令和3年には佐志IC~さつま泊野IC間の「宮之城道路」約10kmの事業化が正式決定し、「北薩横断道路」の全区間が事業化された。

ついては、本道路の早期完成及び供用開始の実現を促進するため、下記の事項について、特段の配慮を要望する。

記

- 1 「溝辺道路」、「宮之城道路」及び「阿久根高尾野道路」への予算の重点配分による早期開通を図ること。
- 2 高規格道路「北薩横断道路」全体の一層の整備促進を図ること。

高規格道路「都城志布志道路」の建設促進について

高規格道路「都城志布志道路」は、鹿児島県大隅半島と隣接する宮崎県都城市を南北に縦貫し、曽於市、志布志市をつなぐ幹線道路として整備が進められてきた。

志布志港が国際バルク戦略港湾として本格整備が始まる中、令和4年3月には「乙房IC~横市IC間」が 供用開始された。また、令和6年度中に「乙房IC~都城IC間」「志布志IC~志布志港間」の供用開始予定 により全線開通となり、都城ICと志布志港約44kmが40分で繋がることから、さらに志布志港周辺の臨海工 業団地の整備も加速し、企業進出や民間投資の誘発等、大きな波及効果が見込まれる。

併せて、本路線と東九州自動車道の「曽於弥五郎IC」や「末吉財部IC」を連結することにより、災害時

の広域的なネットワークの多重性・代替性の確保、また志布志港までの所要時間短縮による経済効果や地域間 連携の強化が期待される。

ついては、高規格道路「都城志布志道路」の令和6年度中の完成及び東九州自動車道とのネットワーク構築 を促進するため、道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し、下記の事項について特段の措置が講じ られるよう強く要請する。

記

- 1 早期完成を図ること。
- 2 整備が進められている本路線と東九州自動車道を結ぶバイパス道路「曽於志布志道路」を新広域道路交通計画の構想路線から事業化路線に指定すること。
- 3 本路線と東九州自動車道の末吉財部 I Cを結ぶ「都城末吉道路」の早期事業化を図ること。

鹿児島港臨港道路(鴨池中央港区線)の整備促進について

港湾施設は、産業活動や市民生活を支える基幹的な社会資本であり、地域が発展していくためには、今後ともその整備を推進する必要がある。

特に、観光資源が豊富で多くの離島を有する本県の特性を生かし、観光を主とした経済の活性化と、効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークの形成を図るためには、臨港道路の早期整備が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の配慮を求めるものである。

記

港湾物流の円滑化を図るとともに、臨海部の交通混雑を緩和するため、臨港道路(鴨池中央港区線)の早期 整備を図ること。

大隅縦貫道の建設促進について

大隅地域は、半島という地理的条件もあり、高速交通体系が他の地域に比べて著しく遅れている。

大隅縦貫道は、東九州自動車道との高速交通ネットワークを形成することにより、鹿児島空港や志布志港などの各拠点施設と連結して、大隅地域の自立的発展と広域連携を促進し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な高規格道路として、また、緊急医療、災害時の代替ルートとして整備が期待されている道路である。

このような中、当路線においては、平成 26 年 12 月に鹿屋串良 J C T から笠之原 I C 間、約 6 km の串良鹿屋 道路が開通したところであり、27 年 4 月からは「吾平道路」、令和 3 年 3 月からは「吾平大根占田代道路」について、それぞれ事業が進められているところである。

今後、大隅地域特有の第一次産業を基軸とする地場産業の振興や企業誘致、観光開発・誘致など、各種プロジェクトが広域的連携により展開されていることや、国際バルク戦略港湾として志布志港の整備が進められる上でも重要な道路となるため、早期に整備を進めることが必要である。

このようなことから、下記の事項について、早急な措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 「吾平道路」の早期完成を図ること。
- 2 「吾平大根占田代道路」の早期整備を図ること。
- 3 国道448 号以南のさらなる整備促進を図ること。

薩摩半島横断道路の早期整備について

薩摩半島を縦貫する南薩縦貫道は、鹿児島市と南薩地域の物流の効率化や時間短縮などにより地域経済の発展に資するために整備された。

南さつま市と指宿市を最短で結ぶ薩摩半島横断道路は、南薩地域の交通の利便性、周遊性を一層高め、産業・経済・観光・文化の振興、消防・救急活動及び環境衛生等の生活広域行政の充実が期待できるとともに、大規模災害等が発生した際の避難・救援ルート等となる広域的な交通ネットワークの構築等にも繋がることから、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等に必要な予算を十分に確保し、同道路の早期整備に向け、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

大隅横断道路の早期実現について

大隅横断道路(垂水市~鹿屋串良JCT間)は、東九州自動車道等と垂水港との連結により、大隅半島の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークを形成し、県都鹿児島市と志布志港を起点とする物流の促進、交通の利便性の向上や生活圏の拡大が期待できるとともに、新たな観光ルートの確立・交流が期待される。

また、国道 220 号との 2 路線を確保することで、災害時における交通網のリスク分散が可能となり、安心安全な経済活動の推進が図られる。

以上のことから、大隅地域全域の更なる発展の推進に必要不可欠であるので、大隅横断道路の早期事業化を

図るよう要望する。

国道10号鹿児島北バイパス及び白浜拡幅の整備推進について

国道 10 号は、福岡県北九州市を起点とし、大分県・宮崎県を経て姶良市・鹿児島市に至る東九州の根幹をなす主要幹線道路であり、東九州の経済、産業、文化の発展に大きく寄与する道路である。鹿児島市は地形的な制約により市外から市内に流入するルートが限られており、中でも姶良・霧島方面など鹿児島市の北側からの主な流入ルートである国道 10 号は、磯地区周辺で交通容量の不足等から慢性的な交通渋滞が発生している。

磯地区は観光レクリエーション地区であり、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・ 製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである旧集成館があることから、今後、観光客の更なる増加や遺産 価値の保全の観点から磯地区への交通流入の改善が急がれている。

一方、これまでの道路整備の効果もあり、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言下において も、物流を滞らせることなく、地域経済や雇用を支えてきた。

このような中、国道 10 号鹿児島北バイパスについては、社会情勢の変化などを踏まえ、ルートの検討がなされてきたが、平成 27 年 12 月に山岳ルートをもとに、都市計画の変更が行われ、また、昨年度は土砂災害への対策が必要と判断されたことなどから、吉野町花倉において、起点側の一部区間については海側を通過するルートに変更するとともに、残りの区間は構造形式を嵩上式に変更するため、一部区間の都市計画を変更し、安全確保を図ることとされた。

現在、花倉地区ほか改良工工事等に取り組まれている。

国道 10 号白浜拡幅については、2 車線で、急峻な傾斜地に面していることから、台風や集中豪雨などによる土砂災害等に対する防災面への対応も求められており、現在、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」として脇元地区において改良工の整備が加速的に進められている。

近年の気候変動により、全国的に大規模災害が頻発しており、安心安全なまちづくりの要として災害に強い 道路整備は、喫緊の課題となっていることから、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を 踏まえ、更なる事業の充実・推進が必要なところである。

本道路の整備は、鹿児島市や姶良・霧島地域の活性化はもとより、今後増加が予想される観光客等の利便性 向上や地域住民の安全確保に関わる重要かつ喫緊の課題であることから早期に整備していただくよう、下記事 項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

- 1 国道 10 号鹿児島北バイパスの早期完成及び令和 5 年 12 月の都市計画変更が行われた未事業化区間の早期 整備を図ること。
- 2 国道10号白浜拡幅(4車線化)の早期完成を図ること。

国道 10 号深川交差点の改良について

国道 10 号の深川交差点は、曽於市末吉町深川の柳迫小学校に隣接する交差点で、通過交通量が多く歩道も狭いため、事故の発生が懸念されることから、地域の見守り隊が朝夕の児童の登下校時に交差点で見守りを行っている。

このような状況の中、地域の要望により令和元年度から事業に着手され、用地取得も順調に進捗し、令和5年度には国道及び県道ともに一部工事が実施されている。

子供の交通安全確保のため、継続的な整備促進に必要となる事業費を確保し、一日も早い交差点改良の完成を切に要望する。

国道 220 号の整備促進について

一般国道 220 号は、宮崎市を起点とし志布志市・鹿屋市・垂水市を経て、霧島市に至る路線であり、大隅地区の産業・経済・観光・文化等の振興にとって必要不可欠な主要幹線道路である。

国道 220 号の垂水市域の大半の区間は、鹿児島湾の海岸線に沿って片側は急峻なシラス台地の崖下に整備された道路のため、降雨による崖崩れ等の影響を受けやすい状況である。

特に、牛根境地区については防災事業の一部未完成区間があり、牛根境から霧島市福山間も含め、連続雨量200mmでの通行規制は依然として続いている。そのため、今後も通行止めが発生した場合、地域住民の生活はもちろんのこと、本市のみならず霧島市を含めた産業・経済活動等に多大な支障を来たし、地域経済に及ぼす影響は著しいものがあると考えられる。

また、牛根地区で児童・生徒や老人等の交通弱者などの通行の安全確保を目的に歩道整備事業が着手され 年々進んでいるが、歩道未設置地区や狭あいな区間も多く、大型車の通行も多いことから、着手地区全ての両 側歩道について早期の整備完了が望まれる。

よって、大隅半島全体を着実に発展させていくためにも、牛根境地区の防災事業の早期完成を図っていくとともに、現在進められている磯脇地区の歩道整備を推進していく必要がある。

ついては、地域住民の生活・財産を守るため、下記事項について特段のご高配を賜るよう要望する。

- 1 垂水市牛根境防災の早期完成を図ること。
- 2 垂水市磯脇地区歩道の整備促進を図ること。
- 3 古江バイパスの早期完成を図ること。
- 4 志布志市志布志町帖地区の歩道の整備促進を図ること。
- 5 霧島市亀割峠防災の早期完成を図ること。

国道 225 号の早期整備促進について

国道 225 号は、県都鹿児島市と南薩地区を結ぶ産業・経済・観光・文化等地域の発展に欠かせない南薩地区の動脈路線であり、沿線住民の日常生活はもとより、高度医療・食料供給等の重要な役割を担っている幹線道路である。

これまでの整備により、川辺トンネルの開通及び付近の視距改良、鹿児島市下福元町影原交差点の改良が完了し、また、その他の沿線地区の整備も着実に進められており、地域住民の利便性向上とともに地元経済にも成果が表れている。

しかしながら、カーブが連続し交通事故の多発する区間や急峻な傾斜地を伴う防災要対策箇所、異常気象時の事前通行規制区間があることから、道路が遮断された際は市民生活や地域の経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、通学する児童生徒の安全面はもちろんのこと、登坂車線や交差点の改良など効率の面からも一層の改善が望まれている。

このような状況をご賢察いただき、下記事項の早急な取り組みについて、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 峯尾(みねお)峠の視距改良事業L=1,000mの早期着手を図ること。
- 2 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間L=800m及び連続カーブ区間L=700mの早期整備を図ること。
- 3 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。
- 4 南九州市川辺町木場田(こばんた)橋の改修を図ること。
- 5 南九州市川辺町両添(りょうぞえ)上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
- 6 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。

国道 226 号の整備促進について

国道 226 号は、県都鹿児島市と指宿市を結び、さらには南九州市、枕崎市を経て南さつま市に至る幹線道路であり、薩摩半島地域の産業、経済の発展はもとより、地域住民の生活道路及び観光の主要ルートとしても極めて重要な路線であることから、同路線の早期整備のため、次の措置を要望する。

- 1 喜入防災の早期着工を図ること。
- 2 国道 226 号指宿市十二町交差点から鹿児島市平川道路起点までの当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
- 3 国道 226 号鹿児島市喜入旧市(もとまち)交差点から同市平川道路起点間の4 車線化に向けた調査検討を 進めること。
- 4 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応し、地方公共団体への人的・技術的支援のため、地方整備局等の体制を充実・強化すること。
- 5 県管理に係る国道 226 号の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、未改良区間の早期整備、歩道の設置、 路面の老朽化対策等に必要な支援を図ること。また、次の事項の整備促進を図ること。
 - (1) 早期完成及び早期整備等について
 - ア 南さつま市坊津町久志拡幅工区(久志地区)の早期着工
 - イ 南さつま市坊津町坊拡幅工区(耳取峠)の早期着工
 - ウ 南さつま市笠沙町野間池地区から同市坊津町秋目地区の早期着手
 - エ 指宿市山川成川地区(山川高校前交差点)の早期完成
 - (2) 歩道整備等について
 - ア 南九州市頴娃町長崎地区の歩道設置の早期着手
 - イ 南九州市頴娃町大川から知覧町門之浦区間の歩道設置の早期着手
 - ウ 南さつま市加世田万世工区(消防団詰所から相星橋)の歩道設置の早期着工
 - エ 枕崎市遠見番地区の道路法面変状箇所の早期完成
 - (3) 老朽化対策について

国道 226 号の改良済み区間においては、路面等の老朽化がみられており、交通の円滑化を阻害し、事故の発生リスクを高めることが懸念されることから早めのメンテナンスを行うなど老朽化対策の強化を図ること。

国道 270 号の早期整備促進について

薩摩半島西部は、豊かな自然や古い歴史等の観光資源に恵まれた地域であり、また、ごみ処理等広域での取り組みを行っており、さらに広域的な連携の強化を目指している。

一方、自動車交通に依存するこの地域では、国道 270 号は福岡や熊本等と連絡する南九州西回り自動車道へのアクセス道路であり、地域の生活や産業・経済・観光・文化の振興の上からも、極めて重要な幹線道路である。

しかし、本路線は代替路がなく、頻発する集中豪雨や台風等により、しばしば通行止めが発生し、住民生活はもとより災害時の避難や救援活動にも支障を来たしている。また、原子力発電所における有事の際には住民が避難するために必要不可欠な基幹道路となる。

このようなことから、地域住民の生活や社会経済活動を災害から守り、物流の増加や各地域からの新鮮な農水産物の運搬時間の短縮をはじめ、運搬効率の向上を図るため、交通量や円滑な交通に対応した拡幅・付加車

線等の整備や、住民が安心・安全に通行できる広幅員歩道等の整備など、早急な対応が強く求められていると ころである。

ついては、本路線の早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 災害時や原子力発電所における有事の際の円滑・迅速な避難や救護活動を確保するため、集中豪雨や台風時の冠水等による交通途絶のない、災害に強い安心・安全な道路の整備促進を図ること。
- 2 円滑な交通に対応した道路の拡幅や道路線形の改良、付加車線等の整備を促進するとともに、高齢者や子ども等の歩行者が安全・快適に通行できる歩道の整備を図ること。

国道 447 号の整備促進について

国道 447 号は、宮崎県えびの市を起点とし鹿児島県伊佐市を経て出水市に至る南九州地区の横断道路であるが、霧島連山や九州山地に囲まれているため、急カーブや急勾配の区間、すれ違い困難な未整備区間が多く残されており、夏季は濃霧の発生、冬季は積雪凍結による交通規制が行われている状況にある。

本路線は、沿線地域の人、モノ、情報等の県際交流を促進し、農林業をはじめ、観光・商工業の振興に大きな役割を担っている。また、現在伊佐~えびの間を大きく迂回している国道 268 号に依存することなく、九州縦貫自動車道(えびの I C)と、現在建設中の南九州西回り自動車道の両高規格道路を東西に最短距離で結ぶ幹線道路でもあり、加えて、九州新幹線出水駅へのアクセス道路でもある。

このようなことから、地域沿線の社会活動や経済基盤の発展に大きく寄与することとなる両県境バイパス (トンネルを含む) の早期完成をはじめとする本国道の整備が強く望まれている。

ついては、本路線の重要性と沿線住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

宮崎県えびの市真幸地区から鹿児島県伊佐市大口青木地区間のバイパスの早期完成と未整備区間の解消を図ること。

島原天草長島連絡道路構想及び三県架橋構想の推進について

島原天草長島連絡道路構想(三県架橋構想を含む)は、令和3年7月に国が策定した九州地方新広域道路交通ビジョン及び計画により示された広域道路による「九州リングネットワーク」形成イメージにおいて、西九州自動車道や南九州西回り自動車道などとともに九州全体を周回する大きなリングを構成する路線として、構想路線に位置付けられている。

本構想は、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域交通網を整備することにより、九州新幹線、空港、港湾などと一体となって、東アジアをはじめとする国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資などを輸送する「命の道」としての機能も有するなど、災害に強い多軸型国土の形成や九州の一体的な浮揚を図るために必要不可欠なプロジェクトである。

特に、平成 28 年熊本地震により、九州縦貫自動車道をはじめとする、九州内の交通ネットワークが寸断されたことを受け、リダンダンシー(多重性)の役割を果たす新たな縦軸としての本架橋構想の重要性が再認識されたところである。

また、本構想については、令和5年7月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)において、「湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、地域活力の創出、リダンダンシー(多重性)の確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に、長期的視点から取り組む。」と記述され、また、平成28年3月に国土交通大臣により決定された九州圏広域地方計画において、「長崎、熊本、鹿児島の3県にまたがる九州西岸地域における多様なネットワークの形成による交流・連携機能の強化を図る。」と記述されている。

人口減少が加速する中、本地域の生活・観光・産業の発展や人口拡大による地方創生に向けた取組を加速させるためには、「島原天草長島連絡道路」の早期整備が不可欠であり、本構想の実現は、その効果を大きく発揮させる基盤となり得るものと考えている。

そのような状況の中、令和4年度から2年間、鹿児島県が会長県を務める島原・天草・長島架橋建設促進協議会では、5年12月に構想推進地方大会を開催し、また、6年2月に関係地域の小学生が参加するサッカー大会を開催するなど、地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図ってきている。

なお、本構想を推進するために、国、関係3県等により、様々な調査が実施され、多くの基礎的データが蓄積されつつあり、国においても、鹿児島県長島町及び長崎県南島原市口之津町における地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきたところである。

さらに、島原・天草・長島架橋建設促進協議会においても、令和3年度、整備効果の検討調査を行い、あらためて本構想の必要性を再認識したところである。

以上のことから、今後、本構想の実現のため、次の事項について特段の配慮を要望する。

- 1 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
- 2 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。

土砂災害発生時の応急措置に対する財政措置について

近年、全国各地で局地的集中豪雨に伴い土砂災害が頻発し、その度に甚大な被害が生じている。

被災箇所の復旧にあたり、県や市町村が実施する災害関連事業は、国庫補助の対象となるが、補助事業決定前に、二次被害発生を防止し、市民生活の安全を確保するために実施する応急的な措置については、補助制度がないために市町村が単独で行うことになっており、その財政負担は非常に大きなものとなっている。

ついては、集中豪雨等による土砂災害発生時に、二次被害発生防止のための仮設防護柵や大型土のう設置など、災害対策基本法に基づき市町村が行う応急措置に対して特段の財政措置を講じるよう強く要望する。

地域医療の確保について

現在、地方自治体が経営する公立病院においては、全国的に医師不足が顕著となっており、その解消が喫緊の課題となっている。また、診療科の偏在については、産科・小児科においても進行しており、深刻な社会問題となっている。

伊佐市の高度な医療や二次救急医療を担う鹿児島県北薩地域の中核的医療機関である県立北薩病院においても、消化器内科や外科などでは常勤医の不在が続いている状況である。

このような厳しい環境の中、公立病院は中核病院として地域における医療のセーフティネットとしての役割を果たしてきたところであるが、「医師の働き方改革」の開始に伴い、医師派遣がますます困難になると危惧している。このような状況は、地方の公立病院における医師の確保に重大な支障をきたし、公立病院の存続なども心配され、住民が地域医療に対し大きな不安を抱えた生活を強いられている現状である。

ついては、地域住民の身近で、なくてはならない地域医療の確保のため、下記の事項について、格別のご高 配を賜るよう要望する。

- 1 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること。
- 2 地域住民だれもが、いつでも、どこでも必要な医療を受け、安全で安心な生活を送ることができるよう、 公立病院の診療体制の強化を図るための支援策を講じること。

特殊地下壕対策の強化について

旧日本軍により設置された防空壕については、当時の実態を把握する資料は皆無に等しく、無数にある防空壕は戦後70年以上放置され、鹿屋市内には、現在把握しているだけで630箇所の防空壕がある。

これまで、危険性の高い特殊地下壕については、特殊地下壕対策事業等を利用しながら埋め戻しなどの対策を実施してきているが、鹿屋市は、終戦直前には前線基地として位置づけられ、旧日本軍の手でいたるところに防空壕が張り巡らされていることから、今後、都市開発や土地利用の拡大等により、新たに危険性の高い防空壕が発見される場合や既存の防空壕の老朽化により、危険度が高くなる可能性及び未発見の防空壕の陥没等による災害が発生する場合が考えられる。

これらの特殊地下壕対策については、一地方自治体で処理するには莫大な財政投資を必要とし、現在の財政状況では不可能な状況であることから、下記のとおり要望する。

記

第二次世界大戦中における防空壕について、改めて歴史的検証を行い、鹿屋市など特別な事情を有する自治体を特別地域に指定し、防空壕の補助制度を抜本的に見直すとともに、国の直轄事業として実態調査と埋め戻し工事を実施すること。

農林漁業の振興対策について

近年、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動による生産減少など、様々な要因によって食料の安定供給に影響を及ぼす中、大きく輸入に依存する我が国では、食料品や生産資材などの値上げ、化石燃料の高騰などにより、国民の生活に対する不安感は日に日に増している。

その中でも食料は、人間の生命維持・健康で充実した生活をする上での基礎であることから、農林漁業の振興は、食糧安全保障上の観点から、国・地方自治体において注力すべき最重要課題の一つである。

しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、荒廃森林・林地開発の増加、 自然環境の変化等による漁獲量の減少等により生産基盤が脆弱化したことに加え、新型コロナウイルス感染症 の感染拡大は、国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな影響を及 ぼした。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安により、配合飼料や肥料、燃料等農業用資材価格 の高騰に歯止めがかからず、農業経営を圧迫する事態も生じている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い 手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取り組みが不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における現状を踏まえた農地利用の最適化や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と農村環境整備等を図ること。
 - また、未相続地の取扱いが困難なことから、基盤整備等が立ち遅れている農地等が多く存在するため、未相続地の有効利用に関する法的な整備を図ること。
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動化技術による省力化などICT技術活用による効率的で高 品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、生産機械等導入に係る農家の負担軽減を図 るため、支援策を強化すること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
- 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米をはじめとする国産農産物の消費拡大に資する施 策を積極的に推進すること。
- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の確保・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄 疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策・防疫体制を拡充すること。
- 6 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣の駆除と電気柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
- 7 農業用資材価格の高騰に起因する農業経営への影響を緩和すべく、各種補助制度による支援策の充実を図ること。
- 8 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理 に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施 策を推進すること。
- 9 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

肥薩おれんじ鉄道は、九州新幹線を整備する基本条件の一つである並行在来線の経営分離により、九州新幹線の八代-鹿児島中央間の開業に伴い、九州旅客鉄道株式会社から八代-川内間を承継した。

本鉄道は、経営分離された在来線がこれまで地域で果たしてきた地域の足としての役割を維持するとともに、深刻なトラックドライバー不足や 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた対応として物流分野において重要な役割を果たす貨物鉄道を維持するため、日本貨物鉄道株式会社からの貨物調整金及び沿線自治体や大量・安定輸送により利益を享受する地域からの支援を得ながら、国内外の観光客の誘客や経費削減など経営安定に向け様々な営業努力を行ってきた。

一方で、沿線自治体の人口減少や少子化による通学利用者の減少等により輸送人員・運輸収入も減少し、さらに、老朽化した施設・設備の更新や維持管理に係るコストも増加しており、経営環境は非常に厳しい状況である。

そこで、令和2年度に、本鉄道は同社経営陣及び沿線首長で構成する「肥薩おれんじ鉄道経営安定化対策委員会」を設立し、中長期的な視点に立った経営の安定化に向けた施策や施設・設備の維持管理について検討を 進めており、4年度からは新たな中期経営計画のもと、経営改善に向けて取り組んでいるところである。

しかしながら、令和2年7月の豪雨災害による輸送人員の大幅な減少が経営に及ぼした影響は、本鉄道や沿線自治体による経営改善の取組だけでは打破することが困難な状況となっている。

さらに、平成25年度から令和4年度までの10年間実施されてきた県内全市町村で構成する鹿児島県市町村振興協会の基金による支援については、9年度までの5年間に限り引き続き実施されることが決定され、今後5年間、経営強化に向けて最大限努力することが求められている。

ついては、大変厳しい経営状況にある肥薩おれんじ鉄道が、将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 肥薩おれんじ鉄道の旅客・貨物輸送は、沿線を含む県内全域の物流政策において重要であることを鑑み、 本鉄道の維持と徹底的な活用に向けた取組に対し、ハード・ソフト両面においてさらなる財源確保措置を講 じること。
- 2 安全な鉄道輸送を確保するため、九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ施設・設備の更新や鉄道事業の再 構築に資する過大設備のスリム化に対する国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。
- 3 台風や大雨等による気象災害が激甚化・頻発化していることを鑑み、防災・減災に向けた取組を加速する ために行う対策や災害復旧に係る国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。

特別支援教育に関する財政措置等の充実について

平成 23 年8月に「障害者基本法」が改正され、学齢期にある子どもたちの就学の在り方が大きく変容する に至った。

具体的には、障害者基本法第 16 条に記されているように、かつては就学先の決定は、市町村教育委員会の「就学指導委員会」において「就学基準に該当する障害のある児童生徒は特別支援学校に就学することを前提」とした判断がなされていたが、改正後の学校教育法施行令によって、就学基準はガイドラインとして残るものの「保護者や本人の意向を最大限に尊重し、特別支援学校に行くか、地域の小・中学校に行くかは個別に判断すべきものである。」と変更された。

さらに、平成25年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)」が制定され、同法に基づき鹿児島県においては「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が定め

られ、同条例第13条では「教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止」が規定され、保護者の意向を 汲んだ就学先の決定が義務付けられるようになった。

このような中、我が国における障害のある児童生徒数は、年々増加傾向にあり、県内各市においても、特別 支援学級の増設や新設の要望とともに、校舎の増設等や特別支援教育支援員の配置増、医療的ケア児に対する 看護師の配置の要望が出されている状況にある。

よって、国においては、障害のある児童生徒を受け入れる小・中学校において、新たな施設設備の整備をする場合の必要な財政措置のほか、特別支援教育に関わる教職員の定数並びに特別支援教育支援員、看護師の配置について、相応の支援体制の充実を図るよう強く要望する。

生鮮食品の備蓄倉庫・コンテナヤード等整備について

離島においては、生鮮食品をはじめとする生活物資の多くを島外からの移入に頼っており、またそのほとんどが、船舶による海上輸送となっている。

しかしながら、冬場は東シナ海で発達する低気圧や夏場の台風による波浪によって欠航が長期化している。 これにより、島内の商店、スーパーでは生鮮食品をはじめとする生活物資の不足は深刻な問題となっている。 さらには、小中学校の給食、高齢者施設の食事、医療機関の病院食にいたるまで広範囲に影響が及んでいる現 状がある。

このことは、個人や卸小売業者だけの自助努力だけでは解決しえない課題となっている。

以上のことから、荒天時においても生鮮食品をはじめとする必要最低限の生活物資の安定供給に資するストック(貯蔵)機能の強化が求められており、下記の事項について強く要望する。

記

離島における冷凍・冷蔵機能を有する生鮮食品等備蓄倉庫並びにリーファーコンテナ導入および関連施設整備、維持管理に対する特段の財政措置を講じること。

離島地域における物価高及び燃油価格差の是正について

離島地域は、我が国の領域、排他的経済水域等を保全するなどの役割があるが、これらの役割を安定的かつ 継続的に担っていくためにも、定住の促進等を図っていくことが重要である。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展、産業基盤や生活環境等に関する地域間格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

離島における物価は、本土と比較して相対的に高い状況にある。国土交通省が令和2年度に行った調査結果によると、本土側の都市の平均と比較すると、離島での価格が1割~3割程度高くなっている。また、ガソリン価格について、離島の平均は本土よりも19円程度高い。離島地域においては、流通段階における海上輸送費の発生や仕入規模が小さいため卸値も高止まりの傾向にあること等が要因となり、本土との価格差を拡げる結果となっている。このことは、島民生活の大きな負担となっており、ひいては産業振興、経済活動の阻害要因となっている。

この燃油価格差をはじめとする離島地域の物価高は、島民や販売者の自助努力だけでは解消しえない課題であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 離島における生活必需品などの流通コスト対策の創設を図ること。
- 2 離島のガソリン流通コスト対策事業の助成額及び油種の拡充を図ること。

地方行財政調査会資料目録

(令和6年6月~9月)

議会図書室に地方行財政調査会の資料を保管しています。 項目は次のとおりですので、ご利用ください。

号 数	調査資料項目	発 行 日
7138	2023年度市税徴収実績調べ(2024年3月末現在)	R 6. 6. 14
7139	都市の 2024 年度重点施策・主要新規単独事業調べ	R6. 6. 19
7140	都市の 2024 年度地方税収当初予算(案)調べ	R 6. 6. 24
7141	自治会(町内会)の実態と行政支援に関する調べ(令和6年5月1日現在)(上)	R 6. 6. 28
7142	自治会(町内会)の実態と行政支援に関する調べ(令和6年5月1日現在)(下)	R 6. 6. 28
7143	2023年度市税徴収実績調べ(2024年4月末現在)	R6. 7. 3
7144	都市の 2024 年度当初予算案調べ	R6. 7. 8
7145	市町村への事務移譲の実施状況調べ (2024年4月1日現在)	R 6. 7. 18
7146	都道府県、市町村別人口・世帯数調べ(2024年1月1日現在)	R 6. 7. 22
7147	乳幼児集団健診等における医師等への報酬(報償費)支給額に関する調べ (2024年3月1日現在)	R6. 8. 2
7148	都市のシティプロモーション等に関する状況調べ(2024年4月1日現在)	R6. 8. 19
7149	2023 年度市税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)	R 6. 8. 21
7150	予備費の運用状況調べ(2024年4月30日現在)	R 6. 8. 26
7151	2024年度市税徴収実績調べ(2024年5月末現在)	R6. 9. 5
7152	都市の特別職・議員報酬等調べ(2024年4月1日現在)	R 6. 9. 18

図書室だより

◎新規購入図書(令和6年6月~9月)

議会図書室

受利· 从牌八凶音(17410 + 10 月 · 2 9 月)			
図 書 名	著・編者名	発 行 所	
月刊 ガバナンス 6月号	ぎょうせい	ぎょうせい	
判例地方自治 No.510	地方自治判例研究会	ぎょうせい	
地方議会人 6月号	全国市議会議長会·全国町村 議会議長会	中央文化社	
自治体情報誌「D-file」5月号上	イマジン出版	イマジン出版	
日本一わかりやすい地方創世の教科書 全く新しい45の新手法&新常識	鈴木信吾	東洋経済新報社	
保育所等における子ども家庭支援の展開 生活困難を支える園実践の質的分析	中谷奈津子(編著)·鶴 宏 史·木曽陽子·吉田直哉·関 川芳孝	晃洋書房	
観光政策入門	李 連澤·安本敦子·宋 娜 瑛	晃洋書房	
地域資源入門 再生可能エネルギーを活かした地域づくり	大友詔雄	自治体研究社	
地方自治法講義〔第6版〕	猪野積	第一法規	
新データで読む地域再生 「人が集まる県・市町村」はどこが違うのか	日本経済新聞社地域報道センター	日経BP日本経済新聞出版	
有機給食スタートブック 考え方・全国の事例・Q&A	つる理恵子・谷口吉光	農山漁村文化協会	
地域居住とまちづくり 多様性を尊重し協同する地域社会をめざし て	中山 徹	自治体研究社	
日本農業の動き 有機給食が地域を変える	農政ジャーナリストの会	農山漁村文化協会	
実践 介護現場における虐待の予防と対策 〔第2版〕 一早期発見から有事のマスコミ対応まで一	外岡 潤	民事法研究会	

図 書 名	著・編者名	発 行 所
観光地経営でめざす地方創生 一インバウンド獲得の司令塔となる世界水 準DMOとは	原 忠之	柴田書店
公園の木はなぜ切られるのか 都市公園と PPP/PFI	尾林芳匡・中川勝之	自治体研究社
月刊 ガバナンス 7月号	ぎょうせい	ぎょうせい
自治体情報誌「D-file」5月号上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」別冊 夏号	イマジン出版	イマジン出版
事例からわかる相談担当者のための 障害者差別解消ガイドブック	日本弁護士連合会人権擁護 委員会(編著)	ぎょうせい
教師と支援者のための "令和型不登校"対応クイックマニュアル	神村栄一	ぎょうせい
新版 学童保育ハンドブック ~これだけは知っておきたい!学童保育の 基礎知識と運営~	全国学童保育連絡協議会	ぎょうせい
地方議会人 7月号	全国市議会議長会·全国町村 議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D-file」6月号上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」6月号下	イマジン出版	イマジン出版
判例地方自治 No.511	地方自治判例研究会	ぎょうせい
令和6年度版鹿児島県職員録	鹿児島県県庁 OB 会	鹿児島県県庁 OB 会
中小企業・スタートアップを読み解く 一伝統と革新、地域と世界	加藤厚海・福嶋 路・宇田忠 司	有斐閣ストゥディア
日本の寄付を科学する 利他のアカデミア入門	坂本治也	明石書店
「差別」のしくみ	木村草太	朝日新聞出版

図 書 名	著・編者名	発 行 所
人口は未来を語る 「10 の数字」で知る経済、少子化、環境問 題	ポール・モーランド	NHK 出版
地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開	櫻井常矢	学芸出版社
〈共働き・共育て〉世代の本音 新しいキャリア観が社会を変える	本道敦子・山谷真名・和田み ゆき	光文社
フットパスでひらく観光の新たな展開 あるく・まじわる・地域を創造する	前川啓治	ミネルヴァ書房
都市データパック 2024 年版	東洋経済新報社	東洋経済新報社
移動困窮社会にならないために 新しいモビリティサービスへの大転換によ るマイカーへの過度の依存からの脱却	鎌田 実·宿利正史	時事通信社
災害食ハンドブック	奥田和子	日本食糧新聞社
豊岡メソッド 〜人口減少を乗り越える本気の地域再生手 法〜	大崎麻子・秋山 基	日経 BP 日本経済新聞出版
教育 DX と変わり始めた学校 激動する公教育の現在地	佐藤明彦	岩波書店
推しの公園を育てる! 公園ボランティアで楽しむ地域の庭づくり	一般社団法人みんなの公園 愛護会・椛田里佳・跡部 徹	学芸出版社
シン・働き方 ~女性活躍の処方箋~	稲葉可奈子	きずな出版
シン・防災論 一「政治の人災」を繰り返さないための完全 マニュアル	鈴木哲夫	講談社
農業が温暖化を解決する! 一農業だからできること	枝廣淳子	岩波書店
不適切保育はなぜ起こるのか 子どもが育つ場はいま	普光院亜紀	岩波書店
月刊 ガバナンス 8月号	ぎょうせい	ぎょうせい

図 書 名	著・編者名	発 行 所
地方議会人 8月号	全国市議会議長会·全国町村 議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D-file」7月号上	イマジン出版	イマジン出版
わたしたちのくらしと地方議会 (1) 議会と民主主義	廣瀬和彦	小峰書店
わたしたちのくらしと地方議会 (2) 議員の仕事	廣瀬和彦	小峰書店
わたしたちのくらしと地方議会 (3) 選挙のしくみ	廣瀬和彦	小峰書店
ポストコロナ時代の自治体議会改革講義	髙沖秀宣	東京法令出版
世界一やさしい LINE/X/Instagram/Facebook/TikTok/ YouTube の困ったを解決する Q&A	世界一やさしいシリーズ編 集部	インプレス
ゼロからはじめる Instagram インスタグラム 基本&便利技 [改訂新版]	リンクアップ、LIDDELL 株式 会社	技術評論社
地域から築く自治と公共	中山 徹	自治体研究社
データから読む 都道府県別ジェンダー・ギャップ あなたのまちの男女平等度は?	共同通信社会部ジェンダー 取材班	岩波書店
幸せ白書 〜人がより良く生きるために政策関係者、地 方自治体、学校現場、企業は何をすべきか	一般社団法人ウェルビーイング政策研究所	文芸社
自治体職員のための水害救援法務ハンドブック 一防災・減災の備えから初動・応急、復旧・ 復興までの実務一	中村健人、岡本 正	第一法規
月刊 ガバナンス 9月号	ぎょうせい	ぎょうせい
地方議会人 9月号	全国市議会議長会·全国町村 議会議長会	中央文化社

図書室だより

図 書 名	著・編者名	発 行 所
自治六法 令和7年版	地方自治法令研究会	ぎょうせい
判例地方自治 No.512	地方自治判例研究会	ぎょうせい
月刊 ガバナンス 10月号	ぎょうせい	ぎょうせい

鹿児島市議会事務局

令和 6 年 10 月 31 日発行 No. 149 号